

令和4年版

環境白書



富山城址公園の桜

環境白書の刊行にあたって



富山県は、立山連峰や黒部峡谷などの世界的な山岳景観、豊かで美しい富山湾、本州一の植生自然比率を誇る森林、清らかな水環境など、豊かな水と緑に恵まれています。

私たちは、これらの素晴らしい環境を大切な財産として守り育て、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

一方で、地球温暖化や生物多様性の損失、大気・水・土壌の汚染、プラスチックごみによる海洋汚染など、人類の活動を起因とする複雑かつ多様な環境問題に、私たちは直面しています。

こうしたなか、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、世界各国が協力して地球規模の課題に取り組む機運が高まっており、身近な生活や事業活動においても、一人ひとりが様々な問題の解決に向けて行動を始め、地道に活動を継続しその輪を広げていくことは、大変重要であると考えています。

富山県では、県民の皆様の環境問題に取り組む真摯な姿勢に支えられ、全国初となる県単位でのレジ袋の無料配布廃止や「とやまエコ・ストア制度」の創設をはじめ、法制定のモデルとなった小型家電リサイクル、全国トップクラスの包蔵水力を活用した小水力発電の推進、「水と緑の森づくり税」を活用した里山林の再生など、県民総参加で全国に先駆けた幅広い取組みを進めてきています。

また、SDGsの達成や、地球規模で広がっている環境問題への対応などの取組みを加速するため、令和4年3月に新たな富山県環境基本計画を策定し、「環境・エネルギー先端県」を目指して、各種施策に取り組んでいます。

さらに、地球温暖化や気候変動への対策として、2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、カーボンニュートラル施策を総合的・一体的に推進するため、「富山県カーボンニュートラル戦略」の策定に向けた検討を進めています。

豊かで、安心して暮らせる富山県を将来世代に引き継いでいくため、今後とも県民の皆様と「ワンチーム」となって、持続可能な地域づくりを推進してまいります。

この環境白書は、令和3年度の本県の環境の状況と、4年度の環境施策を取りまとめたものです。本書を通じて、多くの皆様に環境への理解と関心を深めていただき、環境を守るための行動が広がりますことを願っています。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

令和4年12月

富山県知事 新田 八 朗

目 次

特 集

富山県環境基本計画（第4次）の策定

総 論

概論	1
施策体系	8
1 環境基本条例	8
2 環境基本計画	9

第1章 環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する取組み

〈分野ごとの施策の推進〉

第1節 脱炭素社会づくりの推進	13
1 温室効果ガス排出削減に向けた対策（緩和策）の推進	13
（1）現況	13
（2）講じた施策	15
2 気候変動による影響の回避・軽減（適応策）の推進	18
（1）現況	18
（2）講じた施策	18
3 県の率先行動（新県庁エコプランの推進）	19
（1）現況	19
（2）講じた施策	20
指標の達成状況	22
第2節 循環型社会づくりの推進	23
1 循環型社会の実現に向けた3Rの推進	23
（1）現況	23
（2）講じた施策	26
2 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備	33
（1）現況	33
（2）講じた施策	35
3 循環型社会を目指す地域づくりの推進	41
（1）現況	41
（2）講じた施策	41
4 次世代環境産業の創出	42
（1）現況	42

(2) 講じた施策	42
指標の達成状況	43
第3節 自然環境の保全	44
1 自然保護思想の普及啓発	44
(1) 現況	44
(2) 講じた施策	45
2 自然とのふれあい創出	47
(1) 現況	47
(2) 講じた施策	49
3 自然環境保全活動の推進	54
(1) 現況	54
(2) 講じた施策	55
4 生物多様性の確保	56
(1) 現況	56
(2) 講じた施策	59
5 人と野生鳥獣との共生	62
(1) 現況	62
(2) 講じた施策	62
指標の達成状況	64
第4節 生活環境の保全	65
1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止	65
(1) 現況	65
(2) 講じた施策	70
2 環境改善対策等の推進	82
(1) 現況	82
(2) 講じた施策	87
3 県土美化活動の推進	97
(1) 現況	97
(2) 講じた施策	97
4 海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進	98
(1) 現況	98
(2) 講じた施策	98
5 イタイイタイ病の教訓の継承と発信	101
(1) 現況	101
(2) 講じた施策	101
指標の達成状況	102

第5節 水資源の保全と活用	103
1 水源の保全と涵養	103
(1) 現況	103
(2) 講じた施策	105
2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用	111
(1) 現況	111
(2) 講じた施策	111
3 水環境の保全	112
(1) 現況	112
(2) 講じた施策	112
4 水を活かした文化・産業の発展	113
(1) 現況	113
(2) 講じた施策	113
指標の達成状況	115

〈分野横断的な施策の推進〉

第6節 各分野に共通する施策の推進	116
1 環境影響評価や開発行為における環境配慮	116
(1) 現況	116
(2) 講じた施策	116
2 技術開発と調査研究の推進	119
(1) 現況	119
(2) 講じた施策	119
3 環境教育の推進及び体験の機会の提供（人づくり）	121
(1) 現況	121
(2) 講じた施策	121
4 各主体の連携・協働によるエコライフ・環境保全活動の拡大（仕組みづくり）	123
(1) 現況	123
(2) 講じた施策	123
5 地域の活力が発揮されることを目指す地域循環共生圏の推進（地域づくり）	126
(1) 現況	126
(2) 講じた施策	126
6 環日本海地域の環境保全や国際環境協力の推進	127
(1) 現況	127
(2) 講じた施策	128
7 環境情報の積極的な提供	132
(1) 現況	132
(2) 講じた施策	132

指標の達成状況	133
---------	-----

第2章 令和4年度において講じようとする環境の保全及び創造に関する主な取組み

〈分野ごとの施策の推進〉

第1節 脱炭素社会づくりの推進	135
1 温室効果ガス排出削減に向けた対策（緩和策）の推進	135
2 気候変動による影響の回避・軽減（適応策）の推進	136
3 県の率先行動（新県庁エコプランの推進）	137
第2節 循環型社会づくりの推進	137
1 循環型社会の実現に向けた3Rの推進	137
2 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備	138
3 循環型社会を目指す地域づくりの推進	138
4 次世代環境産業の創出	139
第3節 自然環境の保全	139
1 自然保護思想の普及啓発	139
2 自然とのふれあい創出	139
3 自然環境保全活動の推進	140
4 生物多様性の確保	141
5 人と野生鳥獣との共生	141
第4節 生活環境の保全	142
1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止	142
2 環境改善対策等の推進	143
3 県土美化活動の推進	144
4 海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進	144
5 イタイイタイ病の教訓の継承と発信	144
第5節 水資源の保全と活用	144
1 水源の保全と涵養	144
2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用	145
3 水環境の保全	145
4 水を活かした文化・産業の発展	146
第6節 各分野に共通する施策の推進	146
1 環境影響評価や開発行為における環境配慮	146
2 技術開発と調査研究の推進	146

3	環境教育の推進及び体験の機会の提供（人づくり）	147
4	各主体の連携・協働によるエコライフ・環境保全活動の拡大（仕組みづくり）	148
5	地域の活力が発揮されることを目指す地域循環共生圏の推進（地域づくり）	148
6	環日本海地域の環境保全や国際環境協力の推進	149
7	環境情報の積極的な提供	149

参考資料

第1	日誌（令和3年度）	151
第2	富山県環境関係行政組織図	153
第3	富山県環境関係附属機関	154
第4	富山県環境関係分掌事務	155
第5	市町村環境関係担当課一覧	158
第6	環境用語の説明	159

〈コラム一覧〉

①	宅配便を1回で受け取りませんか？再配達防止でエコ&社会貢献！	17
②	とやま食ロスゼロ作戦『フードドライブ』の取り組み	31
③	プラスチックの資源循環・地域循環に向けて	32
④	迅速かつ適切な災害廃棄物処理に向けて	40
⑤	立山外来植物除去指導者研修「これ除去していいの？」	61
⑥	とやま海ごみボランティア部を設立！	100
⑦	ウェブサイト「とやま名水ナビ」リニューアル！	114
⑧	「とやま環境フェア」をオンラインとリアル会場で開催！	122
⑨	「海岸におけるマイクロプラスチック調査方法を学ぼう」の動画を公開しました	130
⑩	海洋教育Webアプリ「oceantutor（オーシャンチューター）」を開発しました	131

（「令和4年版 環境白書 資料編」は富山県ホームページに掲載しています。）

富山県環境基本計画（第4次）の策定

令和4年3月に、本県の環境施策の基本的な方向性を示す「富山県環境基本計画」を策定しました。新たな環境基本計画の概要について紹介します。

1 改定の背景

（1）国内外の動き

近年、気候変動による自然災害の増加や生態系・農作物等への影響、プラスチックごみによる海洋汚染など、多くの深刻な課題が地球規模で顕在化しています。

こうしたなか、2015年9月の国連サミットではSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、2015年12月には地球温暖化対策の新たな枠組みであるパリ協定が採択されるなど、国内はもとより国際的にも持続可能な社会の構築に向けた機運が高まっています。

（2）富山県の状況

本県は、大気汚染や水質汚濁に関する環境基準はほとんどの項目で達成されているなど、おおむね良好な環境が維持されていますが、環境を取り巻く新たな課題（カーボンニュートラル、食品ロス、海洋ごみ、プラスチック資源循環等）に対応していく必要があります。

2 新たな環境基本計画

（1）計画の位置付け

富山県環境基本条例の基本理念の実現に向け、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の推進を図るために、富山県環境基本条例第11条の規定に基づき施策の大綱、長期的な目標、必要な推進事項を盛り込んで策定するものです。

（2）計画の期間

本計画の対象期間は、令和4年度（2022年度）から概ね10年後の令和12年度（2030年度）までとしています。

（3）計画の目標

計画で目指すべき社会の姿は、快適で恵み豊かな水と緑の自然環境が、県民一人ひとりの取組みにより、身近な地域から保全され、地球規模の環境保全が実現される社会です。

また、国連が掲げるSDGsの達成に向け、経済・社会・環境の調和を図りながら地域課題を解決し、「ウェルビーイング（真の幸せ）」が向上した社会づくりが必要です。

このほか、将来にわたり、良好な環境が保全されるとともに、環境に優しい再生可能エネルギーが創造される、環日本海地域の「環境・エネルギー先端県」の実現を目指すこととし、本計画の目標は次のとおりとします。

**水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら、
持続可能でウェルビーイング（真の幸せ）が向上した社会**

（４）分野ごとの施策

本県の将来像の実現に向けて、①脱炭素社会づくり、②循環型社会づくり、③自然環境、④生活環境、⑤水資源の５つの分野を政策の柱として位置付け、環境の保全と創造に取り組みます。

また、これらの政策を総合的に進めるために、調査研究や環境教育など各分野に共通する施策についても柱の一つとして位置付けて、施策を展開していきます。

１．脱炭素社会づくりの推進

省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入促進、気候変動による影響の適応策の推進、県の率先行動として環境に配慮したオフィス活動、グリーン購入など

２．循環型社会づくりの推進

廃棄物の３Ｒ、廃棄物の適正な処理体制の整備、不適正処理の防止、地域性を活かした地域循環共生圏の形成、優良な廃棄物処理業者の育成など

３．自然環境の保全

ナチュラリストの養成や普及啓発、自然とのふれあいの場の確保や景観づくり、開発事業の指導、生物多様性の確保など

４．生活環境の保全

大気・水質等に関するモニタリングや保全対策の推進、環境汚染事故、土壌・地下水汚染対策の推進、県土美化活動や海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進など

５．水資源の保全と活用

地下水の保全と健全な森林の整備・保全、中小河川や農業用水等を利用した小水力発電の整備、水文化の継承や産業の振興など

６．各分野に共通する施策の推進

大規模開発による環境への影響の未然防止、環境・エネルギーに関する技術開発や調査研究の推進、環境教育の推進、環境保全活動の拡大、地域資源を活用した自立・分散型の社会づくり、国際環境協力の推進、環境情報の積極的な提供

3 重点施策

本計画では、時代の変化や県政の重要課題に迅速かつ的確に対応するため、対応を急がなければならない施策、新たな課題に対応した施策、本県の特徴を生かした富山らしさを発揮する施策を、3つの「重点施策」として位置付けています。

重点施策の推進を通してウェルビーイング（真の幸せ）の向上を目指します。

重点施策1 地域資源を活用したカーボンニュートラルの実現

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、本県の基幹産業である製造業をはじめとした産業分野の脱炭素化をスムーズに進めるとともに、地域経済の発展と脱炭素化の両立を図ることが求められています。

このため、本県の地域特性を生かした中小水力発電や地中熱利用等の再生可能エネルギーの最大限の導入、省エネルギーの推進、エネルギーの地産地消、災害時におけるエネルギー供給の確保（レジリエンス強化）などに取り組んでいく必要があります。

カーボンニュートラルに向けた施策を重点的に展開し、地域の魅力と質の向上にも資する脱炭素社会への移行やエネルギー需給の安定化の両立が図られ、県民生活の質の向上や産業経済活動の活性化が実現することを目指します。



小水力発電所



小水力発電：54か所



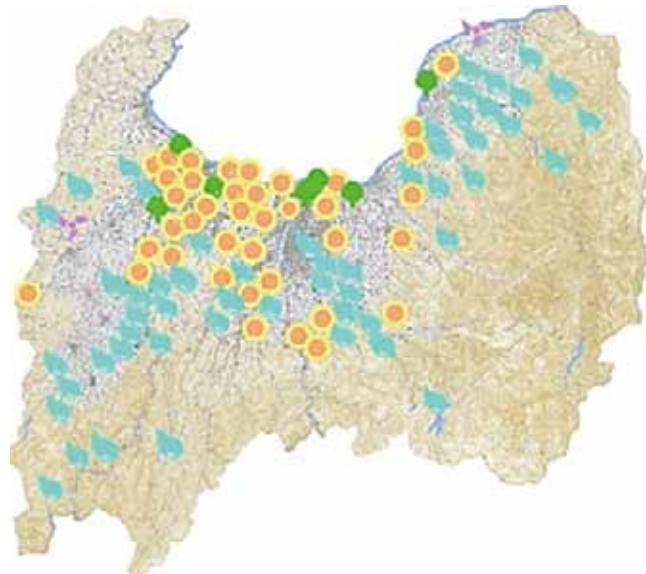
太陽光発電：39か所
(メガソーラー)



風力発電：2か所



バイオマス発電：7か所



再生可能エネルギーの導入

重点施策2 エコライフの実践拡大と快適で恵み豊かな環境の実現

本県では、全国初となる県単位でのレジ袋無料配布廃止をはじめ、全国に先駆けた「食品ロス削減推進計画」の策定などの食品ロス・食品廃棄物削減運動の展開、県民と一緒にエコ活動を推進するとやまエコ・ストアの登録制度、法制定のモデルとなった小型家電リサイクル、県内全域での清掃活動など、県民総参加で全国に先駆けた幅広い取組みを進めています。

こうした施策を重点的に展開し、環境教育や県民協働の環境保全活動が実践され、エコライフが拡大することで、快適で恵み豊かな環境が実現することを目指します。



重点施策3 環境資源を活かした持続可能な地域の実現

本県には、世界に誇れる雄大な「立山黒部」、「世界で最も美しい富山湾」、「とやまの魚」、「とやまの名水」などがあり、豊かで美しい自然環境が観光資源として活用されています。

本県の自然環境を保全し、次の世代へ引き継いでいくため、ライチョウや高山植物の保護活動や水環境保全活動、地下水の保全などに取り組んでいます。

こうした施策を重点的に展開し、本県の美しい山や海、自然を貴重な「環境資源」として活かし、持続可能な地域の実現を目指します。



立山黒部（室堂）



富山湾

4 終わりに

環境問題の解決には、社会を構成するあらゆる主体が、それぞれの日常的な活動と環境との関わりを認識するとともに、自主的かつ積極的に取り組みを進めることが必要です。

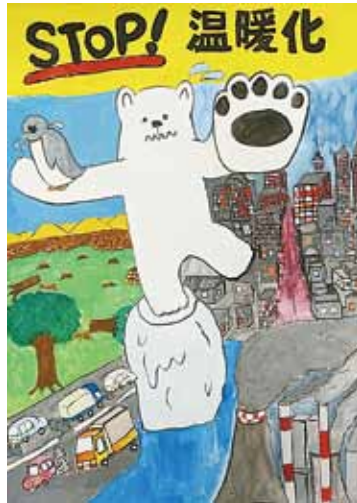
県民、事業者、行政等が連携を図りつつ、本計画に掲げる環境の保全と創造に向けた取り組みを推進していきます。

令和4年度

環境ポスター 富山県知事賞

(最優秀賞)

小学生の部



砺波市立砺波南部小学校 5年
山田 壮真 さん

中学生の部



富山市立和合中学校 1年
西尾 怜奈 さん

愛鳥に関するポスター 富山県知事賞

小学生の部



砺波市立鷹栖小学校 6年
伊藤 沙夏 さん

中学生の部



入善町立入善西中学校 3年
梅川 珠美礼 さん

高校生の部



富山県立富山北部高等学校 3年
森井 菜月 さん



総論

概論

本県は、早くから工業県として発展してきた結果、昭和30年代後半からの高度経済成長の過程で、生活水準は著しく向上したものの、大気汚染や水質汚濁などの産業公害により生活環境が悪化するとともに各種開発による自然環境の改変が進みました。

昭和40年代には環境保全のための各種法体系の整備が進められ、本県においても公害防止条例の制定をはじめ、独自の大気環境計画の策定等といった公害防止対策を講じるとともに、県立自然公園条例や自然環境保全条例の制定などの自然保護施策を展開しました。その結果、環境は全般的に改善され、今日の清らかな水、さわやかな空気、変化に富んだ美しく豊かな自然、恵み豊かな日本海などのすぐれた環境は県民の誇りとなっています。

本県では、平成7年12月に、「環境の恵沢の享受と継承」、「持続的発展が可能な社会の構築及び環境保全上の支障の未然防止」並びに「地球環境保全の推進」を基本理念とする環境基本条例を制定し、10年3月には、この条例に基づき、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の基本的な考え方、長期的な目標、必要な推進事項を盛り込んだ環境基本計画を策定し、各種の環境保全施策を実施してきました。

令和4年3月には、環境を取り巻く状況の変化や新たな課題等に対応するとともに、環日本海地域の「環境・エネルギー先端県」の実現に向けて、環境基本計画の改定を行い、次の区分に従って環境の保全及び創造に関する各種の施策を推進しています。

〈分野ごとの施策の推進〉

- I. 脱炭素社会づくりの推進
- II. 循環型社会づくりの推進
- III. 自然環境の保全

- IV. 生活環境の保全
- V. 水資源の保全と活用

〈分野横断的な施策の推進〉

- VI. 各分野に共通する施策の推進

〈重点施策〉

- ① 地域資源を活用したカーボンニュートラルの実現
 - ② エコライフの実践拡大と快適で恵み豊かな環境の実現
 - ③ 環境資源を活かした持続可能な地域の実現
- 3年度において、環境の保全及び創造に関して講じた分野ごとの主な施策は以下のとおりです。

I. 脱炭素社会づくりの推進

1 温室効果ガス排出削減に向けた対策（緩和策）の推進

新とやま温暖化ストップ計画に基づき、地球温暖化対策を総合的に推進するとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、「カーボンニュートラル推進課」及び「カーボンニュートラル推進本部」を設置しました。また、再生可能エネルギーの導入促進などのエネルギーの多様化を推進したほか、農業用水を利用し土地改良区が実施する小水力発電所の整備への支援を行うとともに、老朽化した県営水力発電所における固定価格買取制度（FIT）を活用したリプレース(全面的更新)に着手しました。さらに、とやま水素エネルギービジョンを踏まえた燃料電池自動車の導入支援など、県内における水素の利活用を促進しました。

2 気候変動による影響の回避・軽減(適応策)の推進

新とやま温暖化ストップ計画に基づき、富山県気候変動適応センター(環境科学センター)における気候変動影響及び適応に関する情報の収集や調査研究を推進するとともに、農作物の栽培技術の普及指導や水質調査の実施など、各分野における適応策の取組みを実施しました。

3 県の率先行動

新県庁エコプランに基づき、環境に配慮したオフィス活動等を推進するとともに、県有施設への再生可能エネルギーの導入可能性調査を実施しました。

II. 循環型社会づくりの推進

1 循環型社会の実現に向けた3Rの推進

とやま廃棄物プランに基づき、県民、事業者、行政が連携した廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理を推進しました。また、「食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議」のもと、「3015運動」や未利用食品を福祉団体等へ寄付するフードドライブの取組み拡大、フードバンク活動モデル実証の実施など、県民総参加の食品ロス・食品廃棄物削減運動を展開しました。さらに、スーパー等の食品トレイの素材転換など、プラスチックごみ対策を推進しました。

2 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備

廃棄物の適正な処理を確保するため、産業廃棄物処理業者に対する監視指導を行うとともに、監視パトロールの実施など不法投棄の防止対策を推進しました。また、PCB廃棄物の処理期限内の確実かつ適正な処理の徹底を周知するとともに、災害廃棄物対策として仮置場の設置・運営訓練を実施しました。

3 循環型社会を目指す地域づくりの推進

県民総参加による食品ロス・食品廃棄物削減運動の展開や廃プラスチック類やバイオマス資源を活用したプラスチック製品の再商品化の調査検討など、循環型社会を目指す地域づくりを推進しました。

4 次世代環境産業の創出

次世代環境産業の創出や事業者の育成を図るため、優良産廃業者認定制度の普及やリサイクル認定制度による認定、認定リサイクル製品の公共事業での優先的利用を実施しました。

III. 自然環境の保全

1 自然保護思想の普及啓発

ナチュラリストの自然解説のほか、自然公園指導員等の活動を通じて、自然環境保全のための知識やマナーについて普及啓発を行いました。また、ジュニアナチュラリストの養成講座の開講や交流事業の実施など、活動に対する支援を実施しました。

2 自然とのふれあい創出

中部山岳国立公園の歩くアルペンルート等における登山道の整備・改修や、猿飛峡遊歩道の落石防止対策、室堂平等における案内看板・道標等の再整備を実施しました。また、オンライン登山届「コンパス」の利用促進を図るなど、ICTを活用した安全登山対策を総合的に実施するとともに、立山劔岳エリアの診療体制の強化に向け現地の映像を山岳診療所から送信する通信機器を配備しました。さらに、「水と緑の森づくり税」を活用し、水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりやとやまの森を支える人づくりなどを推進しました。

3 自然環境保全活動の推進

自然環境指針に基づき開発事業等について必要な指導を実施するとともに、立山で運行されるバスについて条例による排出ガス規制を実施しました。ま

た、藻場造成、海岸清掃等を実施する県内の活動団体に対して支援するなど、豊かな海づくりを推進しました。

4 生物多様性の確保

「ライチョウサポート隊」にジュニア枠を設定し、長期にわたりライチョウ保護に関わる人材を育成するとともに、上野動物園ウェブサイト等で「ライチョウ王国とやま」を発信しました。また、立山センターを中心に、立山黒部アルペンルート沿線の外来植物除去活動を実施しました。

5 人と野生鳥獣との共生

野生鳥獣の行動域などをモニタリング調査するとともに、個体数調査等を行い、科学的・計画的な被害防止対策等を実施しました。また、クマ出没に伴う人身被害の未然防止を図るための環境整備経費に対する支援を行うとともに、ツキノワグマ管理計画に基づき、県民等へ安全対策を周知しました。さらに、イノシシ、ニホンジカの捕獲方法の検討や、捕獲の担い手の育成を継続するなど、これらの個体数管理を一層推進しました。

IV. 生活環境の保全

1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止

大気環境の保全については、大気環境計画に基づく取組みを推進するとともに、光化学オキシダント注意報発令等の情報を関係者に一斉メール配信するシステムへの参加機関を拡大し、本格運用を開始しました。また、水環境の保全については、水質環境計画に基づき、公共用水域における水質の常時監視、工場・事業場に対する排水基準の遵守状況の確認など、水質環境保全施策を推進するとともに、新たな課題を踏まえて水質環境計画を改定しました。さらに、北陸新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況の把握等を実施しました。

2 環境改善対策等の推進

水質汚濁事故対策や農用地土壌汚染対策、市街地等土壌汚染対策を推進しました。また、事業者による自主的な化学物質の排出削減を促進するとともに、富岩運河等のダイオキシン類対策等に取り組みました。

3 県土美化活動の推進

「みんなできれいにせんまいけ大作戦」など、地域住民等と協力した県民総ぐるみの県土美化推進運動を展開しました。

4 海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進

海岸漂着物の回収・処理を実施するとともに、海岸漂着物の発生源となる街なかの散乱ごみに関する住民参加型調査を実施しました。また、清掃活動にスポーツを掛け合わせ、チーム競技としての楽しさを加えて拾ったごみの量等を競う「スポーツごみ拾い大会」の普及に取り組みました。さらに、本県の代表的な海岸における漂着物の量や組成等の調査、県内河川や富山湾におけるマイクロプラスチックの流出・漂流実態に関する調査を行うなど、漂流・漂着ごみの実態の把握に努めました。

5 イタイタイ病の教訓の継承と発信

県立イタイタイ病資料館において、特別企画展（報道がとらえたイタイタイ病）、語り部事業、資料館に来て・見て・学ぼう事業を実施しました。また、貴重な資料の収集・保存、小中学校の課外学習等の積極的な受入れ、5か国語に対応したウェブサイトや8か国語のリーフレット等の活用により、国内外への情報発信等を実施しました。

V. 水資源の保全と活用

1 水源の保全と涵養

水源である森林などの地域における適正な土地利用の確保を図るため、水源地域保全条例に基づき、事前届出による土地取引の把握等を実施しました。また、地下水位の監視や条例に基づく

規制、揚水設備の監視・指導等を行うとともに、地下水の節水や利用の合理化などの保全施策を推進しました。このほか、「地下水の守り人」の養成講座等を開催し、地域に根ざした地下水保全活動を促進しました。

2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用

小水力発電については、農業用水を利用し土地改良区が実施する小水力発電所（4か所）の整備を支援しました。また、老朽化した県営水力発電所（4か所）について、固定価格買取制度（FIT）を活用したリプレースに着手しました。

3 水環境の保全

河川、海岸等の親水機能の整備・保全を推進するとともに、水環境の保全に対する若者の理解の増進や水環境保全活動への自主的な参加につなげるため、森・川・海的环境観察会等を開催しました。

4 水を活かした文化・産業の発展

とやま21世紀水ビジョンに基づき、水に関わる各種施策や健全な水循環の構築を総合的かつ横断的に推進しました。また、管理者、市町村等による情報交換や衛生管理の技術向上を図る「とやまの名水ネットワーク協議会」を開催するとともに、「とやま名水協議会」が実施する名水の配布等のPR活動に対して支援しました。このほか、ウェブサイト「とやま名水ナビ」をリニューアルし、名水の魅力の発信を強化しました。

VI. 各分野に共通する施策の推進

環境教育等行動計画に基づき、人材育成や教材の整備、環境教育の情報・場・機会の提供を行うとともに、環境とやま県民会議を中心に、県民総参加によるエコライフの取組みを推進しました。

また、各試験研究機関における技術開発や調査研究、環境・エネルギー分野における産学官連携などを推進しました。

さらに、（公財）環日本海環境協力センター（NPEC）による交流事業や調査研究事業の実施、北東アジア地域自治体連合（NEAR）環境分科委員会のオンライン開催など、環日本海地域の環境保全に関する国際環境協力を推進しました。

このほか、環境影響評価等の手続きを通じて開発行為による環境への影響の低減を図るとともに、環境に関する情報提供の充実に取り組みました。

- 4年度において、「安心とやま」の実現に向けて、環境の保全及び創造に関して講じようとする分野ごとの主な施策は以下のとおりです。

I. 脱炭素社会づくりの推進

1 温室効果ガス排出削減に向けた対策（緩和策）の推進

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、より総合的・戦略的に対応するため、「カーボンニュートラル戦略」を策定します。また、再生可能エネルギーの導入促進などのエネルギーの多様化を推進するほか、農業用水を利用し土地改良区が実施する小水力発電所の整備への支援を行うとともに、老朽化した県営水力発電所における固定価格買取制度（FIT）を活用したりリプレースを推進します。さらに、とやま水素エネルギービジョンを踏まえた燃料電池自動車の導入支援など、県内における水素の利活用を促進します。

2 気候変動による影響の回避・軽減（適応策）の推進

カーボンニュートラル戦略の策定に併せ、富山県気候変動適応計画について見直しを行います。また、富山県気候変動適応センター（環境科学センター）における気候変動影響及び適応に関する情報の収集や調査研究を推進するとともに、各分野における適応策の取組みを実施します。

3 県の率先行動

新県庁エコプランに基づき、環境に

配慮したオフィス活動等を推進するとともに、環境科学センターにプラグインハイブリッド自動車を導入するなど、電気自動車・次世代自動車の導入やグリーン購入を推進します。

II. 循環型社会づくりの推進

1 循環型社会の実現に向けた3Rの推進

とやま廃棄物プランに基づき、県民、事業者、行政が連携した廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理を推進します。また、食品ロス削減推進計画に基づき、「食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議」を核として、「3015運動」やフードドライブの定着に向けた支援、フードバンク活動の拡大など、県民総参加の食品ロス・食品廃棄物削減運動を展開します。さらに、プラスチックの資源循環の促進のため、プラスチック製の食品トレイについて、スーパー等の事業者におけるノートレイや紙トレイなどへ転換を推進します。このほか、食品事業者と畜産農家との需給マッチングによるエコフィードの利用拡大や、酒粕を給与した「とやま和牛」のブランド化を推進します。

2 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備

廃棄物の適正な処理を確保するため、産業廃棄物処理業者に対する監視指導を行うとともに、監視パトロールの実施など不法投棄の防止対策を推進します。また、PCB廃棄物の処理期限内の確実かつ適正な処理の徹底を周知するとともに、市町村、民間業者と連携して、災害廃棄物処理に係る初動対応や仮置場の設置・運営の訓練を実施します。

3 循環型社会を目指す地域づくりの推進

廃プラスチック類やバイオマス資源を活用したプラスチック製品の再商品化の検討・実施、剪定枝の堆肥化や木くずの固形燃料化など木質系廃棄物の

リサイクルの検討など、循環型社会を目指す地域づくりを推進します。

4 次世代環境産業の創出

次世代環境産業の創出や事業者の育成を図るため、優良産廃業者認定制度の普及やリサイクル認定制度による認定、認定リサイクル製品の公共事業での優先的利用を実施します。

III. 自然環境の保全

1 自然保護思想の普及啓発

ナチュラリストによる自然解説や、自然公園指導員等の活動を通じて、自然環境保全のための知識やマナーについて普及啓発を行うとともに、ジュニアナチュラリストとナチュラリストの連携事業の実施など、活動に対する支援を実施します。

2 自然とのふれあい創出

中部山岳国立公園の歩くアルペンルート等において、登山道の整備、遊歩道の落石防止対策を実施します。また、オンライン登山届「コンパス」の利用促進を図るなど、ICTを活用した安全登山対策を総合的に実施するとともに、立山劔岳エリアの診療体制の強化に向け現地の映像を山岳診療所から送信する通信機器を配備します。さらに、「水と緑の森づくり税」を活用し、水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりやとやまの森を支える人づくりなどを推進します。このほか、県民参加による植樹等の緑化運動の展開や景観条例に基づく大規模な開発行為の届出制等の景観づくりを推進します。

3 自然環境保全活動の推進

自然環境指針に基づき開発事業等について必要な指導を実施するとともに、立山で運行されるバスについて条例による排出ガス規制を実施します。また、藻場造成、海岸清掃等を実施する県内の活動団体を支援するなど、豊かな海づくりを推進します。

4 生物多様性の確保

ライチョウサポート隊に引き続き

ジュニア枠を設定し、長期にわたりライチョウ保護に関わる人材を育成するとともに、上野動物園ウェブサイト等で「ライチョウ王国とやま」を発信します。また、立山センターを中心として立山黒部アルペンルート沿線の外来植物除去活動を実施します。

5 人と野生鳥獣との共生

野生鳥獣の行動域などをモニタリング調査するとともに、個体数調査等を行い、科学的・計画的な被害防止対策等を実施します。また、クマ出没に伴う人身、農作物等の被害防除のため、パトロール、捕獲、柿等の誘引物除去に係る経費への補助を引き続き実施するとともに、ツキノワグマ管理計画に基づき、県民等へ安全対策を周知します。さらに、イノシシ、ニホンジカの効率的な捕獲方法の検討や、捕獲の担い手の育成を継続するとともに、新たな捕獲専門チームを設置するなど、これらの個体数管理を一層推進します。

IV. 生活環境の保全

1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止

大気環境の保全については、大気環境計画に基づく取組みを推進するとともに、新たな課題を踏まえ、大気環境計画の改定を検討します。また、水環境の保全については、水質環境計画に基づき、公共用水域における水質の常時監視、工場・事業場に対する排水基準の遵守状況の確認など、水質環境保全施策を推進します。さらに、北陸新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を把握するための実態調査を行います。

2 環境改善対策等の推進

水質汚濁事故対策や農用地土壌汚染対策、市街地等土壌汚染対策を推進します。また、事業者による自主的な化学物質の排出削減を促進するとともに、富岩運河等のダイオキシン類対策等に取り組みます。

3 県土美化活動の推進

「みんなできれいにせんまいけ大作戦」など、地域住民等と協力した県民総ぐるみの県土美化推進運動を展開します。

4 海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進

海岸漂着物対策として、関係団体・行政機関等と連携した海岸漂着物の回収・処理のほか、県内企業やグループ等が参加する「とやま海ごみボランティア部」の立ち上げ、海岸清掃体験バスツアーの開催など、上流・下流の幅広い地域が連携した海岸漂着物の発生抑制対策を推進します。また、本県の代表的な海岸における漂着物の量や組成等の調査、県内河川におけるマイクロプラスチックの流出・漂流実態に関する調査を行うなど、漂流・漂着ごみの実態を把握します。

5 イタイタイ病の教訓の継承と発信

県立イタイタイ病資料館において、特別企画展（カラーで甦るイタイタイ病の記憶）、語り部事業、資料館に来て・見て・学ぼう事業を実施します。また、貴重な資料の収集・保存、小中学校の課外学習等の積極的な受入れ、5か国語に対応したウェブサイトや8か国語のリーフレット等の活用により、国内外への情報発信等を実施します。

V. 水資源の保全と活用

1 水源の保全と涵養

水源である森林などの地域における適正な土地利用の確保を図るため、水源地域保全条例に基づき、事前届出による土地取引の把握とともに、必要に応じて指導・助言を実施します。また、地下水位の監視や条例に基づく規制、揚水設備の監視・指導等を行うとともに、地下水の節水や利用の合理化などの保全施策を推進するほか、「地下水の守り人」の技術講習会を開催するなど地域に根ざした地下水保全活動を促進します。

2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用

小水力発電については、農業用水を活用し土地改良区が実施する整備を支援するとともに、県営水力発電所について、固定価格買取制度（FIT）を活用したリプレースを推進します。

3 水環境の保全

河川、海岸等の親水機能の整備・保全を推進するとともに、水環境の保全に対する若者の理解の増進や水環境保全活動への自主的な参加につなげるため、森・川・海の水環境観察会等を開催します。

4 水を活かした文化・産業の発展

とやま21世紀水ビジョンに基づき、水に関わる各種施策や健全な水循環の構築を推進します。また、「とやま名水協議会」が実施する名水の配布等のPR活動に対して支援するほか、名水巡りツアーを開催します。

このため、環境基本計画の目標である「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら、持続可能でウェルビーイング（真の幸せ）が向上した社会」を目指して、各主体が参加・連携しながら、各種の環境保全施策を積極的に推進していきます。

VI. 各分野に共通する施策の推進

環境教育等行動計画に基づき、人材育成や教材の整備、環境教育の情報・場・機会の提供を行うとともに、環境とやま県民会議を中心に、県民総参加によるエコライフの取組みを推進します。

また、各試験研究機関における技術開発や調査研究、環境・エネルギー分野における産学官連携などを推進します。

さらに、環日本海地域の地方自治体、NPEC、市民等と連携した海辺の漂着物調査や漂着ごみの発生抑制に関する学習会の開催、海洋環境Webアプリを活用した出前授業の実施、NEAR環境分科委員会の運営など、環日本海地域の環境保全に関する国際環境協力を推進します。

複雑で多様化する環境問題を解決し、良好な環境を保全・創造していくためには、今後とも、県民一人ひとりが人間活動と環境との関係について理解を深めるとともに、県民、事業者、行政が一体となって取り組んでいくことが必要です。

施策体系

健康で文化的な生活を送るためには、快適で恵み豊かな環境が不可欠であり、将来にわたって、県民の貴重な財産であるすばらしい環境を守り育てていくことが必要です。このため、環境基本条例の基本理念を踏まえ、環境の保全と創造に関する各種施

策を計画的に推進し、県民総参加で「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら、持続可能でウェルビーイング（真の幸せ）が向上した社会」を目指します。

1 環境基本条例

都市・生活型公害から地球環境問題まで広範多岐にわたる今日の環境問題に適切に対応するため、7年12月に環境基本条例を制定しました。この条例は、快適で恵み豊かな環境を保全し、及び創造することを目標に、「環境の恵沢の享受と継承」、「持続

的發展が可能な社会の構築及び環境保全上の支障の未然防止」並びに「地球環境保全の推進」の3つを基本理念として、環境の保全と創造に向けた行政、事業者、県民の責務を明示しています。環境基本条例の体系図は図1-1のとおりです。

図1-1 環境基本条例の体系図



2 環境基本計画

環境基本計画は、環境基本条例の基本理念の実現に向けて、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本条例第11条の規定により施策の大綱や必要な推進事項を盛り込んで10年3月に策定したものであり、県における環境の保全と創造に関する基本となる計画です。

4年3月には、近年の気候変動による自然災害の増加や生態系・農作物等への影響、プラスチックごみによる海洋汚染など、国

内外の環境を取り巻く状況の変化や新たな課題に対応するため、環境基本計画を改定しました。

本県の環境行政における環境基本計画の位置づけは、図1-2のとおりであり、本県の総合計画「元気とやま創造計画」(30年3月策定)において目指すべき将来像の一つである「安心とやま」の環境面からの実現を図るための部門別計画として位置づけられるものです。また、環境基本計画の概要は図1-3のとおりです。

図1-2 環境基本計画の位置づけ

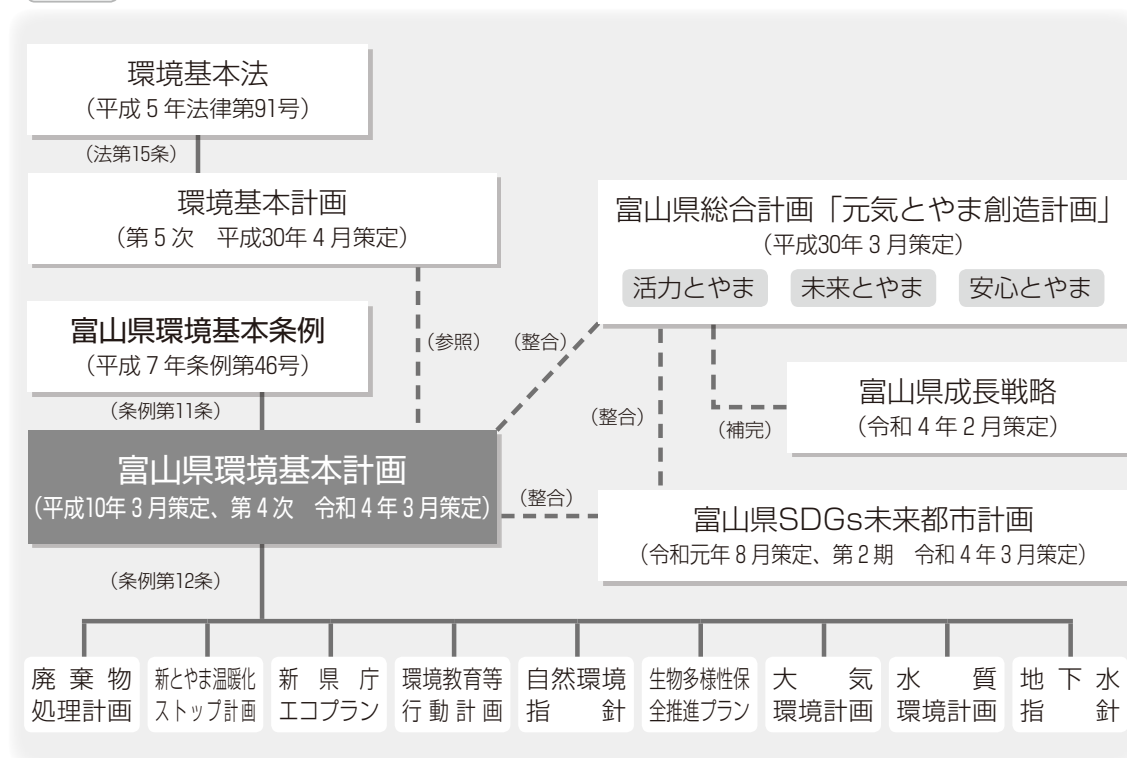


図1-3 環境基本計画の概要

◆第1章 総論

1 計画策定の背景

- ・近年の国内外の環境を取り巻く状況の変化や新たな課題に対応
- ・環日本海地域の環境・エネルギー先端県づくりに向けて策定

2 計画の位置づけ

- ・県総合計画の部門別計画としての位置づけ
- ・富山県環境基本条例第11条の規定に基づき、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の大綱、長期的な目標、必要な推進事項を盛り込み策定

3 計画の期間

令和4年度（2022年度）から概ね10年後の令和12年度（2030年度）まで

4 対象地域

富山県全域及びその沿岸海域

5 計画の対象項目

- (1)人の健康の保護及び生活環境の保全
(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、地下水障害)
- (2)自然環境の保全（地形・地質、植物、動物）
- (3)資源循環（廃棄物、水循環）
- (4)地球環境の保全（地球温暖化（気候変動）、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋ごみ等地球的規模若しくは国境を越えて影響が及ぶ環境問題）
- (5)快適な環境づくり（身近な水や緑、すぐれた景観、歴史的文化的環境、清掃美化活動）

◆第2章 計画の目標

水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら、持続可能でウェルビーイング（真の幸せ）が向上した社会

◆第3章 施策の展開

I. 脱炭素社会づくりの推進

- 1 温室効果ガス排出削減に向けた対策（緩和策）の推進
- 2 気候変動による影響の回避・軽減（適応策）の推進
- 3 県の率先行動（新県庁エコプランの推進）

II. 循環型社会づくりの推進

- 1 循環型社会の実現に向けた3Rの推進
- 2 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備
- 3 循環型社会を目指す地域づくりの推進
- 4 次世代環境産業の創出

III. 自然環境の保全

- 1 自然保護思想の普及・啓発
- 2 自然とのふれあい創出
- 3 自然環境保全活動の推進
- 4 生物多様性の確保
- 5 人と野生鳥獣との共生

IV. 生活環境の保全

- 1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止
- 2 環境改善対策等の推進
- 3 県土美化活動の推進
- 4 海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進
- 5 イタイイタイ病の教訓の継承と発信

V. 水資源の保全と活用

- 1 水源の保全と涵養
- 2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用
- 3 水環境の保全
- 4 水を活かした文化・産業の発展

VI. 各分野に共通する施策の推進

- 1 環境影響評価や開発行為における環境配慮
- 2 技術開発と調査研究の推進
- 3 環境教育の推進及び体験の機会の提供（人づくり）
- 4 各主体の連携・協働によるエコライフ・環境保全活動の拡大（仕組みづくり）
- 5 地域の活力が発揮されることを目指す地域循環共生圏の推進（地域づくり）
- 6 環日本海地域の環境保全や国際環境協力の推進
- 7 環境情報の積極的な提供

◆第4章 重点施策

- ①地域資源を活用したカーボンニュートラルの実現
- ②エコライフの実践拡大と快適で恵み豊かな環境の実現
- ③環境資源を活かした持続可能な地域の実現

◆第5章 計画の推進

- 1 県民、事業者、行政の役割とあらゆる主体の参加
 - ・県民、事業者、行政等の役割と具体的な事業・取組例を提示
- 2 計画の推進体制
 - ・環境とやま県民会議を中心に各種取組みを推進
 - ・環境保全活動に取り組む各種団体、グループ、NPO等と連携
- 3 進行管理
 - ・各施策分野毎に指標を設定
 - ・個別分野の計画において、より具体的な施策を推進
 - ・毎年、県議会に報告書を提出するとともに、「環境白書」を公表



第1章

環境の状況並びに環境の保全
及び創造に関する取組み

第1章

環境の状況並びに環境の保全 及び創造に関する取組み

〈分野ごとの施策の推進〉

第1節 脱炭素社会づくりの推進



地球温暖化は、主に化石燃料の大量消費等の人間活動により発生する温室効果ガスの排出量の増加が原因とされ、農林水産業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動等への影響が懸念されています。日常生活や事業活動などのあらゆる場面から温室効果ガスが排出されており、県民、事業者、行政などの全ての主体が積極的に地球温暖化対策に取り組むことが必要

です。

2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進、脱炭素社会に向けたライフスタイルやビジネススタイルへの転換のほか、気候変動の影響の被害を回避・軽減する適応策を含めて、総合的な脱炭素社会づくりを推進します。

1 温室効果ガス排出削減に向けた対策（緩和策）の推進

(1) 現況

気温上昇による農作物への影響、過去の観測を上回るような短時間強雨、台風の大規模化などによる自然災害、熱中症搬送数の増加など、気候変動の影響が私たちの暮らしの様々なところに既に現れており、今後さらに深刻化するおそれがあります。

国際社会では、27年に「パリ協定」が採択され、今世紀後半において、人間活動による温室効果ガス排出量と森林等による吸収量とのバランスをとり、実質ゼロにする方針が打ち出されています。

国においては、2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を表明し、3年10月にはエネルギー基本計画や地球温暖化対策計画を改定するなど、地球温暖化対策をめぐる情勢はスピーディーに動いています。

本県では、元年8月に温室効果ガス排

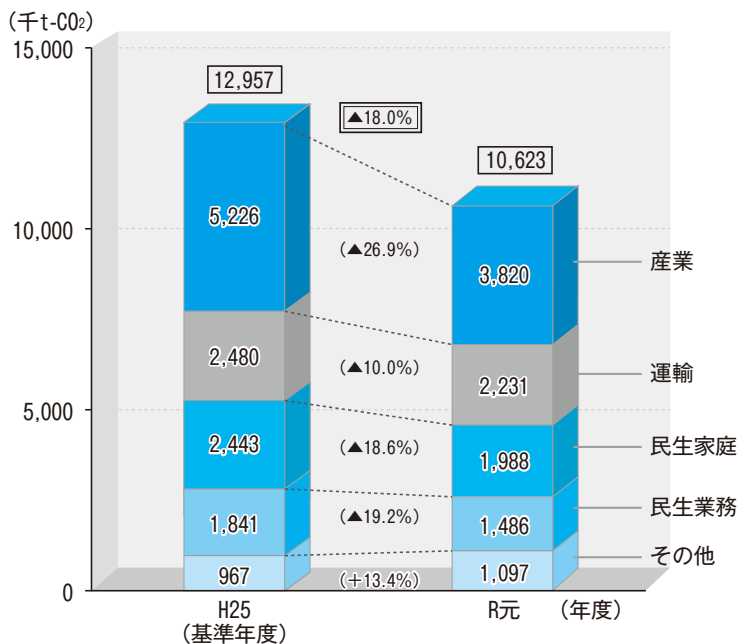
出量の削減目標を掲げた「新とやま温暖化ストップ計画<富山県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）>」を策定し、地球温暖化対策を地域レベルで推進しています。2年3月には2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロを目指す「とやまゼロカーボン推進宣言」を関係団体と共同で宣言するとともに、3年12月にはカーボンニュートラルを総合的・分野横断的に推進するため、知事を本部長としたカーボンニュートラル推進本部を設置しました。

県内の温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）は、図1-1のとおり、25年度の12,957千t-CO₂と比べて、元年度は10,623千t-CO₂と18.0%減少しました。部門別の構成比では、産業部門（36.0%）、運輸部門（21.0%）、民生家庭部門（18.7%）、民生業務部門（14.0%）の順となっています。

また、主な温室効果ガスである二酸化炭素の元年度の排出量は9,879千 t-CO₂であり、これは全国の約0.9%に相当し、

県民一人当たりでは9.5 t-CO₂でした。
 新とやま温暖化ストップ計画の概要は、表1-1のとおりです。

図1-1 県内における温室効果ガスの部門別排出量の推移



区分	25年度		元年度		増加率 (%)
	排出量(千 t-CO ₂)	割合 (%)	排出量(千 t-CO ₂)	割合 (%)	
産 業	5,226	40.3	3,820	36.0	-26.9
運 輸	2,480	19.1	2,231	21.0	-10.0
民 生 家 庭	2,443	18.9	1,988	18.7	-18.6
民 生 業 務	1,841	14.2	1,486	14.0	-19.2
そ の 他	967	7.5	1,097	10.3	+13.4
計	12,957	100	10,623	100	-18.0

注1 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

注2 その他：廃棄物由来の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス

表1-1 新とやま温暖化ストップ計画の概要

位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項の規定による地方公共団体実行計画（区域施策編） 気候変動適応法第12条の規定による地域気候変動適応計画 環境基本計画の地球温暖化対策に係る個別計画
対象地域	富山県全域
対象物質	地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に定める以下の7物質 ①二酸化炭素（CO ₂ ） ②メタン（CH ₄ ） ③一酸化二窒素（N ₂ O） ④ハイドロフルオロカーボン（HFC） ⑤パーフルオロカーボン（PFC） ⑥六ふっ化硫黄（SF ₆ ） ⑦三ふっ化窒素（NF ₃ ）
計画の目標	2030年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度の排出量から30%削減 ※2020年度の時点では、2005（平成17）年度から8%削減
削減対策（緩和策）	<p>「省エネルギーの推進」、「再生可能エネルギーの導入促進」、「森林吸収源対策の推進」の重点的な取組みを中心に、県民、事業者及び行政の各主体が地球温暖化対策に積極的に取り組む</p>
適応策	<p>温室効果ガスの削減対策（緩和策）を講じても避けられない地球温暖化の影響による被害を防止・軽減するため、7分野において適応策を実施</p>
計画の進捗管理	計画に基づく施策の適正かつ着実な実施を図るため、毎年度、温室効果ガスの排出状況を確認しながら進捗管理を実施

(2) 講じた施策

ア 地球温暖化対策の総合的な推進

- (ア) 新とやま温暖化ストップ計画に基づき地球温暖化対策を総合的に推進するとともに、施策の推進状況等を評価するため、温室効果ガス排出状況を調査しました。
- (イ) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、「カーボンニュートラル推進課」を設置するとともに、より総合的・分野横断的に推進するために、知事を本部長とする「カーボンニュートラル推進本部」を設置しました。
- (ウ) ワンチームとやま連携推進本部の連携推進項目の一つである「ゼロカーボンシティ富山の実現」につい

て、県・市町村担当課長で構成するワーキンググループを設置し、連携した取組みを推進しました。

(エ) 地球温暖化防止活動推進センターである（公財）とやま環境財団と連携し、地球温暖化対策を普及啓発しました。

イ 家庭における取組みの推進

- (ア) 地域において地球温暖化に関して住民への普及啓発、助言、実践活動等を行う地球温暖化防止活動推進員の活動を支援しました。
- (イ) 家庭における地球温暖化対策を推進するため、10歳の児童等が家族とともに10項目の地球温暖化対策に取り組む「とやま環境チャレンジ10事

業」において、学習内容に3Rの推進や食品ロスの削減を追加するなどの内容を拡充した「とやま環境未来チャレンジ事業」を全市町村の70校で実施しました。

また、「住みよい家づくり資金融資制度」において、住宅の省エネ改修を支援しました。



とやま環境未来チャレンジ事業

ウ 事業者における取組みの推進

(ア) 事業者の地球温暖化対策を促進するため、環境保全施設整備や再生可能エネルギーを利用した発電設備の導入を行う中小企業に対する融資制度の取扱いを継続しました。

また、中小企業向けの環境マネジメントシステム「エコアクション21」の普及拡大を図るため、「エコアクション21自治体イニシアティブ・プログラム」（「エコアクション21」の認証取得を目指す事業者に対し、講習や個別アドバイス等を無料で提供し、きめ細かくサポートするもの）を実施しました。

(イ) 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、フロン類が使用されている業務用冷凍空調機器の廃棄及び整備の際にフロン類の充填・回収を行う事業者の登録等を行うとともに、業務用冷凍空調機器の管理者、フロン類の充填・回収を行う事業者等（45件）、解体工事の元請業者や業務用冷凍空調機器の引取業者等（12件）に対し立入検査を実施しました。

(ウ) 地球温暖化防止の取組みを実践するきっかけとなるよう、ライトアップ施設や事業者（オフィス）、家庭等での一斉消灯などの省エネ活動を呼びかける「一斉省エネデー」を実施しました。

エ 交通における取組みの推進

(ア) エコドライブ実践の拡大・定着に向けて、「エコドライブとやま推進協議会」と連携した県民参加の「エコドライブ推進運動」を展開するとともに、交通安全の取組みとの連携による普及啓発を実施しました。

(イ) 県民・事業者・行政が連携協力して、宅配便の職場での受取りの試行実施や普及啓発など再配達を減らす取組みを推進しました。

(ウ) ノーマイカー運動やパークアンドライドを推進するとともに、鉄軌道の設備整備やバス路線の運行維持等を支援するなど、公共交通の維持活性化・利用促進に向けた取組みを推進しました。

(エ) （一社）富山県トラック協会及び（公社）富山県バス協会が行う環境対策事業（エコドライブの推進等）に対し交付金を交付しました。

(オ) 荷主企業奨励金制度による地元港湾利用の促進に取り組み、物流における環境負荷の低減を図りました。

(カ) 道路の主要な渋滞ポイントの解消やバイパス、環状道路の整備など交通円滑化対策を行いました。

また、交通信号機の更新・新設時にLED式で整備することにより、省エネルギーを促進しました。

オ 再生可能エネルギーの導入・水素社会実現に向けた取組みの推進

(ア) 再生可能エネルギービジョンに基づき、再生可能エネルギーの導入促進など、エネルギーの多様化や地域全体の省エネルギー構造への転換等を推進しました。

また、国のエネルギー基本計画の改定等を踏まえ、同ビジョンの改定に向けて検討を行い、検討の取りまとめを行いました。

- (イ) 農業用水を利用して土地改良区が実施する小水力発電所（4か所）の整備を支援するとともに、老朽化した県営水力発電所（4か所）について固定価格買取制度（FIT）を活用したリプレースに着手しました。
- (ウ) 地熱資源開発に向けて、立山温泉地域において事業リスク低減に資する調査を継続実施しました。
- (エ) 元年度に水素ステーションが県内に整備されたことを踏まえ、個人・法人の燃料電池自動車（FCV）の

導入に対する支援を実施しました。

カ 森林吸収源対策の推進

- (ア) 森林の二酸化炭素吸収機能を向上させ、地球温暖化防止に貢献するため、造林事業等により間伐等を積極的に実施するとともに、とやまの木で家づくり支援事業により県産材を使用した住宅の普及を促進しました。
- (イ) また、「水と緑の森づくり税」を財源とした里山再生整備事業、みどりの森再生事業、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」普及推進事業を実施し、森林の保全・整備を一層推進しました。

コラム

宅配便を1回で受け取りませんか？ 再配達防止でエコ＆社会貢献！

近年のインターネット通販の拡大などにより、宅配便が急増し再配達が増え、二酸化炭素排出量の増加や宅配ドライバー不足などが問題となっています。

その削減に向けて、県では、関係団体と連携し、チラシ配布やウェブサイト等により、宅配事業者の発送通知、コンビニ受取り等のサービスや宅配ボックスの利用の普及啓発を行っています。

また、共働きが多いなどの本県の特徴を踏まえて、日中でも受取り可能な職場受取りを促進しています。お歳暮などで宅配便の利用が多くなる年末には、「個人の荷物も職場で受け取ろう！キャンペーン」を実施し、令和4年度は138事業所に参加いただきました。

ライフスタイルに合わせた受取方法を選択することで、誰でも簡単に再配達を防止することができ、環境問題・社会問題の改善（SDGsへの貢献）につながります。未来の地球のために、私たちができることに取り組みましょう。

一人ひとりができること…こんな「受取方法」があります！

配達前に都合のいい【時間】を指定



※パソコンやスマートフォンなどで、時間や場所の指定変更を行うことができるサービスがあります。

あらかじめ1回で受け取れるよう【場所】を指定



玄関前に置いてもらう！
宅配ボックスや置き配を利用する



帰り道にコンビニで受け取り！
帰り道にコンビニや宅配業者の営業所で受け取る

富山 宅配便 1回 検索

2 気候変動による影響の回避・軽減（適応策）の推進

(1) 現況

新とやま温暖化ストップ計画では、温室効果ガス排出量の削減目標や削減対策のほか、温室効果ガス削減対策を講じても避けられない地球温暖化の影響を軽減するための適応策を推進しています。

気候変動の影響は広範で、その影響は数多くの分野に及ぶことが想定されます。各分野で県が既に取り組んでいる施策には、適応策として機能しているものも多くあることから、これらの施策を適応策としても位置付け、関係部局と連携して取り組んでいます。

土砂災害警戒情報等の迅速な提供に努めました。

オ 自然災害の発生に備え、地域防災計画等を踏まえた県民参加による実践的な訓練を実施するなど地域防災力の強化に取り組みました。

カ 熱中症に関する情報を県のウェブサイト等で発信するなど各種広報媒体を活用した注意喚起を行いました。

(2) 講じた施策

ア 富山県気候変動適応センター（環境科学センター）において、研究機関や学識者による「気候変動適応研究会」での情報交換等を踏まえ、気候変動影響や適応に関する科学的知見などの収集及び調査研究を実施しました。

また、小学校や農協・漁協等の協力のもと、県民から広く気候変動適応に関する情報を収集しました。

さらに、こうした情報を基に、ニュースレターやパンフレット、ウェブサイトを作成し、県民や事業者等への情報提供を実施しました。

イ 高温でも品質低下の少ない水稻「富富富」の高品質安定生産に取り組むなど、気候変動に対応した農作物の栽培技術の普及指導を実施しました。

ウ 気候変動による影響及び適応に関する情報収集として、公共用水域において定期的な水質のモニタリングを行うとともに、観測井における地下水位や塩水化の実態等を監視しました。

また、富山湾の水質、底質等について調査を実施し、富山湾全体の漁場環境の監視を行いました。

エ 堤防の建設や川幅の拡幅等の河川改修や、砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備を行うとともに、河川の水位や

3 県の率先行動（新県庁エコプランの推進）

(1) 現況

県では、14年3月に地球温暖化防止のための富山県庁行動計画（以下「新県庁エコプラン」という。）を策定（19年3月、24年1月、28年5月、3年3月に改定）し、県の事務事業における温室効果

ガスの排出削減や環境負荷の低減に向け、率先的に省資源・省エネルギー等の環境保全活動に取り組んでいます。

新県庁エコプラン第5期計画の概要は、表1-2のとおりです。

表1-2 新県庁エコプラン第5期計画の概要

位置づけ	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定による地方公共団体実行計画(事務事業編)。また、エネルギーの使用の合理化等に関する法律における県のエネルギー使用の合理化に向けた中長期計画等と連携して取り組むもの
計画期間	2021(令和3)～2030(令和12)年度の10年間
対象機関	県が自ら管理運営するすべての機関（指定管理者制度導入施設を含む）
削減目標	<p>①温室効果ガスの排出に係る削減目標 県の事務事業に伴う二酸化炭素排出量を2030年度までに2014（平成26）年度比で41.7%以上削減</p> <p>②項目ごとの削減目安（2030年度/2014年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気使用量 16%以上削減 ・庁舎等燃料使用量 16%以上削減 ・公用車燃料使用量 16%以上削減 ・水使用量 16%以上削減 ・紙（コピー用紙）購入量 16%以上削減 ・廃棄物廃棄処分量 16%以上削減
取組方針	<p>①エコオフィス活動の継続・徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー管理体制の強化 ・所属（職員）単位での取組み ・庁舎等管理所属単位での取組み <p>②施設・設備等の省エネルギー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の建設等に関する取組み ・公用車の導入に関する取組み <p>③再生可能エネルギーの積極的な導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電に関する取組み ・小水力発電に関する取組み ・地熱発電に関する取組み ・環境に配慮した電力調達に向けた課題の整理と研究
推進体制	環境行政推進会議（会長：副知事）とその下部組織である環境行政推進会議幹事会において、計画を進行管理し、推進する。

(2) 講じた施策

ア 新県庁エコプランに基づき、県庁本庁舎及び出先機関において、簡素で効率的な県庁独自の環境マネジメントシステムを運用し、環境に配慮したオフィス活動等を推進しました。

3年度の新県庁エコプランの実施状況は、表1-3のとおりです。

イ 業務に支障のない照明の消灯などの節電行動や一斉省エネデーの実施のほか、庁舎の冷暖房の使用の適正化に努めるとともに、クールビズを推進しました。

ウ 公用車については、次世代自動車の導入を推進しました。また、公用車の適正な使用やエコドライブを推進しました。

エ 中央病院で冷熱源設備を対象としたESCO事業を実施しました。

オ 弥陀ヶ原への商用電源供給に伴い、立山荘においてZEBの実現に向けて導入した受電及び省エネルギー設備等の運用を継続実施するとともに、県有施設での再生可能エネルギーの導入可能性を調査しました。

カ グリーン購入の推進については、13年4月に策定したグリーン購入調達方針に基づき、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めました。

3年度のグリーン購入の実績は表1-4のとおりでした。

表1-3 新県庁エコプランの実施状況

項目	26年度 (基準年度)	2年度実績	3年度実績	
				26年度比
CO ₂ 総排出量 (t) (電気+庁舎等燃料+公用車燃料)	97,143	77,795	79,745	▲17.9%
電気	電気使用量 (千kWh)	107,507	111,731	114,128
	CO ₂ 排出量 (t)	69,557	52,402	54,781
庁舎等燃料	重油使用量 (kL)	4,377	3,792	2,695
	灯油使用量 (kL)	2,626	2,357	2,279
	都市ガス使用量 (千m ³)	1,929	2,244	3,493
	LPガス使用量 (千m ³)	93	81	84
	CO ₂ 排出量 (t)	23,254	21,637	21,270
公用車燃料	ガソリン使用量 (kL)	1,405	1,173	1,170
	軽油使用量 (kL)	414	399	378
	CO ₂ 排出量 (t)	4,332	3,756	3,694
水使用量 (千m ³)	685	537	548	▲20.0%
紙購入量 (千枚)	146,824	132,062	130,361	▲11.2%
廃棄物廃棄処分量 (t)	1,812	1,779	1,826	0.7%

注1 電気使用に伴うCO₂排出量の換算に当たっては、国が公表する基礎排出係数を採用しています(26年度:0.000647t-CO₂/kWh、2年度:0.000469t-CO₂/kWh、3年度:0.000480t-CO₂/kWh)。

2 廃棄物廃棄処分量=廃棄物排出量-リサイクル量

表1-4 県のグリーン購入の実績（3年度）

分野	グリーン購入率（%）
印刷物	79.5
文具類	92.3
画像機器等	91.9
電子計算機等	85.1
オフィス機器等	95.1

注1 グリーン購入調達方針は、毎年、国の基本方針の改定にあわせて改定しています。

2 グリーン購入率（%）＝（判断の基準を満たす物品等の購入金額）／（各分野の特定調達品目の購入金額合計）×100

3 グリーン購入が十分に浸透してきたため、25年度から、一部の分野についてのみ調達状況を集計することとしました。

4 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく国の基本方針の変更を受け、27年度から、OA機器の分野を画像機器等、電子計算機等及びオフィス機器等の3分野に分割しました。

指標の達成状況

環境基本計画に掲げる指標の達成状況は、表1-5のとおりです。

表1-5 指標の達成状況

指標名及び説明	概ね5年前	現 状	目 標 2030年度 (R12)
温室効果ガス排出量の削減率 H25(2013)年度を基準とした温室効果ガス排出量の削減率	基準年度 2013年度 (H25)	18.0%減 2019年度 (R元)	(見直し予定)*
省エネルギー対策を講じた住宅の比率 二重サッシ又は複層ガラスを使用した住宅の割合	45% 2013年度 (H25)	47% 2018年度 (H30)	64%
エコアクション21の新規登録事業者数 「エコアクション21」に新規登録した事業者の累積数	144社 2016年度 (H28)	172社 2021年度 (R3)	200社
新県庁エコプランのCO₂削減率 H26(2014)年度を基準とした県庁全体の事務事業に伴う二酸化炭素排出量の削減率	0.2%減 2016年度 (H28)	17.9%減 2021年度 (R3)	41.7%以上減

* 新とやま温暖化ストップ計画(元年度策定)では30%減を目標としていますが、国が3年に改定した地球温暖化対策計画(削減目標:2030年度において2013年度比で46%減)を踏まえ、4年度に目標値を見直すこととしています。

第2節 循環型社会づくりの推進



現代の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、資源採取による自然破壊や天然資源の枯渇、環境の汚染を引き起こすだけでなく、地球温暖化といった地球規模の環境問題にもつながっています。

こうした問題を解決するためには、3R (Reduce (発生抑制)、Reuse (再利用)、Recycle (再生利用)) の推進に加え、一方通行型の経済社会活動から持続可能な

形で資源を利用する「サーキュラーエコノミー (循環経済)」への移行の推進が必要です。

循環経済への移行により、天然資源の消費が抑制され、環境負荷が可能な限り低減されるとともに、SDGsの達成などにも対応した新しい循環型社会づくりを推進します。

1 循環型社会の実現に向けた3Rの推進

(1) 現況

① 一般廃棄物

日常生活や事務所等から排出されるごみやし尿は一般廃棄物であり、市町村が処理計画を策定し、収集、処理しています。

近年、市町村等によるごみの処理量は横ばいで推移しており、2年度における県民一人一日当たりの排出量は1,039g/人日 (全国平均は901g/人日) となっています。

また、市町村等の分別収集、中間処理により有効利用等されたごみの量は74千tであり、このほか集団回収により19千tの資源ごみが有効利用されています。県全体の総排出量に対する循環利用率は2年度では25.6%であり、その推移は表2-1のとおりです。

特に、再利用や再生利用が可能と考えられる缶、びん、ペットボトル、紙パック等の容器包装廃棄物については、県内全市町村で「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づき、分別収集が行われており、3年度では20千tが収集されています。さらに、多くの市町村で資源ごみ回収常設ステーションが設置

されています。

エアコンやテレビ等の廃家電品については、「特定家庭用機器再商品化法」(以下「家電リサイクル法」という。)に基づき、小売業者等を通じて製造業者等が引き取り再商品化を行っており、3年度における県内4か所の指定引取場所での回収量は、131千台となっています。

家電リサイクル法の対象となっていない使用済小型家電については、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(以下「小型家電リサイクル法」という。)に基づき、3年度は13市町村で拠点回収等が行われ、回収量は739tとなっています。

なお、家庭から排出される使用済パソコンについては、使用済小型家電として市町村で回収されているほか、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、製造業者等により回収・資源化されています。

使用済自動車については、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき、17年1月から引取業者、解体業者及び自動車メーカー等により再資源化されています。

なお、ごみ処理の有料化等の経済的

手法が10市町（4年4月現在）で導入されているほか、多くの市町村で、集団回収を奨励するための報奨金制度の導入や家庭用の生ごみコンポスト化容器等の購入に対する助成が行われてい

ます。

ごみ処理状況の推移及びごみ計画処理量と一人一日当たりのごみ排出量の推移は、図2-1及び図2-2のとおりです。

表2-1 再生利用率

(単位：%)

区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
富山県	25.6	26.5	26.7	26.0	25.6
全国	20.3	20.2	19.9	19.6	20.0

図2-1 ごみ処理状況の推移

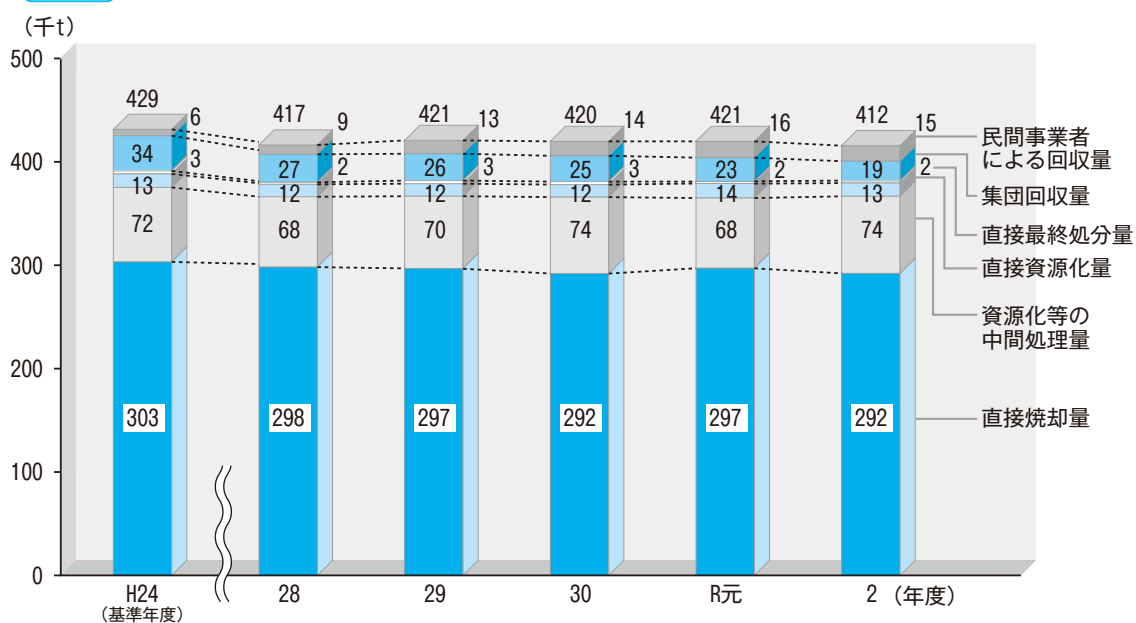
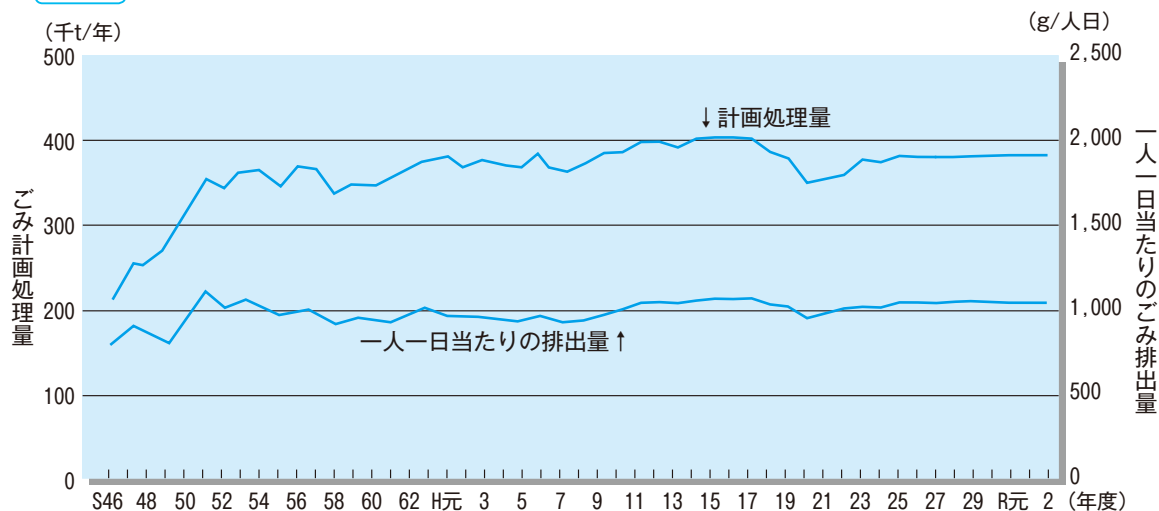


図2-2 ごみ計画処理量と一人一日当たりのごみ排出量の推移



このほか、原材料等に利用（マテリアルリサイクル）できない廃棄物については、エネルギーとしての利用（サーマルリサイクル）が図られており、本県では、ごみの焼却余熱を利用した発電（富山地区広域圏クリーンセンター20,000kW、高岡広域エコ・クリーンセンター4,600kW、クリーンピア射水1,470kW）や公共施設への温水の供給等が行われています。

② 産業廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち産業廃棄物は法令で定められた、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の20種類であり、排出事業者処理責任が義務付けられています。県では、廃棄物処理計画（以下「とやま廃棄物プラン」という。）に基づき、排出抑制や減量化、循環的利用の促進、適正処理の推進を図るとともに、産業廃棄物処理施設の計画的な整備を指導しています。

産業廃棄物の排出量（推計）は、図2-3のとおり、2年度は377万tであり、元年度に比べ30万7千t減少しています。種類別では、紙・パルプ製造

工場、浄水場等から発生する汚泥が全体の56.7%と最も多く、次がれき類の20.2%となっています。

また、産業廃棄物の処理状況は、図2-4のとおり、全体の55.8%が脱水や焼却等の中間処理によって減量化され、最終的には、39.7%が路盤材やセメント原料等に再生され、残りの4.5%が最終処分（埋立）されています。減量化・再生利用率は95.5%であり、循環利用率は37.4%となっています。

産業廃棄物排出量等の推移は、図2-5のとおりです。

公共工事に伴う建設系廃棄物については、国土交通省において建設リサイクル推進計画2020が策定され、その排出抑制、再利用の促進等が図られています。

再使用や再生利用ができない産業廃棄物は、一般的には脱水、焼却、破碎等の中間処理を経て、最終処分（埋立）されています。最終処分場は、埋め立てる産業廃棄物の種類に応じて、遮断型最終処分場、管理型最終処分場及び安定型最終処分場の3つに分類されており、本県では、管理型又は安定型最終処分場で埋立が行われています。

図2-3 産業廃棄物の排出状況（2年度）

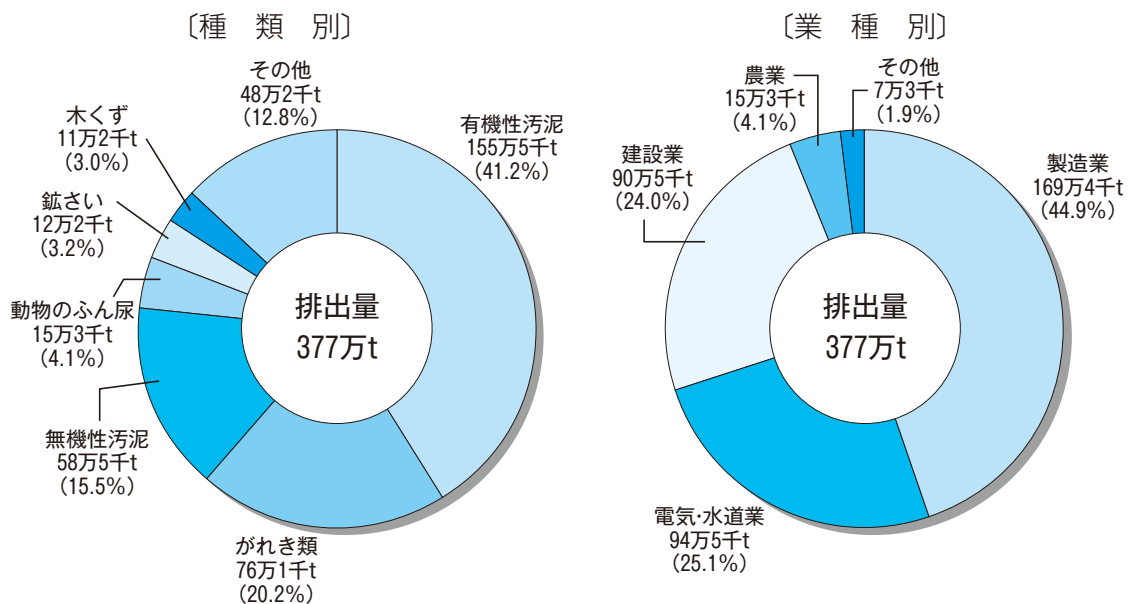


図2-4 産業廃棄物の処理状況（2年度）

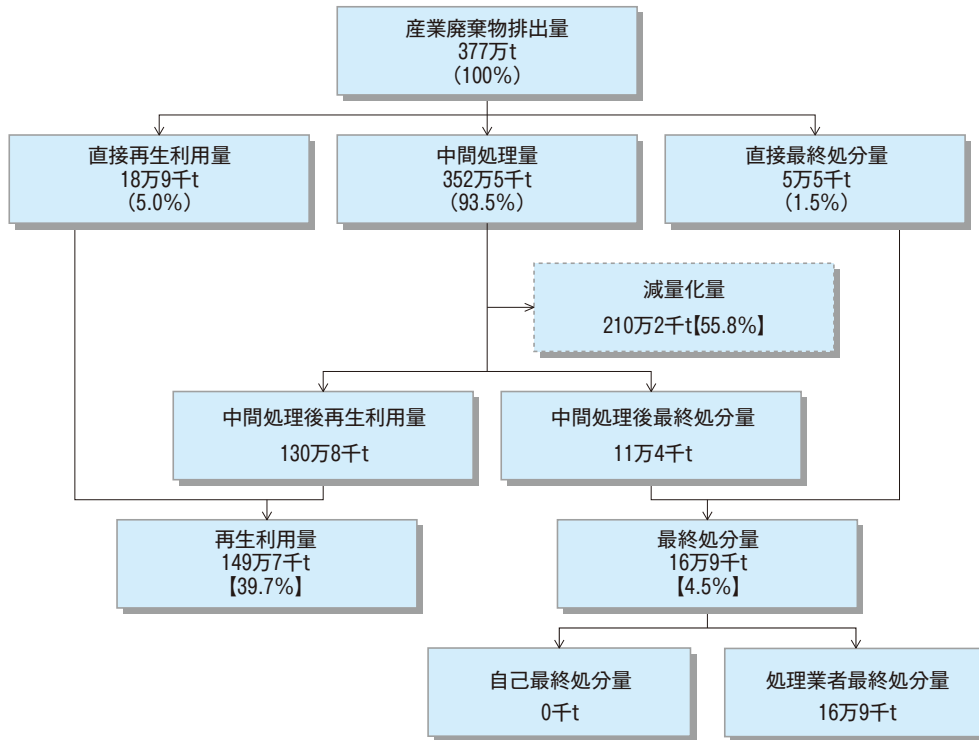
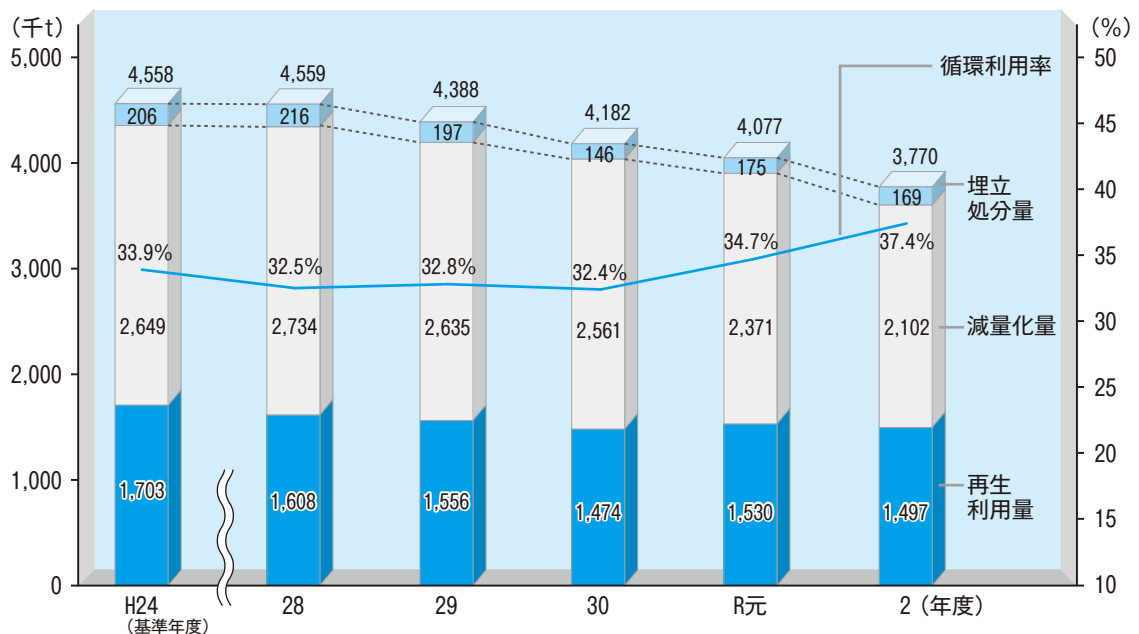


図2-5 産業廃棄物排出量等の推移



(2) 講じた施策

① とやま廃棄物プランの推進

廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理を総合的かつ計画的に推進し、循環型社会を構築するため、15年3月にとやま廃棄物プランを策定（24年3

月、28年9月に改定）しており、3年3月には、廃棄物の排出・処理の状況や新たな課題等を踏まえて改定しました。この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき国の基本方

針を踏まえて策定したものであり、一般廃棄物と産業廃棄物を対象として廃棄物の排出抑制及び循環的利用に関する具体的な数値目標を掲げるとともに、目標達成に向けた施策や県民、事業者、行政の役割分担を明らかにしています。この計画に基づき、県民総参加の活動を展開するなど、廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理を一層推進し、

循環型社会の構築を図っています。
とやま廃棄物プランの概要は表2-2のとおりです。

- ② 一般廃棄物
 - ア とやま廃棄物プランの推進
 - とやま廃棄物プランに基づき、県民、事業者、行政が連携した廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処

表2-2 とやま廃棄物プランの概要

趣 旨 位置づけ	①県民、事業者、行政が一体となって循環型社会づくりに向けた取組みを進めるための計画 ②廃棄物処理法第5条の5第1項の規定や国の基本方針に基づいて定める計画 ③県の総合計画や環境基本計画、市町村の一般廃棄物処理計画等と連携した計画																			
計画期間	2021(令和3)～2025(令和7)年度の5年間																			
目指す姿 と施策の 方向性	●目指すべき循環型社会の姿 ☆SDGsの達成に向けて、資源効率性の高い社会を構築 ☆デジタル技術や再生可能エネルギーを活用したより高度な循環型社会を形成 ☆感染症や災害の発生時にも廃棄物処理事業が継続される社会 ●計画の目標 (2025(令和7)年度) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">〈一般廃棄物〉</th> <th colspan="2" style="text-align: left;">〈産業廃棄物〉</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">排 出 量</td> <td style="text-align: center;">374千 t 〔29年度比▲11%〕</td> <td style="text-align: center;">排 出 量</td> <td style="text-align: center;">4,228千 t 〔29年度比▲4%〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">循環利用率</td> <td style="text-align: center;">28%に増加</td> <td style="text-align: center;">循環利用率</td> <td style="text-align: center;">36%に増加</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">最終処分量</td> <td style="text-align: center;">32千 t 〔29年度比▲17%〕</td> <td style="text-align: center;">最終処分量</td> <td style="text-align: center;">138千 t 〔29年度比▲30%〕</td> </tr> </table>				〈一般廃棄物〉		〈産業廃棄物〉		排 出 量	374千 t 〔29年度比▲11%〕	排 出 量	4,228千 t 〔29年度比▲4%〕	循環利用率	28%に増加	循環利用率	36%に増加	最終処分量	32千 t 〔29年度比▲17%〕	最終処分量	138千 t 〔29年度比▲30%〕
〈一般廃棄物〉		〈産業廃棄物〉																		
排 出 量	374千 t 〔29年度比▲11%〕	排 出 量	4,228千 t 〔29年度比▲4%〕																	
循環利用率	28%に増加	循環利用率	36%に増加																	
最終処分量	32千 t 〔29年度比▲17%〕	最終処分量	138千 t 〔29年度比▲30%〕																	
施策の基本的方向性と推進施策	① 新たな課題の解決に向けた重点的取組み プラスチック類の資源循環の推進、食品ロス・食品廃棄物の削減、感染症対策・災害廃棄物対策の推進 ② 循環型社会の実現に向けた3Rの推進 リユース等の普及拡大、資源回収の仕組みづくりなど ③ 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進 廃棄物処理体制の整備の推進、不適正処理防止対策など ④ 各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進 SDGs達成や3Rの視点を踏まえた環境教育の推進など ⑤ 脱炭素社会づくりの推進と次世代環境産業の創出 廃棄物処理施設の省エネ化や再生可能エネルギーの導入、IoT・AI技術等の活用など																			
計画の進行管理	廃プラスチック類の最終処分率、エコ・ステーションの認定数、食品ロスの発生量などを加えた20項目の評価指標を設定し、進行管理を実施																			

理を推進しました。

イ ごみゼロ運動の推進

県民、事業者、報道機関、行政等で構成する「環境とやま県民会議」を中心として、県民総参加でごみの排出抑制、循環的利用及び適正処理に取り組むことを目指して、ごみゼロ推進県民大会の開催やメールマガジンの配信による情報提供等により、県民がごみの発生抑制、循環的利用及び適正処理について考え、実践する機会の提供に努めました。

また、ごみの減量化等に取り組む団体等を顕彰し、その功績や、県民、事業者、行政等のごみゼロ推進に係る活動状況を「とやま環境フェア2021」のウェブサイトで紹介しました。

ウ 食品ロス・食品廃棄物削減対策の推進

食品ロス削減推進計画に基づき、有識者や事業者・消費者の関係団体、行政からなる「食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議」を核として、「3015運動」など、県民総参加の食品ロス・食品廃棄物削減運動を展開しました。なかでも、食品ロス削減月間である10月に、集中的な普及啓発を実施しました。

また、未利用食品を福祉団体等へ寄付するフードバンク活動やフードドライブを拡大するため、フードバンク活動のモデル実証や、リレーフードドライブキャンペーンを実施しました。家庭で余った食品を持ち寄っておいしい料理に変身させるサルベージ・パーティーについても、講師（サルベージ・サポーター）と開催希望団体とのマッチングを実施しました。

さらに、商慣習の見直しに向けて、専門部会において検討を進めるとともに、宣言事業者の募集、事業者向

け研修会の実施、消費者に対する期限間近商品の優先購入の啓発などを実施しました。

このほか、酒粕をエコフィードとして活用した県産牛のブランド化に向け、酒粕入り飼料の開発や本格販売に向けたPR活動を実施しました。

エ プラスチックごみ対策の推進

プラスチック製の食品トレイについて、スーパー等の事業者におけるノートレイや紙トレイなどへの転換を推進するとともに、バイオマスプラスチック等の代替品の導入に対する補助を実施しました。

③ 産業廃棄物

ア とやま廃棄物プランの推進

事業者による産業廃棄物の計画的な排出抑制及び循環的利用の取組みや適正処理を進めるため、とやま廃棄物プラン等に基づき各種施策を推進するとともに、排出量の抑制等の目標の達成に向けて、関係者への周知徹底、普及啓発を行ったほか、中間処理施設の計画的な整備を指導しました。

イ 法令等に基づく規制の概要

廃棄物処理法は、廃棄物の適正な処理等について必要な事項を定めることにより、生活環境の保全等を図ることを目的としています。ここ数年の廃棄物の排出量はほぼ横ばいですが、最終処分場のひっ迫、不法投棄問題等に適切に対応するため、数次の改正が行われ、不法投棄の未然防止、リサイクルの促進等の措置の強化が行われています。

3年度末における産業廃棄物処理業の許可状況は、表2-3のとおりです。

また、産業廃棄物処理施設の許可は、木くずやがれき類の破碎施設が218施設、汚泥の脱水施設が74施設、

表2-3 産業廃棄物処理業の許可状況

(4年3月31日現在)

許可区分	収集及び運搬	中間処理	最終処分	中間処理及び最終処分	計
産業廃棄物	1,810	133	3	4	1,950
	112	69	2	2	185
特別管理産業廃棄物	243	6	0	0	249
	48	2	0	1	51

注 上段は富山県の許可件数、下段は富山市の許可件数です。

安定型最終処分場が9施設、管理型最終処分場が15施設等となっています。

ウ 多量排出事業者の指導等

産業廃棄物の年間発生量が1,000 t以上（特別管理産業廃棄物の場合は50 t以上）の多量排出事業者に対して、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書の作成や実施状況報告書の提出を指導しました。

なお、計画書等は、廃棄物処理法に基づき、県のウェブサイトで公開し、事業者の自主的な取組みの推進を図りました。

エ 建設系廃棄物対策の推進

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、届出等の審査やパトロール等を通じて、工事受注者（法に基づく登録を受けた者）に対して適正な分別解体、再資源化の実施に関する指導や助言を行いました。

オ 農業系廃棄物対策の推進

27年3月に策定した「とやま「人」と「環境」にやさしい農業推進プラン」に基づき、化学肥料・農薬の低減に取り組むエコファーマーの育成を推進するとともに、農業用廃プラスチックや、廃農薬など使用済農業用資材の適正処理を推進し、「環境にやさしい農業」の普及に努めました。

カ 下水汚泥処理の推進

下水汚泥処理基本計画に基づき、下水汚泥の有効利用や安定的、効率的な汚泥処理の推進に努めました。

④ リサイクルの推進

ア 分別収集促進計画の推進

容器包装廃棄物の分別収集を促進するため、元年8月に策定した第9期分別収集促進計画に基づき、消費者（県民）、市町村、事業者がそれぞれの役割を分担し、資源の有効利用を進めるよう分別排出についての普及啓発を行いました。

第9期分別収集促進計画の概要は、表2-4のとおりです。

イ 使用済小型家電リサイクルの推進

使用済小型家電を回収し、民間事業者が高度なリサイクル処理を行う富山型リサイクル体制の構築に向け、市町村による常設回収ステーションの設置を支援し、25年10月には、県内全域で使用済小型家電の回収体制が整備されました。この取組みがモデルとなって、25年4月に小型家電リサイクル法が施行され、全国的な取組みに拡大しました。3年度は13市町村で回収が実施されました。

表2-4 第9期分別収集促進計画の概要

趣旨	容器包装リサイクル法第9条の規定により、本県における市町村別の容器包装廃棄物の排出見込量等を示すとともに、分別収集の促進のために本県が行う施策を明らかにするもの					
計画期間	令和2～6年度の5年間					
容器包装廃棄物の排出見込量	〔単位：t〕					
	区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	容器包装廃棄物	63,992.7	63,517.9	62,975.1	62,478.1	61,927.5
容器包装廃棄物の分別収集見込量	区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	無色のガラス製容器	1,895.6	1,877.6	1,860.5	1,845.7	1,828.6
	茶色のガラス製容器	2,043.4	2,023.6	2,004.6	1,985.5	1,965.3
	その他のガラス製容器	863.3	856.2	851.3	847.3	840.7
	その他紙製容器包装	1,827.9	1,817.9	1,809.8	1,800.9	1,790.9
	P E T ボトル	1,415.2	1,411.2	1,409.0	1,407.8	1,404.0
	その他プラスチック製容器包装	5,014.5	4,991.7	4,975.6	4,957.1	4,937.4
	うち白色トレイ	43.6	41.8	42.9	45.1	46.3
	スチール製容器包装	364.1	358.4	352.7	348.1	342.3
	アルミニウム製容器包装	897.1	895.0	893.2	891.2	887.6
	飲料用紙製容器	108.6	109.3	108.7	109.3	109.7
	段ボール製容器包装	6,037.7	6,010.7	5,981.4	5,951.9	5,921.4
分別収集の促進のための施策	<p>①容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及</p> <p>②市町村相互間の情報の交換の促進</p> <p>③計画の進行管理</p> <p>④その他の排出抑制や分別収集の促進に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設整備の促進 ・効果的な分別区分及び効率的な収集方法等への技術的支援 ・拠点回収及び集団回収の促進 ・事業者による容器包装の排出抑制、資源回収の促進 ・行政の事業者、消費者としての環境保全に向けた取組みの率先実行 					

コラム

とやま食ロスゼロ作戦 『フードドライブ』の取組み

富山県の家庭で発生する食品ロスは、「食べ残し」よりも、未開封のまま捨てられる「手付かず食品」の方が多いことから、県では、家庭で余っている未利用の食品を集め、必要としている福祉団体などに寄付する「フードドライブ」の普及を図っています。



令和3年度から「とやまりレーフードドライブ・キャンペーン」を展開しており、様々な主体にフードドライブの実施を呼びかけるとともに、運用マニュアル（2年度作成）を活用した実施方法のアドバイスのほか、資機材の貸出し、WEBサイトでの実施情報の発信、動画やポスターによる周知啓発を行っています。

さらに、令和4年度は、効率的な運営（窓口の無人化）に向け、3年度に実施した実証実験を踏まえて県内スーパー等への水平展開を進めるほか、各地域や実施主体の実情に応じた多様な循環モデルの構築に取り組んでいます。

また、高校生を対象に、フードドライブについての出前講座やアイデアコンテストを開催しました。

こうした取組みの結果、様々な地域の団体や事業者、学校等、多くの方々にご参加いただき、フードドライブの取組みは県内全域に広がりつつあります。



フードドライブ実施情報はこちら

コラム

プラスチックの資源循環・地域循環に向けて

令和4年4月1日の「プラスチック資源循環法」の施行に伴い、焼却や埋立処分する廃プラスチック類については、プラスチック製品の原料にリサイクルするなど可能な限り再資源化することとされました。

こうしたことから、県では、焼却・埋立処分されている廃プラスチック類の調査を行い、廃プラスチックを原料とした植木鉢を試作したほか、射水市と連携して、子どもたちが集めたペットボトルのキャップを再生したごみ袋を作成し、小学校に配布しました。

これまで焼却・埋立処分されている廃プラスチック類についても、安定した性状で異物の混入がない場合等は、新たな製品の原料などに活用できる可能性がありますので、廃プラスチック類を排出する事業者には、性状の確認やリサイクル事業者への相談など、再資源化の検討を進めてくださるようお願いします。



廃プラスチック類を原料として利用した植木鉢やごみ袋

2 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備

(1) 現況

① 一般廃棄物

県では、適正処理を確保するため、処理施設の計画的な整備等について技術的な助言を行っています。

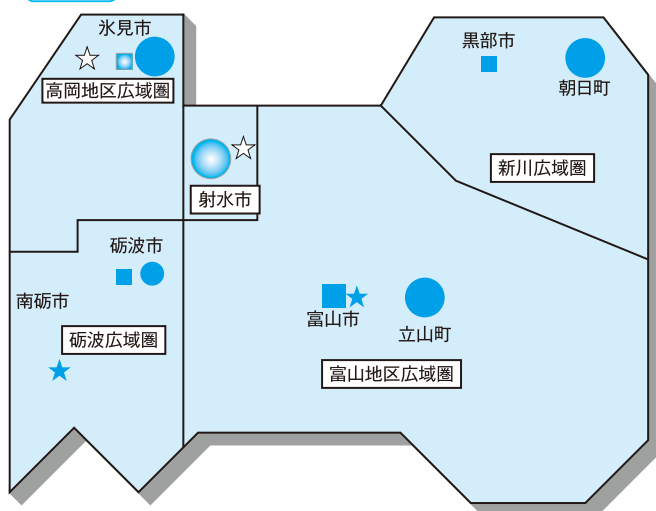
4年度当初におけるごみ処理施設及びごみ最終処分場の整備状況は、図2-6及び図2-7のとおりです。

県内11施設の最終処分場の埋立残余

容量は461千 m^3 であり、2年度の埋立量21千 m^3 から推定すると残余期間は22.4年間と、全国の22.4年間（2年度末）と同等でした。

また、し尿処理施設の整備状況は、図2-8のとおりであり、県内全体における1日当たりのし尿の平均収集量286kLに対して、処理能力は467kLとなっています。

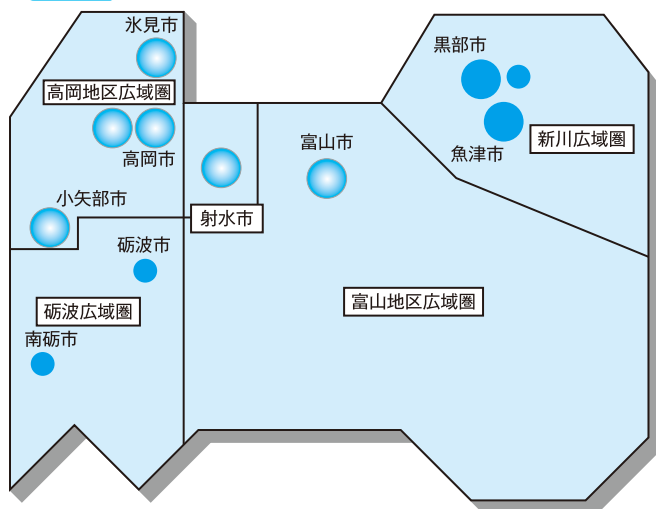
図2-6 ごみ処理施設の整備状況



(4年4月1日現在)

ごみ焼却施設 5施設 (処理能力1,467t/日)	粗大ごみ処理施設 4施設 (処理能力139t/日)	廃棄物再生利用施設 4施設 (処理能力73.3t/日)
● 広域圏 4施設 ● 市町村 1施設	■ 広域圏 3施設 ■ 市町村 1施設	★ 広域圏 2施設 ☆ 市町村 2施設
○ 100t/日以上 ○ 50~100t/日 ○ 50t/日未満	□ 75t/日以上 □ 50~75t/日 □ 50t/日未満	

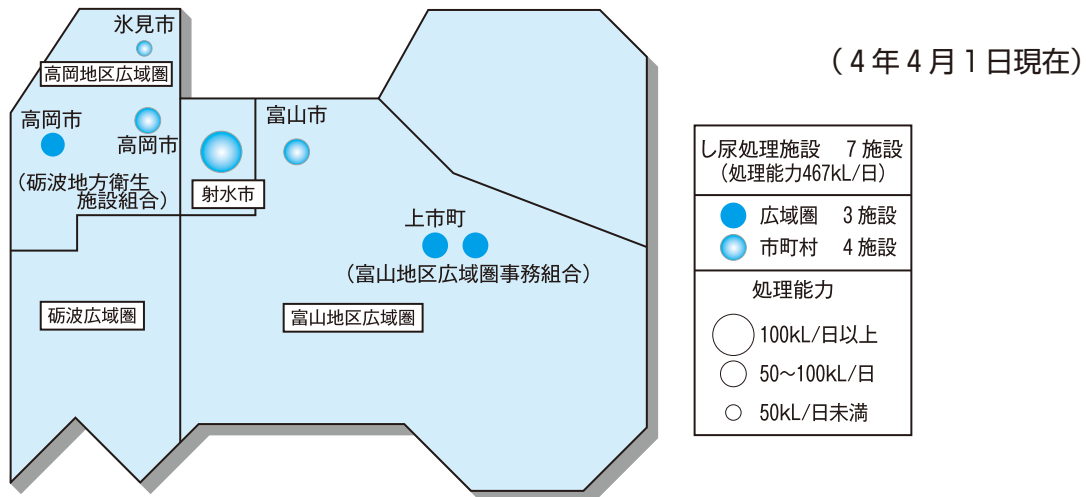
図2-7 ごみ最終処分場の整備状況



(4年4月1日現在)

ごみ最終処分場11施設 (埋立容量2,057千 m^3)
● 広域圏 5施設 ● 市町村 6施設
埋立地容量
○ 100千 m^3 以上 ○ 10~100千 m^3 ○ 10千 m^3 未満

図2-8 し尿処理施設の整備状況



し尿については、水洗化人口が増加しており、総人口に占める割合は2年10月1日現在では、公共下水道人口は81.9%、浄化槽等人口は15.2%で、これに計画収集人口を加えた衛生処理人口は100%となっています。

し尿の処理人口とし尿の処理状況の推移は、図2-9及び図2-10のとおりです。

② 産業廃棄物

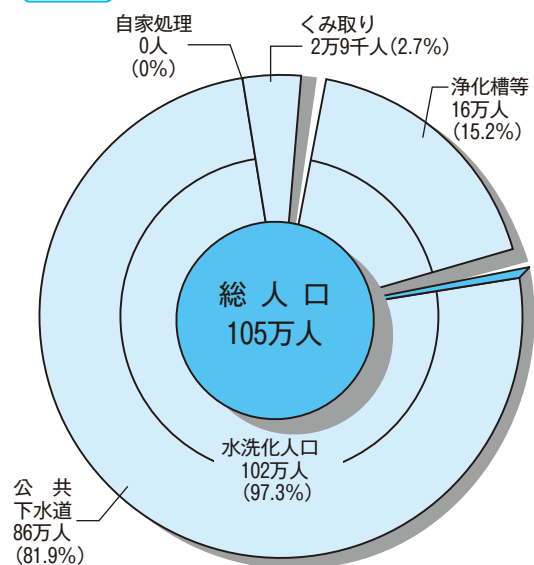
県では、産業廃棄物の保管、収集・運搬、中間処理及び最終処分までの各段階において適正な管理が行われるよう、排出事業者や処理業者に対する監視、指導を行っているほか、関係事業者等を対象に廃棄物処理法の改正等について講習会等を開催しています。

また、県外から産業廃棄物を搬入し、県内で処理する場合には、産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、事前協議を行うよう事業者を指導しています。

さらに、不法投棄防止対策の一環として、関係機関と連携し、産業廃棄物不法投棄の監視パトロール等を実施しています。

特別管理産業廃棄物である廃PCB等(PCBを含む変圧器やコンデンサー、安定器等)については、13年7

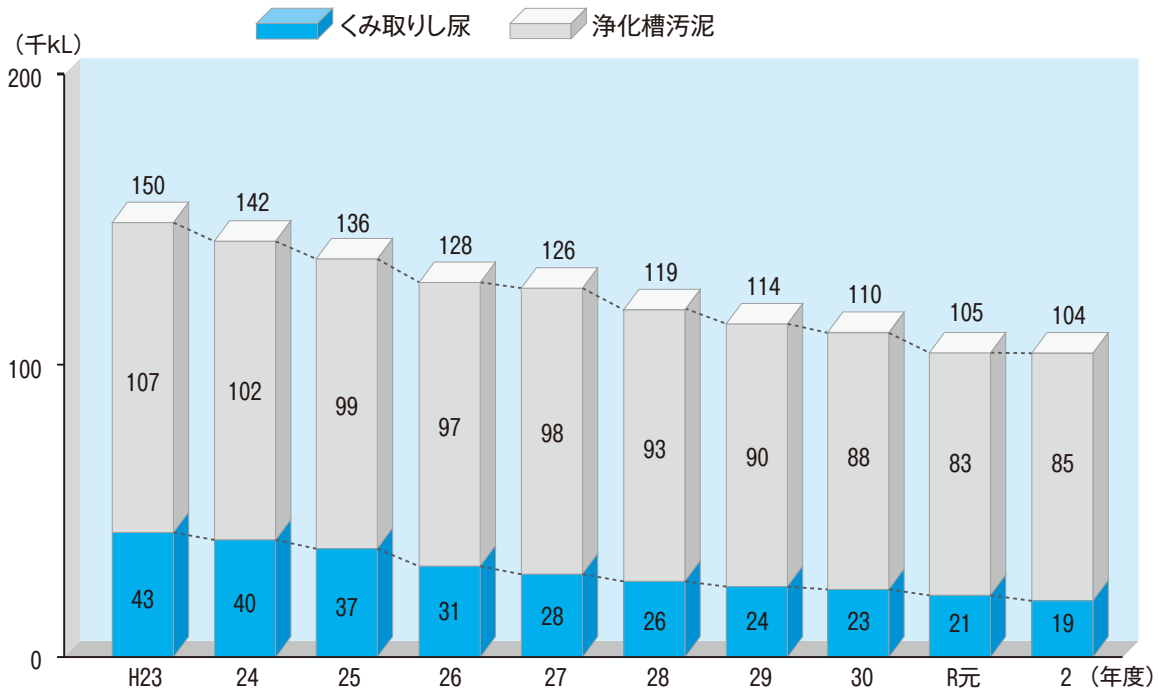
図2-9 し尿の処理人口(2年度)



月に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(以下「PCB特別措置法」という。)により、保管又は使用中の事業所に届出と処分されるまでの間の保管が義務付けられており、適正保管されるよう監視・指導しています。PCB特別措置法に基づく県内の届出事業所数は799事業所(2年度末現在)となっています。

国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を受けて県のポリ塩化ビフェ

図2-10 し尿の処理状況の推移



ニル廃棄物処理計画を策定し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進しています。この計画に沿って、高圧トランス・コンデンサ等は、北海道室蘭市の中間貯蔵・環境安全事業(株)で、北海道など関係道県で構成する広域協議会と調整を図りながら、20年11月から処理に取り組んでいます。

また、低濃度PCB廃棄物等は、廃棄物処理法に基づく環境大臣の認定を受けた施設（無害化処理認定施設）等において処理が進められています。

(2) 講じた施策

① 一般廃棄物

ア 適正処理対策

一般廃棄物の適正処理を確保するため、一般廃棄物処理計画の策定や処理による生活環境への支障の防止等について、市町村等に対して技術的な助言を行いました。

イ ダイオキシン類対策

ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類を削減するため、施設の

適切な維持管理等について、市町村等に助言するとともに、県民の協力のもとに、ごみの分別収集の推進を図りました。

ごみ焼却施設の整備状況は表2-5のとおりです。

3年度における県内のごみ焼却施設（市町村等設置の5施設）から排出されたダイオキシン類の年間排出総量は、0.01g-TEQとなっています。

また、県内5施設のごみ焼却施設のダイオキシン類排出濃度を調査したところ、表2-6のとおり、0.044ng-TEQ/m³N以下であり、すべての施設で規制基準値を下回っていました。

ウ ごみ処理施設等の整備

県では、ごみ処理施設の計画的な整備や適切な維持管理、合理的なし尿処理体制の整備等について、市町村等に助言を行いました。

表2-5 ごみ焼却施設の整備状況

(4年4月1日現在)

施設名称	焼却方式	処理能力	発電能力
富山地区広域圏事務組合 クリーンセンター	全連続	810 t /24時間	20,000kW
高岡地区広域圏事務組合 高岡広域エコ・クリーンセンター	全連続	255 t /24時間	4,600kW
新川広域圏事務組合エコぽ〜と	准連続	174 t /16時間	—
砺波広域圏事務組合 クリーンセンターとなみ	全連続	90 t /24時間	—
射水市クリーンピア射水	全連続	138 t /24時間	1,470kW

表2-6 ごみ焼却施設のダイオキシン類排出濃度調査結果(3年度)

施設名称	排出濃度(ng-TEQ/m ³ N)	基準値(ng-TEQ/m ³ N)
富山地区広域圏事務組合 クリーンセンター	0~0.00004	0.1
高岡地区広域圏事務組合 高岡広域エコ・クリーンセンター	0.00004~0.0026	1
新川広域圏事務組合エコぽ〜と	0.03~0.044	5
砺波広域圏事務組合 クリーンセンターとなみ	0.0054~0.0062	5
射水市クリーンピア射水	0.0025~0.0059	5

注 NDとは、検出限界値未満です。

エ 浄化槽の適正な維持管理

(公社)富山県浄化槽協会と連携し、浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた対策として、浄化槽保守点検業者の浄化槽管理士を採水員に指定し法定検査の一部を実施する「指定採水員制度」や、保守点検、清掃及び法定検査の契約窓口を一本化する「浄化槽一括契約制度」の導入促進を図りました。

また、浄化槽管理士の義務研修を開催するとともに、生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽からし尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽への転換を促進するため、早期転換に関するちらしにより啓発しました。

オ 災害廃棄物対策の推進

地震等の大規模な災害の発生時において、災害廃棄物の処理等を適正

かつ円滑に推進するため、(一社)富山県産業資源循環協会、(一社)富山県構造物解体協会及び富山県環境保全協同組合の3団体と協定を締結しており、(公社)富山県浄化槽協会とは浄化槽の緊急点検や応急措置等に関する協定を締結して必要な協力体制を構築しています。

また、地震などの災害が発生した場合に備え、災害廃棄物を計画的に処理するための関係機関との連携や広域的な協力体制の整備などを定めた県の災害廃棄物処理計画については、30年2月の県地域防災計画(地震・津波災害編)の修正や31年3月の県災害時受援計画の策定、元年10月の台風19号に伴う災害廃棄物の広域処理の支援を行ったことを踏まえて、2年3月に改定しています。

災害廃棄物処理計画の概要は、図2-11のとおりです。

3年度は、ワンチームとやま連携推進本部の連携推進項目として、災害廃棄物の円滑な広域的処理について市町村と共同で検討するとともに、

市町村、民間業者と連携して災害廃棄物の仮置場の設置・運営訓練を実施しました。

図2-11 災害廃棄物処理計画の概要

総則

○計画の対象

災害：地域防災計画で想定する地震*・津波、災害対策本部の設置が想定される風水害
（※呉羽山断層帯地震、跡津川断層地震、法林寺断層地震などを想定）
廃棄物：災害廃棄物、避難所・生活ごみ、仮設トイレ等のし尿

○県の役割

市町村等が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援や助言（廃棄物処理に関する一連の業務についての調整機能を担う）

○処理完了目標

災害発生から概ね3年以内（具体的には被災状況等を考慮して設定）

○その他

- ・発災後、被災状況を踏まえ県災害廃棄物処理実行計画を作成
- ・訓練等で実効性を高めるほか、必要に応じて計画を改定

災害廃棄物対策

1 平時の備え（体制整備等）

- ・組織体制・指揮命令系統、情報収集・連絡体制の整備
- ・市町村・民間事業者・近隣他県等との協力・支援体制の検討
- ・廃棄物発生量・処理可能量の推計、訓練等の実施

2 災害応急対応

〔初動期：発災後数日間〕

- ・組織体制の整備、連絡手段の確保、被害情報の収集
- ・広域的な協力体制の確保、周辺市町村・民間事業者等との連絡調整

〔応急対応の前半：～3週間程度〕

- ・仮設トイレ不足分、し尿収集の支援要請
- ・有害・腐敗性廃棄物処理の助言・調整
- ・市町村による災害廃棄物の発生量等の推計を支援
- ・倒壊の危険のある建物の解体等について民間事業者等と調整

〔応急対応の後半：～3か月程度〕

- ・被災市町村以外の仮置場候補地の情報を被災市町村に提供

3 災害復旧・復興等〔発災～3年程度〕

- ・広域処理時の受入や派遣の調整
- ・被災処理施設の修繕、災害廃棄物処理に係る補助金の手続きを支援
- ・進捗状況の管理、処理体制見直しの支援

② 産業廃棄物

ア 産業廃棄物の監視指導

県では、必要に応じて市町村とも連携して産業廃棄物処理業者及び排出事業者延べ52事業所に対して監視を行い、そのうち、13事業所に対して改善を指導しました。

監視指導状況は表2-7のとおりです。

イ 適正処理の啓発

廃棄物処理法により、産業廃棄物の処理を委託する際には、マニフェストを使用し、その使用の状況を報告することが義務付けられていることから、(一社)富山県産業資源循環協会と連携し、各種講習会等を通じて普及啓発に努めました。

なお、国が普及を進めている電子マニフェストについては、偽造を防止でき、交付状況等の報告が不要になるなどのメリットがあることから、あわせて普及啓発に努めました。

このほか、県、市町村、警察本部、伏木海上保安部等関係機関からなる不法処理防止連絡協議会を設置し、情報交換を行うとともに、事業者への指導、各種講習会、ポスターやパンフレットの作成・配布により適正処理の啓発を図りました。

ウ 不法投棄等の防止対策の推進

不法投棄の防止に向けて、県の不法投棄監視員による年間を通じたパトロールを実施するとともに、市町村、猟友会、伏木海上保安部等と連携した広域的パトロールや広報活動、

石川県と連携した県境周辺におけるパトロールを実施しました。

県では、常勤の産業廃棄物監視指導員2名により広域的なパトロール(延べ119回)を実施し、一般廃棄物も含め8件の不法投棄等の事案を発見するとともに、原状回復に努めたほか、通常業務において不法投棄の監視に協力する「とやま不法投棄監視パートナー」を募集し、登録を実施しました。

また、10月の「不法投棄防止月間」には、関係機関と連携した一斉パトロールや産業廃棄物運搬車両を対象とした路上検問を実施したほか、「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結している中日本高速道路(株)からの情報提供に基づく早期撤去など、不法投棄等の未然防止、早期発見に努めました。

さらに、市町村による不法投棄廃棄物の撤去や監視カメラの購入に対して財政上の支援を行ったほか、河川敷など不法投棄が多く見られる場所をモデル地域に設定し、市町村と連携した重点パトロールを実施するとともに、河川周辺で農耕者に対して園芸用プラスチックの適正管理・処理の呼びかけを実施しました。

野外焼却の防止に向けては、春と秋の年2回重点監視期間を設定し、県内全域で関係団体が連携した監視パトロールや県民への広報活動を展開しました。

このほか、農業用の用排水路やため池へのごみ投棄防止等と呼びかけるため、標語及びポスターを募集す

表2-7 産業廃棄物の監視・指導状況(3年度)

区 分	産業廃棄物処理業者の事業所			排 出 事業所	合 計	
	収集及び運搬	中間処理	最終処分			
立入調査数	46	5	32	9	8	54
指導件数	11	3	5	3	2	13

るとともに、入賞作品を取り入れたカレンダーを作成し広く配布しました。

工 産業廃棄物適正処理指導要綱の運用

産業廃棄物処理施設の設置や県外から産業廃棄物を県内に搬入する際の事前協議等を定めた産業廃棄物適正処理指導要綱により、県内の産業廃棄物の適正な処理の確保を図っています。

この要綱に基づき、産業廃棄物の焼却施設及び最終処分場等の設置に当たっては、住民等の理解と協力を得て事業を円滑に進める観点から、生活環境影響調査内容の事前協議、住民説明会の開催、生活環境の保全に関する協定の締結及び生活環境の保全を図るための必要な措置を講ずるよう指導しています。

また、県外からの産業廃棄物の搬入に当たっては、事前協議により、県内の処理体制に影響を及ぼさないよう事業者を指導しており、県では、3年度に191件の事前協議を行いました。特に、搬入量の多い事業者や埋立処分のために搬入する事業者を重点的に指導しました。

オ 公共関与による処理施設の整備

公共関与による産業廃棄物の処理施設の整備については、①本県の最

終処分場は残余年数から当面十分な処理能力を有していると考えられること、②廃棄物の減量・リサイクルの一層の進展が見込まれることなどから、現時点の必要性は低い状況ですが、廃棄物の発生・処理の動向、最終処分場の残余年数等を考慮しながら、引き続き検討を進めていくこととしています。

カ 水銀廃棄物の適正処理の推進

ウェブサイトによる水銀使用製品産業廃棄物等の適正処理の啓発を行うとともに、家庭から出る水銀使用廃製品（蛍光灯や水銀体温計等）の市町村における適正処理を促進しました。

キ PCB廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物処理計画に基づき、PCB使用製品やPCB廃棄物を所有・保管するおそれのある事業者への確認調査を行うとともに、保管事業者への立入検査等を通じて、PCB廃棄物の処理期限内の確実かつ適正な処理の啓発を実施しました。富山県内のPCB廃棄物の処理期限は、表2-8のとおりです。

また、低濃度PCB 廃棄物については、民間の無害化処理認定施設での処理を推進しました。

表2-8 富山県内のPCB廃棄物の処理期限

区 分		処理期限
高濃度PCB廃棄物	変圧器・コンデンサー	2022(令和4)年3月31日
	安定器	2023(令和5)年3月31日
低濃度PCB廃棄物		2027(令和9)年3月31日 (従来どおり)

注1 県内分は中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)北海道事業所で処理
 2 高濃度PCB廃棄物の処理期限が1年前倒しされたことを踏まえ、H30年1月に県内の処理期限も1年前倒しました

コラム

迅速かつ適切な災害廃棄物処理に向けて

近年、全国的に風水害などの大規模災害の発生により、片付けごみや被災家屋の解体ごみなど、大量の廃棄物が発生しています。

県及び市町村では、万が一の事態を想定し、発災時の組織体制の整備や情報伝達などの初動対応の確認、図上訓練など、迅速かつ適切な災害廃棄物処理に向けた体制の強化を進めています。

令和3年度からは、県、市町村、(一社)富山県産業資源循環協会の参加による「仮置場（大量に出される片付けごみの一時的な集積場所）」の設置・運営に係る訓練を実施しています。

大量の災害廃棄物は処理に時間と手間がかかるため、被災地の復旧の妨げになります。環境省では「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」を策定しており、災害発生時には、職員の派遣や資機材の提供など、中部地方各県・市町村による広域的処理のための連携も進められています。



道路際に置かれた大量の片付けごみ
(環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」より)



仮置場の設置・運営に係る訓練の様子

3 循環型社会を目指す地域づくりの推進

(1) 現況

ごみの減量化や再生利用、廃棄物の適正処理などの取組みを進めるには、県民、関係団体、事業者との連携が不可欠です。

県では、本県の地域性や排出・処理の実態を踏まえ、各主体が連携・協働した循環型社会を目指す地域づくりを推進しています。

(2) 講じた施策

ア 事業者と連携したプラスチックごみ対策の推進

県内の事業者と連携して、プラスチック製の食品トレイの転換等を推進するとともに、県内排出の廃プラスチック類やバイオマス資源を活用したプラスチック製品の再商品化の可能性を調査検討しました。

イ 剪定枝など木質系廃棄物のリサイクルの推進

散居景観の保全のため、砺波市又は南砺市と協定を締結した地区に対して、屋敷林の枝打ちにより発生する剪定枝のリサイクル費用を支援しました。

ウ 事業者と連携した不法投棄防止対策の推進

県内の事業者と連携して、通常業務において不法投棄の監視に協力する「とやま不法投棄監視パートナー」を募集し、登録を実施しました。

4 次世代環境産業の創出

(1) 現況

循環型社会づくりに向けて、排出事業者が自らの判断により、優良で信頼できる廃棄物処理業者を選定できるよう、優良な廃棄物処理業者の育成が求められています。

また、従来の3Rの取組みを進めながら、サーキュラーエコノミーへの移行を目指し、事業者のビジネス戦略としての資源循環の取組みを促進する必要があります。

このため、県では、次世代環境産業の創出や事業者の育成に向けた取組みを推進しています。

(2) 講じた施策

ア 優良産業廃棄物処理業者の認定

遵法性や事業の透明性が高く、財務内容が安定するなど、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした産業廃棄物処理業者を認定する「優良産廃業者認定制度」の普及を図るため、(一社)富山県産業資源循環協会と連携し、各種講習会等を通じて普及啓発に努めました。

イ 事業者への支援

中小企業による廃棄物の資源化・再

生利用施設の整備などの取組みに対して低利融資を実施するなど、その支援に努めています。

ウ リサイクル認定制度の推進

リサイクル製品の製造・販売や廃棄物の減量化・リサイクル等の取組みの拡大を推進するため、14年度に創設したリサイクル認定制度により、「リサイクル製品」、「エコ事業所」、「エコ・ステーション（元年度追加）」の3つの区分について公募を行い、認定検討会における書類審査や現地調査等を踏まえ認定を行いました。

3年度末における認定状況は、表2-9のとおり、リサイクル製品が51製品、エコ事業所が15事業所、エコ・ステーションが74拠点となっています。

また、この制度や製品等を紹介するため、専用ホームページを開設したほか、パンフレット等による広報を行いました。

さらに、認定リサイクル製品の公共事業での利用促進を図るため、「公共工事におけるリサイクル製品利用推進部会」において、製品の優先的な利用を図りました。

表2-9 リサイクル認定制度に基づく認定状況

区分	リサイクル製品	エコ事業所	エコ・ステーション
元年度	15	5	66 (65)
2年度	18	7	7
3年度	18	3	2
計	51	15	75 (74)

注 () は廃止されたものを除いた現在の認定数です。



リサイクル認定マーク

指標の達成状況

環境基本計画に掲げる指標の達成状況は、表2 - 10のとおりです。

表2-10 指標の達成状況

指標名及び説明	概ね5年前	現 状	目 標 2030年度 (R12)
一般廃棄物循環利用率 一般廃棄物排出量に対する循環利用量の割合	25.2% 2015年度 (H27)	25.6% 2020年度 (R2)	28%以上
産業廃棄物循環利用率 産業廃棄物排出量に対する循環利用量の割合	31.0% 2015年度 (H27)	37.4% 2020年度 (R2)	36%以上
廃棄物エネルギー導入・低炭素化施設数 廃棄物由来の熱回収施設及び燃料（ペレット等）製造施設の数	25施設 2014年度 (H26)	27施設 2021年度 (R3)	30施設
リサイクル認定制度に基づく認定製品数 富山県リサイクル認定制度に基づく認定リサイクル製品等の数	62製品 2016年度 (H28)	51製品 2021年度 (R3)	65製品
産業廃棄物優良認定業者数 優良産業廃棄物処理業者認定制度に基づく認定業者の数	収集運搬業者 7 処分業者 11 2016年度 (H28)	収集運搬業者 14 処分業者 18 2021年度 (R3)	収集運搬業者 20 処分業者 20
プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量 第4期富山県分別収集促進計画（R2～R6）に定める市町村が行う分別収集量	5,136.3t 2015年度 (H27)	5,486.5t 2020年度 (R2)	4,937t (R6)
廃プラスチック類の最終処分率 再資源化が行われずに最終処分される産業廃棄物の廃プラスチック類の割合	32.2% 2015年度 (H27)	33.9% 2020年度 (R2)	29%以下

第 3 節 自然環境の保全



立山連峰や富山湾、さらに四季折々で美しい変化を見せる身近な自然など、本県の豊かな自然環境は県民の誇りであり、この自然環境を将来の世代に継承する必要があります。

一方、私たち人間の社会経済活動は、時として自然の持つ復元力を超えるようなレ

ベルにまで至り、生態系を脅かしつつあります。

このため、様々な自然とのふれあいの場や機会の確保を図り、県民一人ひとりが自然に対する理解を深めるとともに、自然環境保全活動を推進し、生物多様性の確保や人と野生鳥獣との共生を図ります。

1 自然保護思想の普及啓発

(1) 現況

本県は、東に日本を代表する立山連峰、南に飛騨山地に続く山々、中央から西にかけては丘陵地があり、北は富山湾に面しています。また、これらの山々を源として流れ出す河川によりつくり出された扇状地によって富山平野が形づくられています。

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、国においては、自然公園法に基づき、中部山岳国立公園、白山国立公園及び能登半島国立公園の3地域を指定しています。また、県においては、県立自然公園条例に

基づき、朝日、有峰、五箇山、白木水無、医王山及び僧ヶ岳の6地域を県立自然公園に指定しています。

これら自然公園の概要は表3-1のとおりであり、その面積は県土の29.6%を占めています。

また、県では、自然環境保全条例に基づき、すぐれた天然林や貴重な野生生物の保護を目的とした自然環境保全地域11地域を指定しており、その概要は表3-2のとおりです。

地域の特性に応じた自然を保全しながら、多様な自然とのふれあいの場を確保していくためには、自然保護に関する施

表3-1 自然公園の概要

区分	名称	面積 [ha]	うち特別地域*	指定年月日
国立公園	中部山岳	76,431	73,837*	昭和9年12月4日
	白山	2,742	2,742*	昭和37年11月12日
	小計	79,173	76,579*	
国定公園	能登半島	1,005	964*	昭和43年5月1日
県立自然公園	朝日	9,623	9,355	昭和48年3月13日
	有峰	11,600	11,600	//
	五箇山	3,856	3,275	//
	白木水無	11,554	6,473	昭和49年3月30日
	医王山	2,943	1,548	昭和50年2月22日
	僧ヶ岳	5,800	3,467	平成23年9月8日
	小計	45,376	35,718	
合計		125,554	113,261*	

注 *は特別保護地区を含みます。

表3-2 自然環境保全地域の概要

名称(所在地)	面積[ha]	指定年月日(昭和)	主な保全対象
沢杉(入善町)	2.67 (2.67*)	48年10月20日	黒部川末端扇状地の伏流水とサワスギ等の植生
縄ヶ池・若杉(南砺市)	315.70	//	山地帯における池沼湿原のミズバショウ及びブナ、ミズナラの天然林
愛本(黒部市)	11.78 (1.89*)	51年6月1日	黒部川扇頂部の地形とウラジロガシ林
東福寺(滑川市)	71.55	//	河岸段丘等の地形と安山岩で形成された節理の露頭
神通峡(富山市)	152.68 (45.04*)	//	神通川のV字峡谷とウラジロガシ、アカシデ林
深谷(富山市)	8.48 (1.75*/* ²)	53年7月11日	オオミズゴケ、モウセンゴケ等の湿性植物の群生地とハッチョウトンボの生息地
山の神(南砺市)	12.50 (12.50*)	54年8月7日	ブナ、ミズナラの天然林
池の尻(魚津市)	1.36 (1.36*)	56年1月17日	県内最大のミズバショウの純群落とモリアオガエル、クロサンショウウオの繁殖地
日尾御前(富山市)	34.94 (34.94*)	56年11月26日	安山岩質凝灰岩の特異な地形とすぐれた天然林
常楽寺(富山市)	10.99 (0.70*)	61年7月9日	低山丘陵地帯にあるウラジロガシの天然林
谷内谷(南砺市)	1.13 (0.19*/* ²)	//	低山帯におけるオオミズゴケを中心とする湿性植物の群生地
計	623.78 (101.04*) (1.94* ²)		

注 () 内の*付きの数値は特別地区、*²付きの数値は野生動植物保護地区の面積(内数)です。

策を積極的に展開する必要があります。

このため、昭和49年度に全国に先駆けて発足させたナチュラリスト(3年度末:延べ465人)による自然解説のほか、自然公園指導員(同:37人)、自然保護指導員(同:18人)、鳥獣保護管理協力員(同:50人)の活動により、自然保護思想の普及啓発を積極的に図っています。

また、自然への理解を深め、自然保護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間等において、広く県民が参加できる自然観察会や探鳥会を毎年開催しています。

さらに、青少年期から自然保護に関する意識の向上を図るとともに、将来の

すぐれたナチュラリスト育成を目指して、12年度からジュニアナチュラリスト(同:469人)の養成を進めており、ナチュラリストとあわせた計画的な養成に努めています。

(2) 講じた施策

ア ナチュラリスト等による普及啓発

自然公園を訪れた人々に、より一層自然への理解を深めてもらうとともに、訪れる利用者によって、すぐれた自然環境が損なわれないよう、ナチュラリスト、自然公園指導員等の活動を通じて自然環境保全のための知識とモラル

やマナーについて普及啓発を行いました。

イ ナチュラリストの養成

ジュニアナチュラリスト養成講座の開催や交流事業の実施など、活動に対する支援を実施しました。

また、近年、立山黒部地域への外国人観光客が増加していることから、養成講座に「外国人特別枠」や「外国人対応講座」を設け、外国人観光客に対応できるナチュラリストを養成しました。

ウ 鳥獣保護管理協力員等の配置

鳥獣保護管理協力員を県内に配置し、鳥獣保護管理の実施と啓発を図りました。

エ 野鳥愛護の普及啓発

5月10日からの愛鳥週間に開催する各種行事により、野鳥愛護の普及啓発を図りました。

オ 法令等による規制

国立公園、国定公園又は県立自然公園については、自然公園法又は県立自然公園条例に基づき、公園の風致を維持するための特別保護地区や特別地域を指定し、その地域内における工作物の新築等を制限しています。

また、自然環境保全地域については、自然環境保全条例に基づき、特別地区9地区を指定し、その地区内における工作物の新築等を制限しています。さらに、特別地区内のうち、野生動植物保護地区に指定された地区内においては、保護すべき野生動植物種又は卵の捕獲又は採取が禁止されています。

カ 自然環境の各種調査の実施

自然環境保全基礎調査は、環境省が主体となって、全国の植生や動植物の分布、海岸や河川、湖沼の改変状況等を対象に実施しています。

2 自然とのふれあい創出

(1) 現況

① 人と自然との豊かなふれあい

国立公園、国定公園等の自然公園においては、すぐれた自然の風景地を保護しながら、その地区の特性や利用状況に応じ、歩道や公衆トイレ等の整備を進めるとともに、適切な維持管理を行っています。

県では、本県のすぐれた自然の風景地を県立自然公園として6か所を指定するとともに良好な自然環境を適正に保全するため、11地域の自然環境保全地域を指定しており、これらの地域をできるだけ自然のままの姿で保護し、後世に伝えていくよう努めているほか、里地里山など中間域のすぐれた風景地等17か所を県定公園に指定し、関係市

町村が歩道や広場等の整備を進め、管理しています。

県内の自然公園等の現況は図3-1、県定公園の概要は表3-3のとおりです。

また、県民公園自然博物館「ねいの里」や県民公園野鳥の園でも、自然とふれあうための施設が整備されています。

県民公園は、置県百年を記念して、県民の誰もが利用できる総合レクリエーションの場として整備されたもので、表3-4のとおり、都市公園である新港の森及び太閤山ランド並びに自然風致公園である頼成の森、自然博物館「ねいの里」及び野鳥の園があります。

また、都市公園は、都市と緑のオー

図3-1 自然公園等の現況

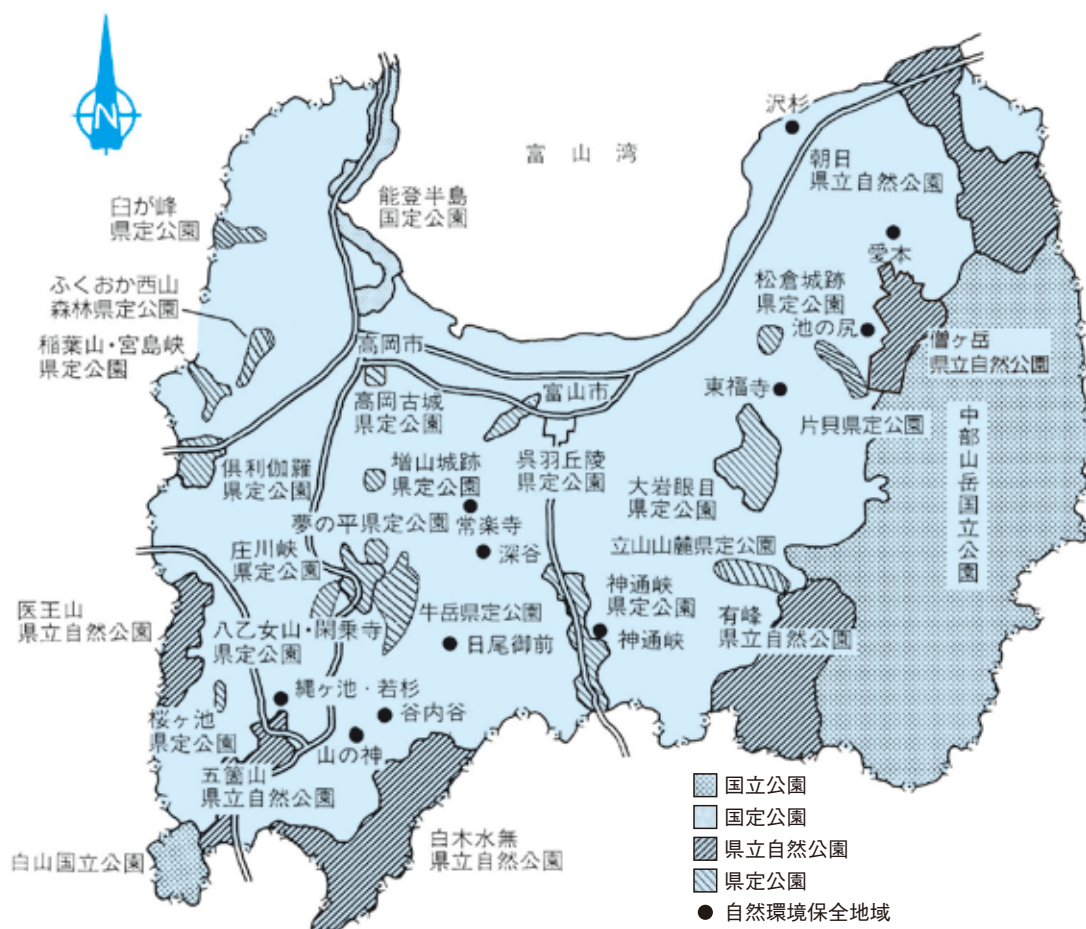


表3-3 県定公園の概要

名 称 (所在地)	面積 [ha]	指定年月日	備 考
神通峡 (富山市)	1,160	昭和42年10月7日	
呉羽丘陵 (//)	487	//	一部都市公園と重複
高岡古城 (高岡市)	22	//	都市公園と重複
倶利伽羅 (小矢部市)	758	//	
庄川峡 (砺波市)	835	昭和43年4月16日	一部都市公園と重複
大岩眼目 (上市町)	2,880	昭和44年10月25日	
松倉城跡 (魚津市)	1,083	平成4年3月26日	
増山城跡 (砺波市)	345	//	一部都市公園と重複
夢の平 (//)	221	//	
稲葉山宮島峡 (小矢部市)	757	//	
桜ヶ池 (南砺市)	485	//	一部都市公園と重複
八乙女山・閑乗寺 (砺波市・南砺市)	633	//	一部都市公園と重複
片貝 (魚津市)	2,290	平成17年8月17日	
立山山麓 (富山市)	980	//	
牛岳 (富山市・砺波市・南砺市)	2,431	//	
ふくおか西山森林 (高岡市)	740	//	
白が峰 (氷見市)	722	//	
計	16,829		

表3-4 県民公園の概要

種 別	名 称	規 模	設置の目的	開設年月 (昭和)
都市公園	県民公園新港の森	25ha	①公害の防止のための緩衝緑地の確保 ②県民に休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	57年10月
	県民公園太閤山ランド	96ha	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	58年7月
自然風致公園	県民公園頼成の森	115ha	県民に森林を生かした休養の場の提供	50年4月
	県民公園自然博物館「ねいの里」	15ha	①県民に自然に関する学習の場の提供 ②野生鳥獣の保護	56年6月
	県民公園野鳥の園	78ha	①県民に自然の探勝の場の提供 ②野鳥の保護	60年10月
(遊歩道)	公園街道	延長19.3km	県民公園を結ぶ自然歩道	58年4月

プンスペースとして、人々の心にうるおいとやすらぎを与えるとともに、スポーツ・レクリエーションにも利用され、さらに災害の防止や避難地ともなる施設で、県が管理する都市公園は、新港の森や太閤山ランドのほか、県庁前公園、総合運動公園、五福公園、岩瀬スポーツ公園、常願寺川公園、空港スポーツ緑地、富岩運河環水公園があります。

県内の都市公園の総面積は、2年度末で1639.4haとなり、このうち、市街地における面積は908.5haとなっています。また、都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積は15.8㎡と、全国平均の10.7㎡を大きく上回っています。

公共施設等の緑化の現況については、3年度末において、県管理道路241km、工場緑地603haとなっています。

県では、代表的な森林58か所を「とやま森林浴の森」として選定しており、そのうち、立山の美女平と県民公園頼成の森は「全国森林浴の森百選」にも選ばれています。

② うるおいある景観づくり

本県は、山、川、平野が一望できるまとまりのある地形の中に、雄大な立山連峰や緑豊かな砺波平野等の散村（散居）、水に彩られた富山湾や多くの河川・水路、歴史や文化が息づく伝統的な町並みなど、多様で個性豊かな景観が形成されています。

これらの優れた景観を保全、創造し、よりよい姿で次代に伝えていくために景観条例に基づき、景観づくりに関する施策を実施しています。

③ 個性ある歴史的文化的環境の活用

県内には、山、川、海、そして雪にはぐくまれた風土により、生活に根ざした祭りや生活習慣が残されているほか、世界遺産に登録されている五箇山の合掌造り集落、国宝に指定されてい

る瑞龍寺をはじめすぐれた史跡、名勝、天然記念物等が数多くあります。

環境省では、地域のシンボルとなっている音の聞こえる環境（音風景）を「日本の音風景百選」として認定しており、本県からは、富山市（旧八尾町）の「エンナカの水音とおわら風の盆」、立山町の「称名滝」、南砺市の「井波の木彫りの音」の3か所が選ばれています。

また、県では、自然や伝統産業など地域のシンボルとして親しまれ、将来残していきたい音風景50件を「とやまの音風景」として認定しています。

さらに、環境省では、地域の自然・文化・生活に根ざした良好なかおりのある風景100地点を「かおり風景百選」として認定しており、県内からは、富山市の「富山の和漢葉のかおり」、砺波市の「砺波平野のチューリップ」、黒部市（旧宇奈月町）の「黒部峡谷の原生林」の3件が選定されています。

(2) 講じた施策

① 人と自然との豊かなふれあい

ア 自然とふれあう場と機会の確保

㍿ 自然公園等の管理

中部山岳国立公園のうち、春から秋にかけて利用者が集中する室堂及び劔沢地区に管理職員が常駐（室堂地区4～11月、劔沢地区7～9月）し、自然保護パトロール、施設の維持管理、登山者、キャンパー等の利用者への指導を行いました。

また、自然環境保全地域においては、5～11月までの間、各地域に巡視員を配置し、巡回を行いました。

なお、能登半島国定公園や県立自然公園については、県から市町村に管理委託するとともに、県定公園の管理は、県定公園規則の趣旨を踏まえ、関係市町村が行っています。

(イ) 体験活動の実施

ナチュラリストによる自然解説、フォレストリーダーによる森林・林業に関する出前講座や森林教室（森の寺子屋）を開催しました。

(ウ) 県民協働による安全で快適な山岳環境の整備

「とやまの山岳環境整備ボランティア」を募集し、木道の滑り止めの設置や外来植物除去等を実施しました。

(エ) 山岳遭難防止等

毎年、12月1日から翌年5月15日までの登山届出条例適用期間に、剣岳一帯での遭難事故を防止するため、馬場島をはじめ各主要地点に登山指導員を配置し、登山届出内容のチェック、装備や行程等の指導、現場の登山者との緊急連絡にあたっています。

また、室堂周辺で春山スキー（4～5月）・秋山スキー（11月）等を行う際には届出を行う仕組みとし、専門の入山指導員を配置し、遭難防止の指導を実施しています。

さらに、利用最盛期には、室堂（5月1日～5月6日と7月下旬～8月下旬）に立山診療所、剣沢（7月下旬～8月下旬）と雷鳥沢（7月下旬～8月下旬）に山岳診療所を開設して、負傷者や急患の診療を行っています。

このほか、オンライン登山届「コンパス」の利用促進を図るなど、ICTを活用した安全登山対策を総合的に実施しました。

加えて、立山エリアの診療体制の強化に向け、医学生のみでの対応や専門診療科以外の医師の診察・治療時に支援医師の助言を受けるため、現地の映像を山岳診療所から送信する通信機器を配備しました。

(オ) 学校登山の安全対策

立山における学校登山の安全対策として、登山用ヘルメットの整備・貸出しを実施しました。

イ 自然公園等の施設整備

すぐれた自然の風景地を保護しながら、その地区の特性や利用状況に応じ、県民が自然にふれ、親しみ、自然への関心を高めることができるよう、中部山岳国立公園の歩くアルペンルート等において、登山道の整備を実施したほか、老朽化している案内看板・道標等の再整備・多言語化を実施しました。

また、称名平休憩所のリニューアル及び周辺の駐車場、公衆トイレ、標識等の改修等を実施しました。

ウ 花と緑の元気とやま創造プランの推進

花と緑の地域づくりを推進するため、花と緑の元気とやま創造プランに基づき、次の施策を講じました。

(ア) 花と緑の推進

花と緑の銀行において次の施策等を実施しました。

- ・ 家庭や地域における緑化を進めるために、花の苗や緑化木を配布するとともに、地域緑化の推進役となるグリーンキーパー（花と緑の指導員）の適正配置と技術向上を図り、新たな緑花グループの発掘を促すために「花のまちづくり新拠点創出支援事業」を実施しました。
- ・ 花と緑のあふれるまちづくりを進めるため、「花と緑の地域づくり事業」、「地域の花づくり推進事業」、「花だより花壇維持管理事業」を実施しました。
- ・ 新たな緑化活動の誘発を図る花のまちづくり新拠点創出支援事業の実施、地域緑化の活動成果を発表する場としてコンテナ

ガーデンコンテストの開催、花と緑に親しみ、学習する機会を提供する「花とみどり・ふれあいフェア」を開催しました。

- ・ さくらの保護・育成を図るため、「富山のさくら」名所づくり事業を実施しました。
- ・ 北陸新幹線の開業等に伴い、観光地を花で飾り、訪れた方をおもてなしするため、「おもてなしフラワー事業」を実施しました。

(イ) うるおいのある環境づくり

街路樹整備・保全に努めたほか、河川沿いの並木の保全、がけ地の緑化、海岸線の防砂林、防潮林の整備・保全を推進しました。

エ 多様な森づくりなどの推進

19年4月に導入した「水と緑の森づくり税」を活用し、「森づくりプラン」に沿って、水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりやとやまの森を支える人づくりなどの推進に取り組みました。

(ア) 多様な森づくりの推進

生物多様性の保全や、野生動物との棲み分け等を目指した地域や生活に密着した里山林の整備、手入れ不足で過密な人工林や竹が侵入した人工林での公益的機能の確保と景観の保全を目指した混交林整備を推進しました。

また、「造林事業」により間伐等を積極的に実施し、森林吸収源対策を推進しました。

さらに、カシノナガキクイムシの被害跡地へ植栽した実のなる木の育成や、花粉症の予防対策の一つとして、優良無花粉スギ「立山森の輝き」の普及を図るため、人工林の伐採跡地での植栽等を支援しました。

(イ) とやまの森を支える人づくりの推進

森林ボランティアの活動支援や子どもたちをはじめ、広く県民を対象とした森林環境教育など、とやまの森を支える人づくりを推進しました。



ボランティアによる里山整備を支援

オ 自然生態系と共生する農業農村整備事業の推進

とやま水土里プロジェクト2019（農業農村整備実施方針）に基づき、農業農村整備事業において、豊かな水と緑と多様な生物の生息環境の保全・創出を推進しました。

② うるおいある景観づくり

ア 景観条例に基づくうるおいある景観づくりの推進

うるおいある景観づくりを全県的に推進するため制定した景観条例の普及啓発を行うとともに、景観アドバイザーの派遣や景観づくり住民協定への支援など、県民や市町村等の景観づくりの取組みを推進しました。

また、景観条例に基づき、大規模行為及び「立山・大山地区景観づくり重点地域」における特定行為の届出制など、建築行為等での景観への配慮を推進しました。

さらに、景観づくりに配慮した建築物等を「うるおい環境とやま賞」として表彰するとともに、優れた景観を眺望できる地点「ふるさと眺望

点](愛称:「とやまビューポイント」)の利用促進に向けた情報発信、眺望景観の保全を推進しました。

イ 各種計画等に基づく景観施策の推進

(ア) 地域ごとの目標に沿った景観整備

地域ごとの目標に沿った景観整備を推進するため、河川整備計画等に基づき、次の施策を講じました。

- ・ 景観に配慮した多自然川づくりを目指し、河川改修事業等を推進しました。
- ・ 道路景観の向上、沿道景観の向上、とやまらしいみちづくり等を目指し、道路改良事業等を推進しました。
- ・ 安全かつ円滑な道路の確保と景観の整備等を図るため、中心市街地や景観への配慮が必要な地域で無電柱化を図りました。

(イ) 農村等における景観の保全と創造

- ・ 田園空間整備実施計画(となみ野)に基づき整備した中核施設や地域拠点において、美しい田園空間の保全に関する学習講座等を開催するとともに、ウェブサイト等により全国に広く情報発信を行いました。

また、美しい散居景観を保全・育成するため、散居景観保全事業により、屋敷林の維持管理など、住民の活動を支援しました。

- ・ 棚田地域を含めた農村における農地等の有する県土の保全、水資源の涵養、景観の保全、伝統・文化の継承等の多面的機能の良好な発揮と集落の活性化を図るため、富山県農村環境創造基金により、棚田保全活動への都市住民の参加促進や棚田オー

ナー制等への活動支援、美の里保全活動への支援のほか、「とやまの農山村」写真展を開催しました。

- ・ 農山漁村地域において、自然景観の保全や農山漁村の持つ多面的機能の維持向上等を推進するため、自然文化や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動(グリーン・ツーリズム)を普及するとともに、市町村の取組みに対して支援しました。

また、荒廃農地の復元、利活用を行い、「美しい景観」や「やすらぎの空間としての農村」を保全しようとする地域に対して支援しました。

- ・ 動画を活用したウェブサイト「富山の大地を潤す」や小学生向けの施設紹介リーフレット、ダムカードを用いて、地域の自然環境の維持など多面的機能を有する農業用ダム、排水機場等の農業用水利施設の重要性を啓発しました。

(ウ) 土地対策要綱による対策

土地対策要綱に基づき、大規模な開発行為を行おうとする事業者に対し、開発計画の事前申出書の提出を求め、周辺の景観との調和の観点等から必要な指導を行いました。

③ 個性ある歴史的文化的環境の活用

ア 歴史的文化的遺産の保全と景観配慮

市町村が実施するまちなみ保全環境整備や景観整備等の優れた景観整備事業に対して助成を行いました。

イ 歴史的文化的な景観の保全等

市町村等が実施する歴史的・文化的資源を活かした個性あふれるまちづくりに対して助成を行いました。

ウ 歴史的文化的遺産におけるふれあい施設等の設置

市町村等が実施する史跡、名勝等の積極的な活用を図ったいわゆる文化財公園等に対して助成を行いました。

3 自然環境保全活動の推進

(1) 現況

県では自然環境の保全を積極的に推進するため、昭和47年度に自然環境保全基金制度を設置し、自然環境保全地域、自然公園の集団施設地区等について、市町村と共同で土地の公有化を進めています。令和3年度末までに公有化した土地面積は、約140haとなっています。

また、恵まれた自然環境を将来の世代に引き継いでいくため、地形・地質、植物、動物及び景観の保全のためのガイドラインである自然環境指針に基づき、各種開発事業に際して、自然環境保全上の

指導、助言を行っています。この指針では、県土を約1km四方のメッシュに区切って、地形・地質、植物、動物及び景観の4つの項目について、学術性や自然性に基づく評価を行っており、その評価に応じた保全目標を明らかにしています。いずれかの項目で最も評価が高いVとされた地域は、県東部の山岳地帯を中心に広く分布しています。

自然環境指針の概要は、表3-5のとおりです。

このほか、山岳地等において環境に配慮したトイレ整備を推進しており、山岳

表3-5 自然環境指針の概要

指針の役割	県内の自然環境の主要な構成要素について、県民、事業者、行政がそれぞれの立場において、適正に保全していくためのガイドラインを示すものです。
対象範囲等	自然環境の主要な構成要素（地形・地質、植物、動物、景観）を対象とし、県下全域を約1kmメッシュで評価したものです。
保全目標	自然環境の主要な構成要素（地形・地質、植物、動物、景観）ごとに、自然環境の評価を5段階で行い、それぞれの評価段階に応じた適正な保全を目指すものです。
項目別保全目標	<p><地形・地質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な地形・地質等は、その形態を失わないよう保全します。 ・典型的な地形要素は、県土の骨格をこわさず、その典型性を保持できるよう保全します。 <p><植物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な植物種・植物群落の分布地や特に自然性の高い植生域は、厳正に保全します。 ・地域において相対的に自然性の高い植生域はその価値を保全します。 <p><動物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な動物の分布地では、その生息環境を総体として保全します。 ・多様な動物が生息すると推定される地域は、一定の広がりをもった生息域を分断することなく保全するとともに、生態的なバランスをくずさない範囲で自然とのふれあいの場としての利用に努めます。 ・動物の生息環境として悪化がみられる地域では、現況以上の悪化を防ぎ、積極的に環境特性に応じた動物生息環境の創造、復元に努めます。 <p><景観></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然景観資源として評価の高いものは、周辺と一体として、また環境の総体として保全します。 ・眺望の対象として重要な景観資源は、眺望の特性を踏まえてそれを阻害しないよう資源そのもの及び周辺環境を適正に保全します。

公衆トイレを一ノ越、美女平等8か所に設置しているほか、中部山岳国立公園内の山小屋トイレ26か所に対して12年度から整備支援を行っています。

(2) 講じた施策

ア 自然環境指針等に基づく開発事業への指導・助言

自然環境指針に示す地域ごとの地形・地質、動植物等に関する評価を踏まえ、各種開発事業に際して必要な指導、助言を行いました。

イ 県土美化推進運動や自然公園におけるクリーン作戦の展開

(ア) 美化清掃、施設維持管理等

全国統一の自然公園クリーンデーにあわせて、ごみの持ち帰り運動など、美化清掃活動を行いました。

また、一ノ越、剣沢等8か所の山岳公衆トイレでは利用者に対する普及啓発とトイレの管理に役立てるため、チップ制システムを導入し、維持管理の充実を図りました。

(イ) NPC（ナショナルパーククリーン）作戦

国立公園利用者及び事業者の美化意識の向上を図り、ごみ持ち帰り運動を一層推進するキャンペーンとして、NPC作戦により、ごみ袋、ポスター等を配布しました。

また、立山黒部環境保全協会が実施するごみ持ち帰り運動に助成するとともに、各施設のごみを国立公園区域外へ搬出処理し、自然環境の保全に努めました。

ウ 自然公園における貴重な植生の保護・復元

自然環境保全地域の適正な保全のため、巡回管理及び保全事業（巡視歩道整備等）を実施しました。

また、地球温暖化等の環境変化が植生にどのような影響を与えているかを

把握するため、令和3年度は、第V期計画（令和2～7年度）の2年目として、立山地区（美女平、弥陀ヶ原）において植生や林分構造等についてモニタリング調査を行いました。

エ 山岳自然環境の保全

立山一帯の貴重な自然環境の保護を目的として、環境省の方針に基づき、県道富山立山公園線（桂台～室堂）へのマイカー乗り入れ禁止を継続しました。

オ 立山におけるバスの排出ガス規制の実施

立山の貴重な自然環境や優れた景観を維持・保全するため、立山で運行されるバスについて条例による排出ガス規制を実施するとともに、県内バス事業者が行う排出ガス低減のための車両の更新等を支援しました。

カ 豊かな海づくりの推進

富山湾の環境保全や水産資源保護への意識を醸成するため、藻場の保全、海岸清掃等を実施する県内の活動団体に対して支援しました。

4 生物多様性の確保

(1) 現況

本県は、3,000m級の山岳地帯から海岸まで変化に富む地形を有し、高山植生から海浜植生までの多様な植生、ライチョウやカモシカといった動物、大小の河川や各所に見られる湧水、清水等の多様な自然環境に恵まれています。

ア 植生

本県は、地形・地質が多岐にわたり、かつ、標高差が大きいことから、植物の分布状況は、図3-2のとおり、複雑になっています。

また、標高別の植物の分布状況は、図3-3のとおり、標高に応じて多様な種類の植物が見られます。

(ア) 平野・海岸地帯

平野部は、主に農耕地や住宅地、工場用地等に利用されていますが、一部の扇状地の末端部には、ハンノキ群落やスギ植林地が見られます。

クロマツに代表される海岸林は、概ね保安林として管理されており、入善町の園家山には砂丘植生が残されています。

また、氷見海岸や宮崎海岸の一部には、スタシイやタブノキなど暖帯性の樹林が見られます。

(イ) 低山帯（標高約300m以下）

射水丘陵をはじめとして、県内に広く分布する低山帯は、古くから人間が生活の場として利用してきた地域で、大部分がコナラ、アカマツ等の二次林やスギの植林地となり、また、近年、公園やゴルフ場等のレクリエーション施設用地として利用されてきています。

(ウ) 山地帯（標高約300~1,600m）

山地帯は、主な河川の上・中流域にあって、そのほとんどが保安林等になっており、県土を保全するうえ

で重要な地域となっています。植生はブナを主体とする天然林が中心で、標高の高い地域にはクロベ、コメツガ等の常緑針葉樹林が局地的に群生しています。

また、標高が低い地域は、かつては薪炭林として利用されていましたが、現在はミズナラの二次林やスギの植林地等になっています。

(エ) 高山帯、亜高山帯（標高約1,600m以上）

高山帯は、植物にとって厳しい生育条件であるため、わずかにハイマツ群落と高山草原が見られる程度です。

なお、後立山一帯の白馬連山高山植物帯は、国の特別天然記念物に指定されています。

亜高山帯になるとオオシラビソ、ダケカンバ等の植生となっています。

イ 野生動物

本県は、海岸地帯から標高3,000mの北アルプスまで、日本有数の大きな標高差を有しており、この垂直な広がりの中に海岸、河川、湖沼、農耕地、原野、丘陵、森林、高山等の多様な自然環境が含まれています。このため、図3-4のとおり、多種の野生動物が生息しています。

(ア) 哺乳類

平野部ではイタチやハタネズミのほかには特徴のある種類は見られませんが、丘陵や山地の森林域では、ニホンザル、ノウサギ、タヌキ、カモシカ、ツキノワグマ、イノシシ等の中・大型哺乳類が多く生息しており、外来生物と考えられるハクビシンの生息地も広がっています。

また、亜高山帯から高山帯では厳しい気象条件のため、生息種はトガリネズミ類やオコジョ等に限られて

図3-2 現存植生図

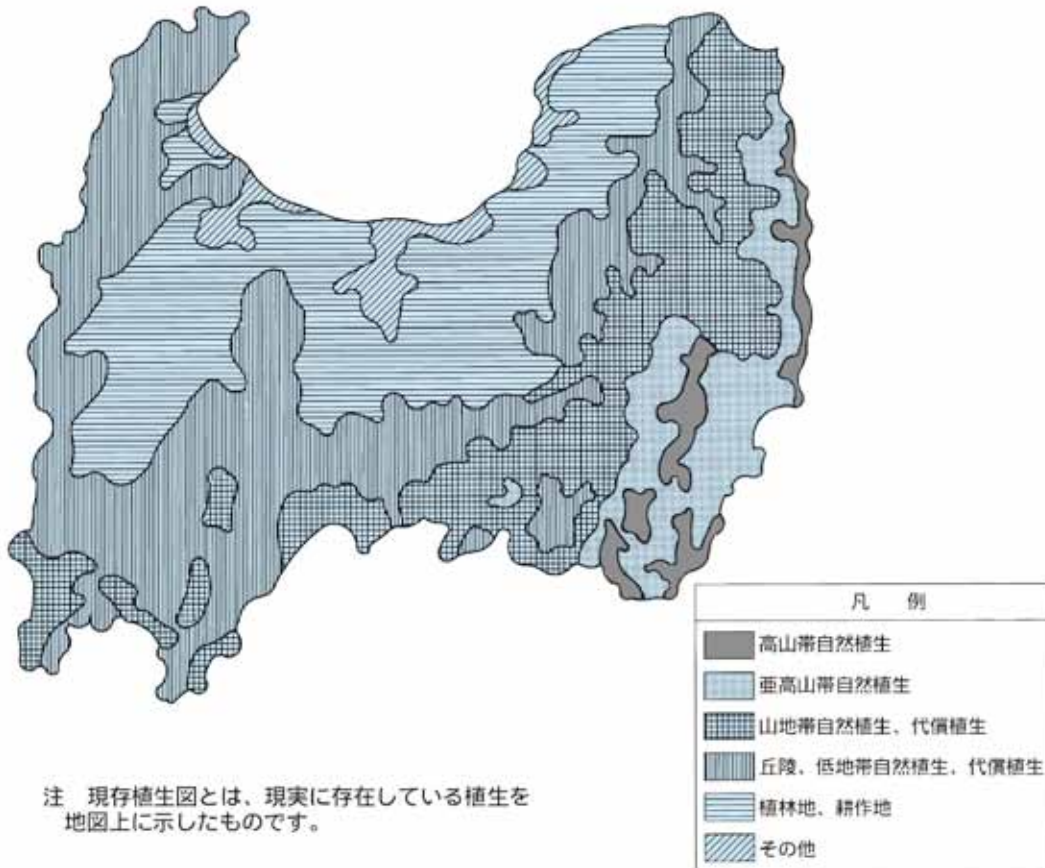


図3-3 植物の垂直分布

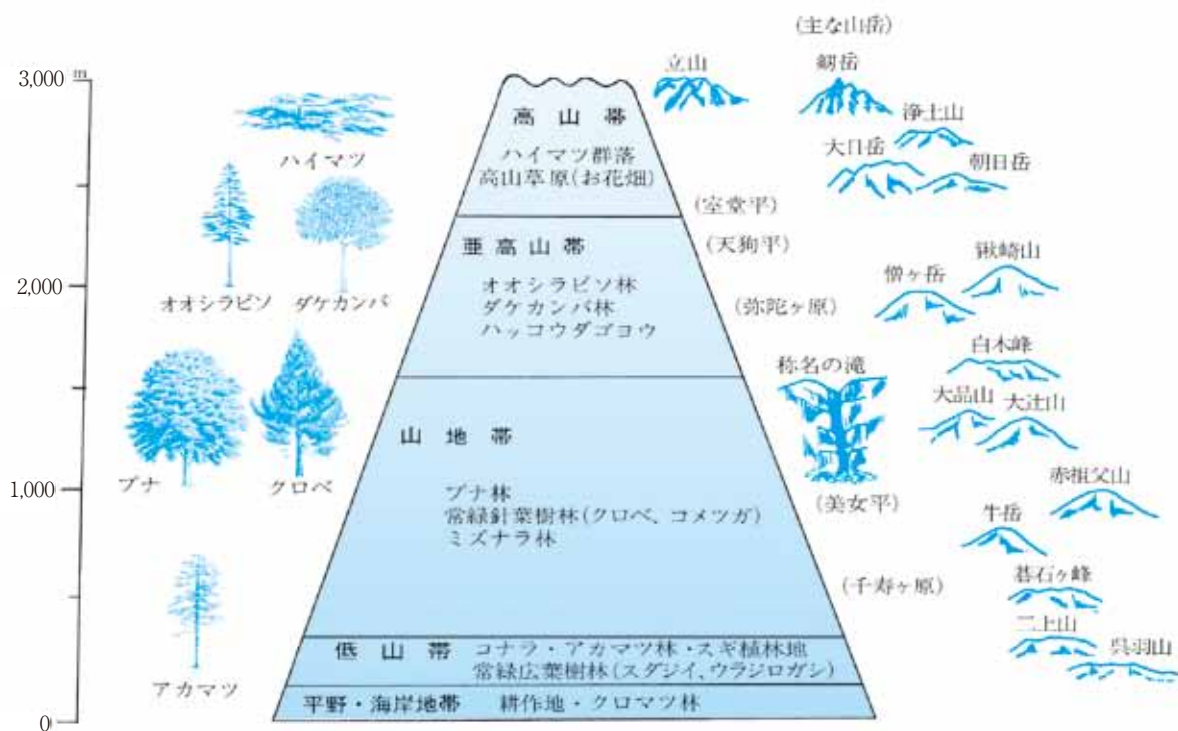
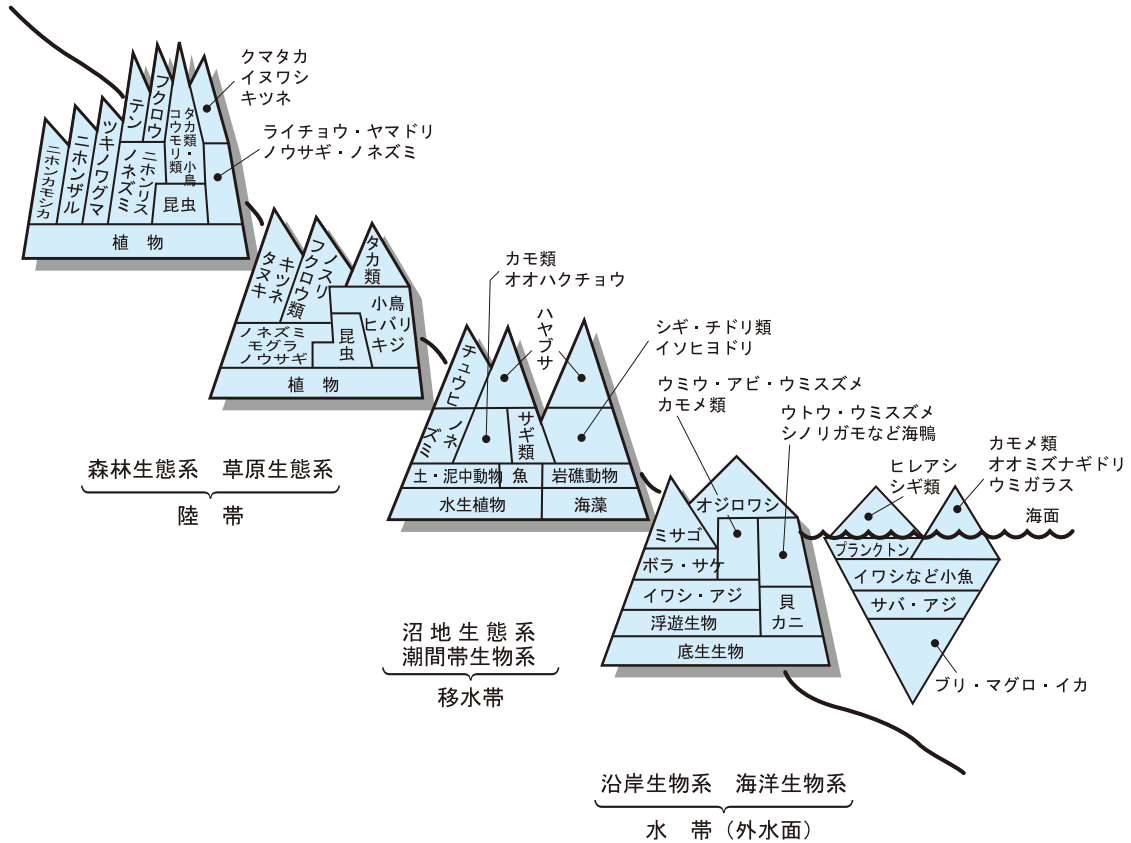


図3-4 富山県にみられる動物の生態的地位（食物及び天敵関係）



います。

(イ) 鳥類

海辺や河川にはカモ類、シギ・チドリ類、カモメ類等が生息するほか、湖沼や水田等の水辺にはセキレイ類、サギ類、カモ類、クイナ類等のほかカワセミやオオハクチョウ等も見られ、これらの生息域は都市や農村に近いため、自然とのふれあいの感じられる場となっています。

丘陵から山地帯の森林、特に原生林には、シジュウカラ類、キツツキ類、ウグイス類、ホオジロ類、フクロウ類、ワシタカ類といった多様な鳥類が生息し、繁殖の場となっています。

亜高山帯、高山帯では、カヤクグリ、イワヒバリ、ホシガラス等のほか、貴重なライチョウが生息していますが、標高の低い森林域に比較すると種類は少なくなっています。

また、本県はツグミやキビタキなど渡り鳥の主要な飛行ルートや越冬地・繁殖地となっており、これらの渡り鳥を研究するため富山市婦中町高塚に国設1級婦中鳥類観測ステーションが設置されています。

このステーションで12年10月に足環を付け放鳥したカシラダカが、13年10月に本県の支援で設置しているロシアのナホトカステーションで再捕獲されており、両ステーションで捕獲が確認されたことは、渡り鳥が日本海を一気に渡る幻のルート解明に結びつく画期的な手がかりとなりました。

(ウ) 両生・は虫類

両生類は、幼生期を水中で生活する動物で、ホクリクサンショウウオ、カジカガエル、ナガレタゴガエル、モリアオガエルなど特徴のある種が生息しています。

は虫類では、帰化動物のミシシッピアカミミガメが増え、逆にイシガメが減少しています。毒蛇であるマムシは県内に広く分布しています。

(エ) 淡水魚類

扇状地の扇端部等の湧水地帯にはトミヨ、氷見市の万尾川を中心とする沖積平野には、イタセンパラをはじめとしたタナゴ類やハゼ類といった多様な魚類が生息しています。

(オ) 昆虫類

平野部、海岸部は、植生が単純であり、生息環境も限定されるため、昆虫相も限られますが、低山帯は、クモマツマキチョウやギフチョウ、オオムラサキなど貴重なチョウの重要な生息地となっています。

山地帯は、ミズナラ、ブナを幼虫の食餌植物とするミドリシジミ類が多く見られ、高山帯は、タカネヒカゲやクモマベニヒカゲに代表されるように、高山蝶の宝庫になっています。

ウ 希少野生動植物

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により国内希少野生動植物種として、動物229種、植物198種の合計427種(3年度末現在)が指定され、捕獲や譲渡が禁止されています。

県内の絶滅のおそれのある野生動物の種を明確にし、保全対策に資するために、23年度に県レベルでの実情に即したレッドリストを改訂しました。このレッドリストには、絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類に鳥類ではサシバやヨタカ、昆虫ではカトリヤンマやミヤマモンキチョウ、淡水魚ではヤリタナゴやジュズカケハゼが、また植物では、富山県固有種であるエッチュウミセバヤが選定されています。このほかにも、オオハクチョウやオミナエシなど環境省で

は選定されていない種や、環境の指標となるクイナやゲンジボタル等が選定されています。

また、これらの希少な動植物への県民の理解を深めることを目的として、対象種の特徴や分布状況、保全対策等を取りまとめた手引書として「富山県の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブックとやま2012)」を刊行しました。国内希少野生動植物種のうち、ライチョウ、イヌワシ、オジロワシ、オオワシ、クマタカ、ハヤブサ、ヤイロチョウ、トキ、ウミガラス及びチュウヒの鳥類10種と淡水魚のイタセンパラ、昆虫のシャープゲンゴロウモドキ、アツモリソウ及びクマモキンポウゲの植物2種が「レッドデータブックとやま2012」に掲載されています。

県では、適切な鳥獣行政を推進するため、5年ごとに鳥獣保護管理事業計画を策定し、野生鳥獣の保護繁殖を図るための鳥獣保護区(3年度末現在40か所合計107,482ha)の指定等の各種施策を行っています。

特に、絶滅が危惧されるイヌワシについては、9年度に全国で初めてイヌワシの保護を目的とした特別保護指定区域の指定を含む鳥獣保護区を設定したほか、12年3月には、人とイヌワシの共生の観点から、イヌワシ保護の基本方針を示すイヌワシ保護指針を策定しています。

また、鳥類、ほ乳類以外の野生動植物についても、環境の変化により生存が危ぶまれる種は、自然環境保全条例に基づき、その生息・生育地を自然環境保全地域の野生動植物保護地区に指定し、捕獲、採取等の規制を行っています。

(2) 講じた施策

ア 生物多様性に関する総合的な取組みの推進

生物多様性保全推進プランの普及啓発を行い、生物多様性の保全と持続可

能な利用を推進しました。

また、ナチュラリストの野外活動等を通じて、種の多様性や生態系の保全に関する普及啓発を行いました。

さらに、生物多様性保全推進プランの改定に向けて、シンポジウムを開催しました。

イ 希少な野生生物の保護

ライチョウ、イヌワシ等の保護による野生生物の生息・生育環境の保全を推進するとともに、希少野生動植物保護条例に基づき、「指定希少野生動植物」の指定、周知、監視等を実施したほか、本県の「指定希少野生動植物」に関する保護活動を支援しました。

このうち、イヌワシについては、南砺市小瀬地区の営巣地にカメラを設置し、継続的に生態観察を行うとともに、自然博物館「ねいの里」で映像を利用し、希少な野生生物の保護の普及啓発を図りました。

また、イヌワシの生態を踏まえ、公共工事等の各種開発行為との調整を行いました。

ウ ライチョウの保護

ライチョウの生態・生息状況・保護の取り組みや立山での目撃情報をスマートフォンなどでリアルタイムに紹介する「立山室堂ライチョウ見守りネット」を運用しています。

また、保護柵の設置や観察マナーの普及などのライチョウ保護活動を県民協働で推進しました。

さらに、第6次ライチョウサポート隊にジュニア枠（小学3年生～中学3年生）を設定し長期にわたりライチョウ保護に関わる人材を育成（93名）するとともに、上野動物園ウェブサイト等での「ライチョウ王国とやま」の発信を実施し、本県が行っているライチョウ保護対策を全国に紹介しました。

エ 外来生物等の適切な管理の推進

立山センターを中心として、立山黒部アルペンルート沿線の外来植物除去のため、現地で指導する指導者を対象に現地講習会を開催するとともに、「とやまの山岳環境整備ボランティア」と協働で外来植物の除去活動を行いました。

また、健全な内水面の生態系を保全し、持続的な利用を図るため、外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル）の駆除とカワウの広域的な管理体制に基づいた取組みを推進しました。

オ 自然と共生した地域づくり

希少種以外の野生生物についても、鳥獣保護区やビオトープマニュアルを活用した自然と共生した地域づくりを進め、生態系の保全を図りました。

また、生息・生育環境の悪化や消失が見られる地域では、ビオトープ事業の導入、外来植物除去事業やブナ保全対策事業等の施策を行い、環境の復元や創出を行いました。

このほか、自然博物館「ねいの里」において、多様な動植物が生息・生育する森と水辺のビオトープづくりを実施しました。

コラム

立山外来植物除去指導者研修「これ除去していいの？」

立山で外来植物除去活動を行っている時、「この植物は除去してもいいの？外来種？在来種？」という疑問がわいてきます。そのような場面での確に指示を出してくれる指導者を育成しています。

平成22年度から立山外来植物除去フォローアップ研修として行ってきましたが、本格的にボランティアを受け入れる準備として、令和4年度は基礎編、令和5年度は実践編として指導者を育成し、除去活動を通して貴重な立山の自然環境保護を行ってまいります。



8月現地研修（室堂平）



シーズン前の室内研修

5 人と野生鳥獣との共生

(1) 現況

近年、ツキノワグマによる人身被害の発生、イノシシやニホンザル、カラス等による農作物被害や生活環境被害が発生し、地域住民の不安が高まっています。

ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、カワウ、カモシカ、ニホンジカについては、管理計画を策定し、科学的・計画的な対策を実施しています。

有害鳥獣捕獲については、狩猟者の高齢化が進み、人数もピーク時の約3分の1に減少しています。

また、鳥獣保護センターによる傷病鳥獣の救護や鳥獣保護区の指定・管理などにより、野生鳥獣の保護やその普及を図っています。

(2) 講じた施策

ア 保護管理の推進

(ア) 有害鳥獣捕獲対策の充実

ツキノワグマの出没状況、ニホンザルやイノシシ、ニホンジカの行動域などをモニタリング調査するとともに、カワウの個体数調査やニホンジカの個体数推定などを行い、科学的・計画的な被害防止対策等を実施しました。

また、市町村によるツキノワグマ出没に伴う人身被害の未然防止を図るための環境整備経費に対する支援を行いました。

(イ) 鳥獣保護対策の推進

鳥獣保護センターを拠点とする野生鳥獣の救護や普及啓発を行うとともに、鳥獣保護区の指定や管理を適正に行い、鳥獣の安定した生存の確保や生息環境の保全などを進めました。

イ 鳥獣被害を受けにくい地域づくりの推進

イノシシについては、「富山県イノ

シシ被害防止対策方針」に基づき、①イノシシを引き寄せない「集落環境管理」、②イノシシを侵入させない「侵入防止対策」、③イノシシの数を減らす「捕獲対策」を総合的に地域ぐるみで取り組むことを推進しており、その中でもイノシシの捕獲強化に努めました。

また、ツキノワグマ管理計画に基づき、県民等への安全対策の周知に取り組むとともに、ツキノワグマ自動検出・通報システムの実証実験を実施しました。

さらに、里山に野生動物の潜む場所をなくし、人との棲み分けを目的とする「カウベルトの郷づくり」を行いました。

このほか、自然博物館「ねいの里」に野生鳥獣共生管理員を配置し、野生鳥獣との共生に関する知識や理解についての普及啓発を行いました。

ウ 有害鳥獣被害防止体制の維持

県が主体となってイノシシとニホンジカの効率的な捕獲方法の検討や捕獲の実行、OJTによる捕獲の担い手の育成を継続するとともに、イノシシ等の捕獲専門チームを6チームから8チームに拡大するとともに、県境対策としてさらに2チームの養成を開始するなど、これらの個体数管理を一層推進しました。

また、有害鳥獣捕獲の中心的な担い手となっている狩猟者の確保・育成及び捕獲技術向上のため、年2回の狩猟免許試験を実施したほか、狩猟入門講座の開催などを実施しました。

さらに、初心者講習会等の開催を支援し、3年度には126人が狩猟免許試験に合格したほか、狩猟免許更新の適性検査を行うとともに安全講習会を開催し、3年度には510人が免許の更新と併せて狩猟事故防止等の講義を受講

しました。

このほか、クマ出没に伴う人身、農作物等の被害防除のため、捕獲に係る謝金を新設し支援しました。

加えて、休猟区解除地等21か所を「安全狩猟重点パトロール地域」として指

定し、重点的にパトロールを実施したほか、鳥獣保護区位置図等に学校区域等を図示し、その周辺での安全狩猟を徹底させるとともに、安全狩猟推進のパンフレットを狩猟登録者全員に配布しました。

指標の達成状況

環境基本計画に掲げる指標の達成状況は、表3-6のとおりです。

表3-6 指標の達成状況

指標名及び説明	概ね5年前	現 状	目 標 2030年度 (R12)
自然公園の面積 国立公園、国定公園及び県立自然公園の面積	125,554ha 2016年度 (H28)	125,554ha 2021年度 (R3)	現状維持
自然環境保全地域の面積 富山県自然環境保全条例に基づき指定された自然環境保全地域の面積	624ha 2016年度 (H28)	624ha 2021年度 (R3)	現状維持
ナチュラリストとジュニアナチュラリストの認定者数 ナチュラリスト、ジュニアナチュラリストとして県が認定した人員数	ナチュラリスト 784人 ジュニア ナチュラリスト 328人 2016年度 (H28)	ナチュラリスト 892人 ジュニア ナチュラリスト 469人 2021年度 (R3)	ナチュラリスト 1,050人 ジュニア ナチュラリスト 470人
鳥獣保護区の面積 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき指定された鳥獣保護区の面積	107,482ha 2016年度 (H28)	107,482ha 2021年度 (R3)	現状維持
ライチョウ生息数 北アルプスのうち立山地域(約1,070ha)における推定生息数	295羽 2016年度 (H28)	324羽 2021年度 (R3)	現状維持
外来植物除去活動参加者数 立山黒部アルペンルート沿線における外来植物除去活動参加者数	823人 2016年度 (H28)	488人 2021年度 (R3)	850人
里山林の整備面積(累計) 竹林を含む里山林を整備する面積	2,628ha 2016年度 (H28)	3,773ha 2021年度 (R3)	4,800ha

第4節 生活環境の保全



私たちの健康や生活環境に対して被害が生じないように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されることは、私たちが健やかに暮らしていくために最も基本的なことです。

本県は環境基準の達成状況等からみると環境は概ね良好ですが、富岩運河等のダイオキシン類汚染、有害物質による土壌汚染、

地下水汚染の顕在化、海洋汚染や越境大気汚染など国境を越えた環境汚染等の問題があります。

今後も環境の状況についての的確に把握するとともに、人の健康と生活環境の保全に支障をもたらす問題に対して、適切に対応し、快適で恵み豊かな環境の実現に取り組みます。

1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止

(1) 現況

① 大気

大気環境の指標として、二酸化硫黄や二酸化窒素等について環境基準が定められています。

3年度は、一般大気環境中の二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）について、県内16の一般環境観測局すべてで環境基準を達成しています。

光化学オキシダントについては、高温無風の晴天時に環境基準値を超過することが多く、総観測時間に対する環境基準を超過した時間の割合は、0.7～4.4%でした。

微小粒子状物質（PM2.5）につい

ては、一般環境観測局では12局で測定しており、すべての観測局で環境基準を達成しています。

主な大気汚染物質の環境基準達成率の推移は、表4-1のとおりです。また、その年平均値の推移は、図4-1のとおり、近年は概ね横ばいで推移しています。

大気中の自動車排出ガスの濃度について、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は県内3の自動車排出ガス観測局すべてで環境基準を達成しています。また、主な大気汚染物質の年平均値の推移は図4-2のとおり、近年は概ね横ばいで推移しています。

表4-1 主な大気汚染物質の環境基準達成率の推移（長期的評価）

（単位：％）

物質名	昭和48年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
二酸化硫黄	50	100	100	100	100	100
二酸化窒素	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質	45	100	100	100	100	100

注 環境基準達成率（％）＝〔環境基準達成観測局数/全観測局数〕×100

② 水質

水質環境の指標として、カドミウムや水銀等の人の健康の保護に関する環

境基準（健康項目）、生物化学的酸素要求量（BOD）等の生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が

図4-1 主な大気汚染物質の年平均値の推移（一般環境観測局）

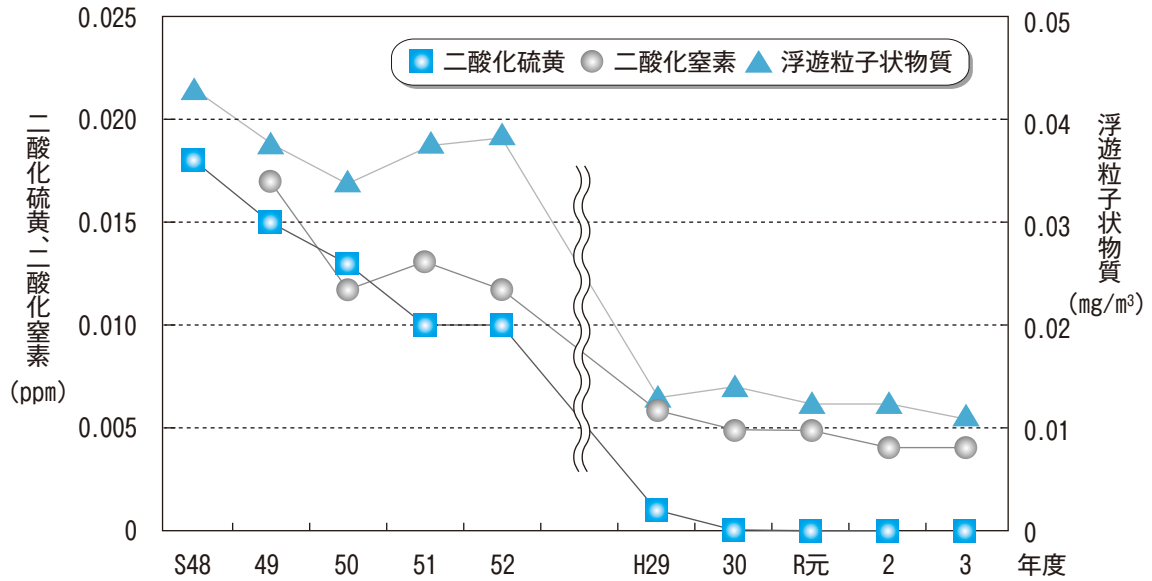
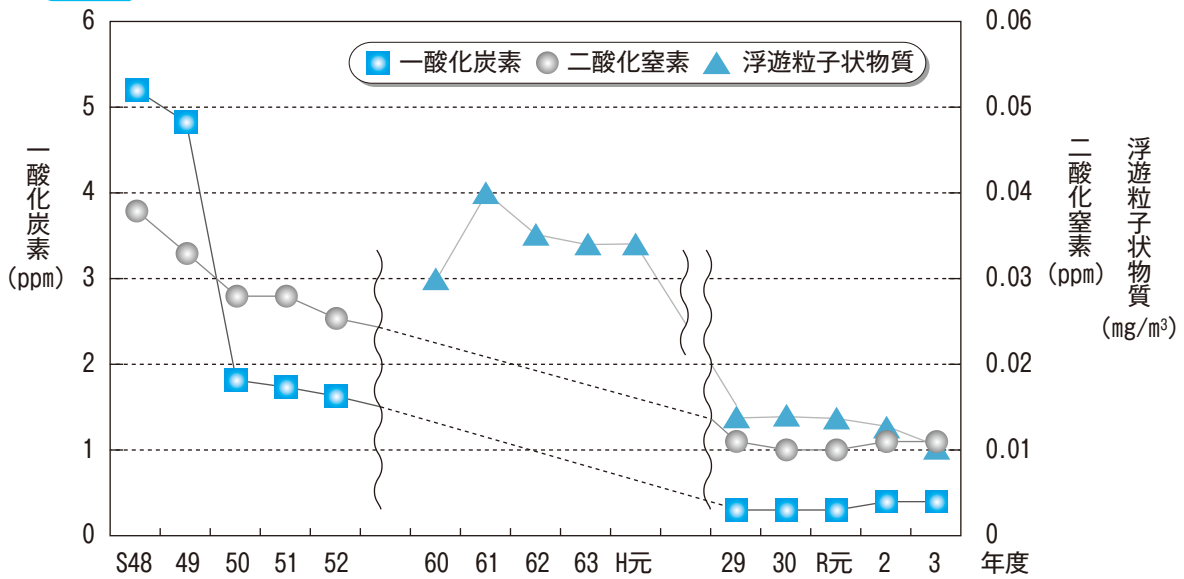


図4-2 主な大気汚染物質の年平均値の推移（自動車排出ガス観測局）



定められ、生活環境項目については、利用目的等から水域ごとに環境基準の類型指定を行っています。

河川、湖沼及び海域の公共用水域については、図4-3の27河川（51水域）63地点、3湖沼（3水域）6地点、2海域（7水域）28地点の合計97地点で測定しています。健康項目については、測定したすべての環境基準点で環境基準を達成しています。また、生活環境項目については、26年度から測定を開

始した水生生物の保全に係る環境基準（水生生物保全環境基準）項目を含め、類型指定したすべての水域で環境基準を達成しており、有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD又は化学的酸素要求量（COD）の環境基準達成率の推移については、表4-2のとおりです。

生活環境項目に係る水質の推移をみると、図4-4のとおり、主要河川のうち過去に著しい汚濁がみられた小矢

部川や神通川では、近年大幅に改善されたほか、庄川や常願寺川、黒部川は現在もその清流を保っています。また、中小河川のうち、過去に生活排水の影響がみられた都市河川でも改善が進んでいます。それぞれの河川の水質の状況は、図4-5のとおり、ほとんどの水域で環境基準のAA～A類型に相当する清浄な水質を維持しています。
湖沼は、すべての水域で継続して環

境基準を達成しており、清浄な水質を維持しています。
また、海域は、近年、すべての水域で環境基準を達成していますが、富山湾の水質は気象や海象等の影響を受けて変動しやすいことから、その推移について、今後も中・長期的に監視する必要があります。なお、赤潮については、漁業被害を及ぼすような重大な状況は確認されていません。

図4-3 水質の監視測定地点

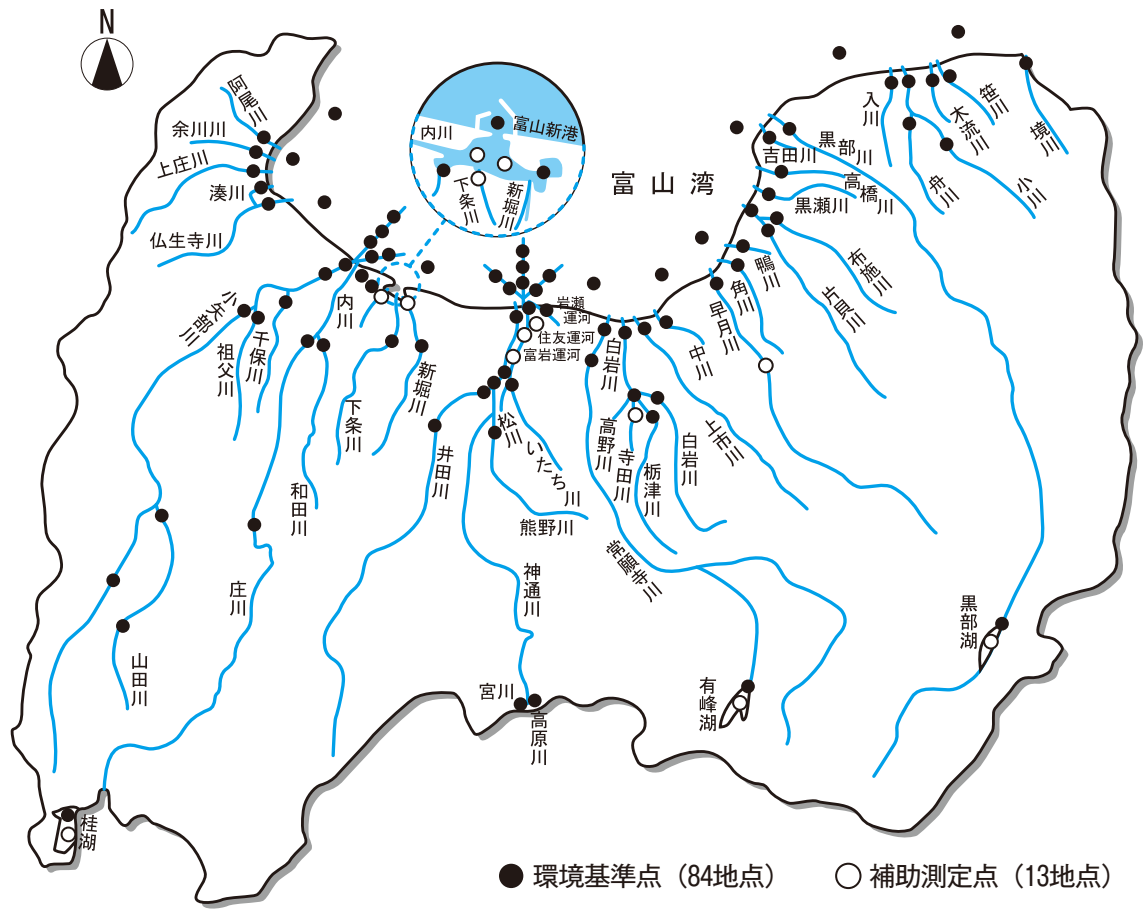


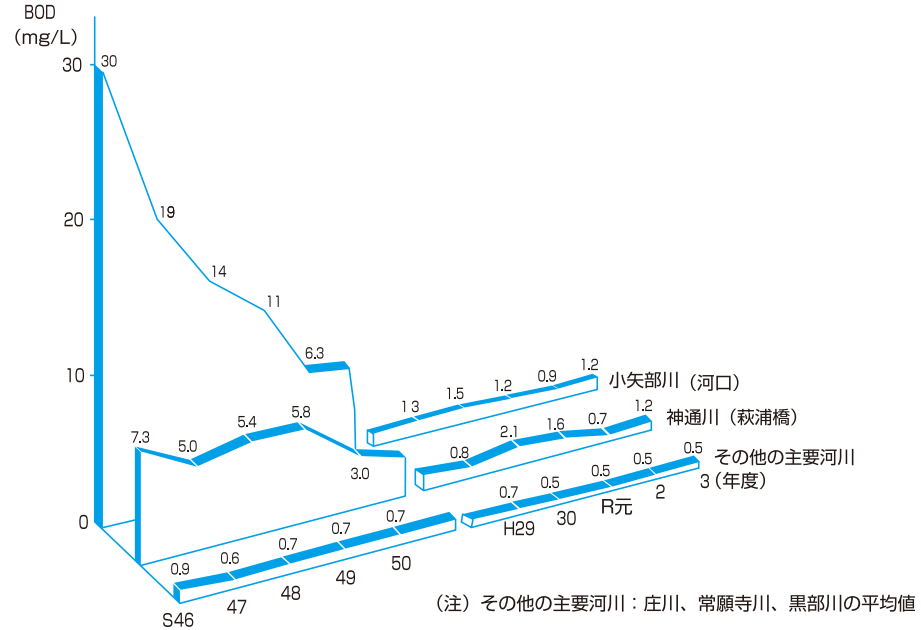
表4-2 河川、湖沼及び海域における環境基準達成率の推移(BOD又はCOD) (単位：%)

区分	昭和51年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
河川	81	100	100	100	100	100
湖沼	—	100	100	100	100	100
海域	85	100	100	100	100	100
全体	83	100	100	100	100	100

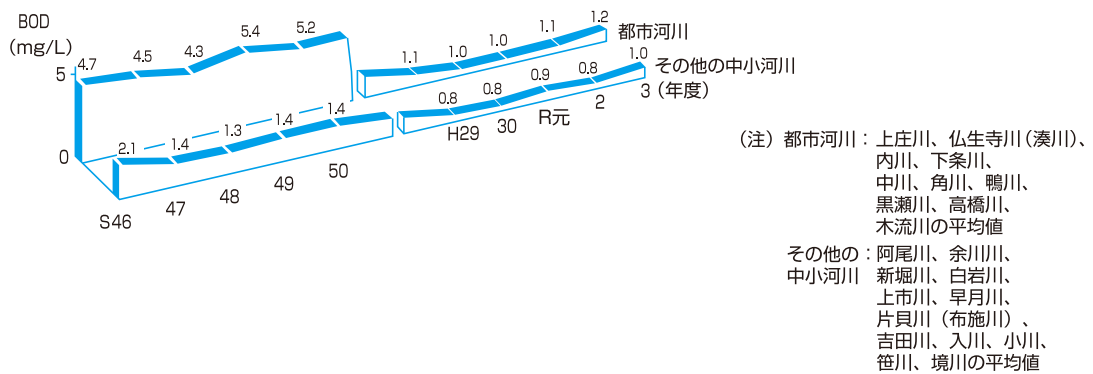
注1 有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD（河川）、COD（湖沼及び海域）によります。
注2 環境基準達成率は、環境基準点数に対する環境基準適合地点数の割合です。

図4-4 河川、湖沼及び海域の水質の推移 (75%水質値)

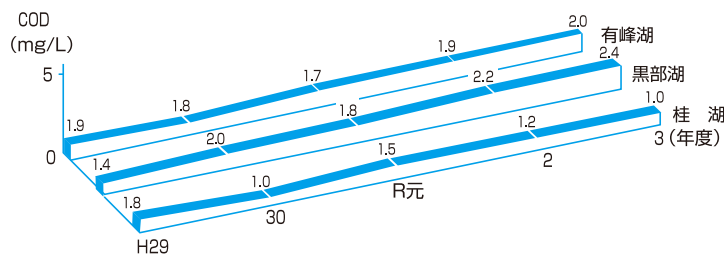
(1) 主要河川



(2) 中小河川



(3) 湖沼



(4) 海域

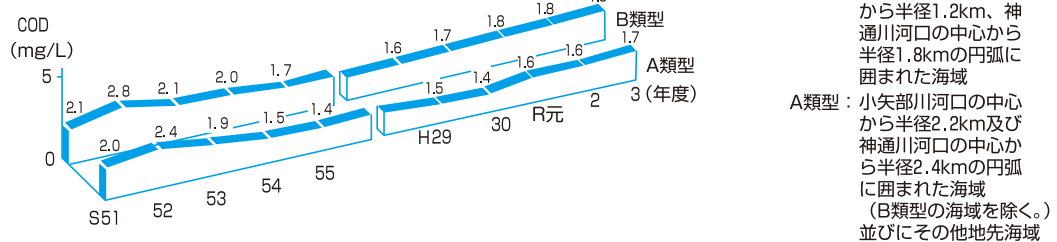
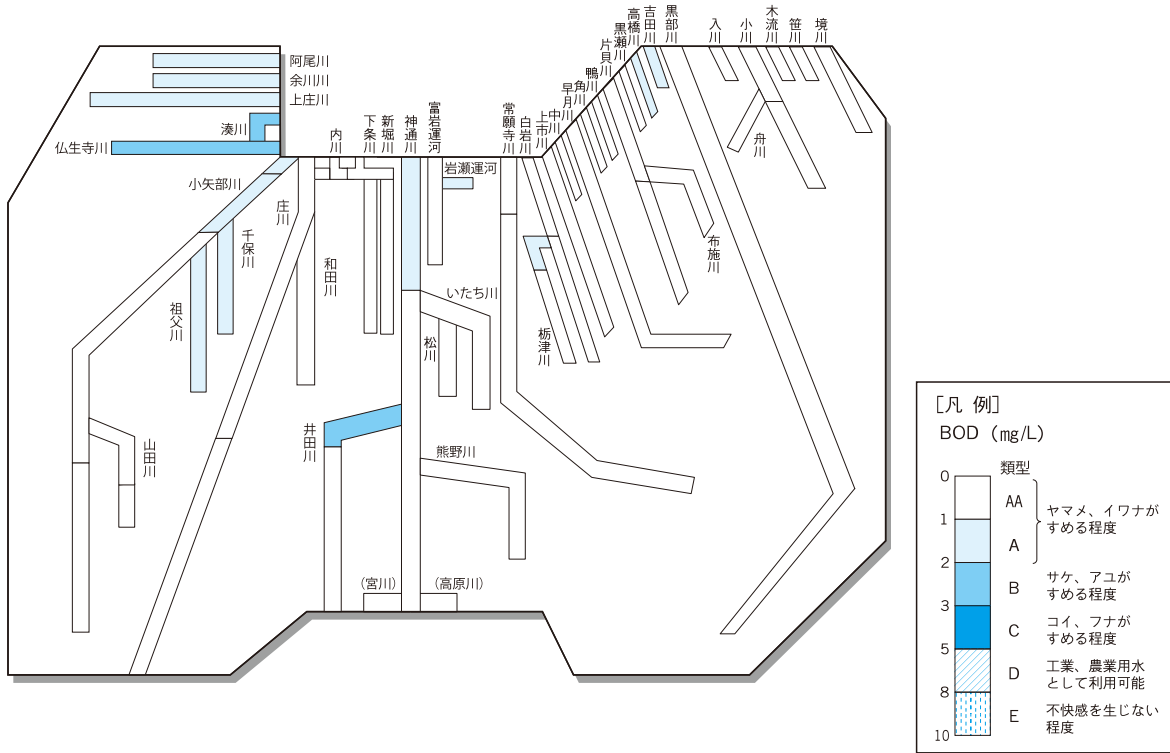


図4-5 河川の水質状況（3年度、75%水質値）



③ 騒音・振動

騒音による生活環境への影響の指標として、環境基準が定められ、県及び市町により、環境の監視が行われています。

騒音に係る環境基準の達成状況は、道路に面する地域以外の地域（一般地域）の環境騒音については100%、道路に面する地域における自動車交通騒音については98%となっています。新幹線鉄道騒音については、Ⅰ類型（住居地域など）の地域では10地点中2地点で、Ⅱ類型（商業地域など）の地域では2地点中1地点で環境基準を達成しています。また、航空機騒音については、4地点すべてで環境基準を達成しています。

振動については、道路に面する地域で測定が行われており、公安委員会への要請限度と比較して低い値となっています。

④ 悪臭

苦情件数は、図4-6のとおり、年度により変動するものの、近年は概ね横ばい傾向にあります。

悪臭の発生源は工場・事業場のみならず、家庭生活等によるものもあり、多種多様化しています。

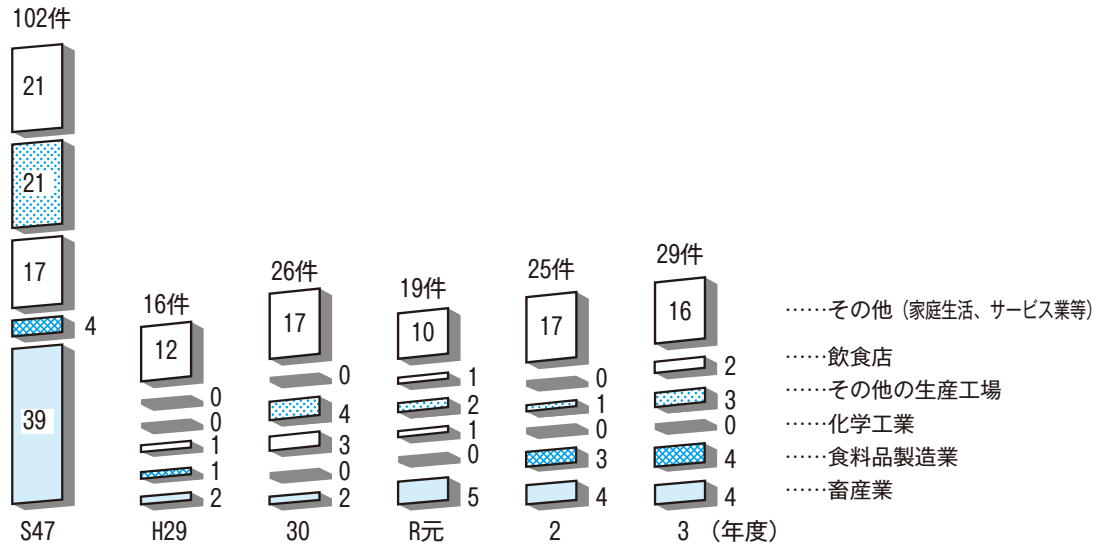
⑤ 発生源対策

近年、事業者に対する社会的責任の要請が高まる一方で、工場・事業場での環境汚染事故の発生や施設の不適切な管理等の事例がみられます。

県では、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等に基づき、工場・事業場の立入検査を実施し、排出基準の遵守や施設の適切な管理がなされているかなどを監視しています。

また、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に定める工場においては、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者を選任し、公害防止体制の整備を図ること

図4-6 悪臭苦情の発生源別推移



になっており、3年度末現在で公害防止統括者176人、公害防止主任管理者12人、公害防止管理者302人が選任されています。

(2) 講じた施策

① 大気

ア 法令等に基づく規制の概要

(ア) 大気汚染防止法等による規制

大気汚染防止法は、工場・事業場における事業活動及び建築物の解体等に伴うばい煙及び粉じんの排出等を規制するとともに、有害大気汚染物質対策の推進や自動車排出ガスに係る許容限度の設定等により、大気汚染の防止を図っています。

3年度末のばい煙発生施設の届出状況は、総施設数が3,231施設(1,228工場・事業場)であり、種類別では、ボイラーが2,150施設(構成比67%)で最も多く、次いでディーゼル機関345施設(構成比11%)、金属溶解炉173施設(構成比5%)となっています。

一般粉じん発生施設の届出状況は、総施設数が1,200施設(304工場・事業場)であり、種類別では、

堆積場が421施設(構成比35%)で最も多く、次いでベルトコンベア415施設(構成比35%)、破碎機・摩砕機288施設(構成比24%)となっています。

揮発性有機化合物(VOC)の排出施設の届出状況は、総施設数が27施設(12工場・事業場)であり、種類別では、粘着テープ等製造に係る接着の用に供する乾燥施設が7施設(構成比26%)で最も多く、次いで吹付塗装施設6施設(構成比22%)、化学製品製造用乾燥施設4施設(構成比15%)、オフセット輪転印刷用乾燥施設4施設(構成比15%)となっています。

水銀排出施設の届出状況は、総施設数が46施設(26工場・事業場)であり、種類別では廃棄物焼却炉が42施設(構成比91%)と最も多くなっています。

また、公害防止条例では、法の規制対象外の施設を対象として、大気汚染に係る施設の届出を義務付けるとともに、ばい煙、粉じん及び有害ガスの排出を規制しています。

(イ) 大気汚染緊急時対策要綱による措置

大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に被害が生ずるおそれのある場合は、大気汚染防止法及び大気汚染緊急時対策要綱に基づき、学校、住民等への周知や協力工場へのばい煙排出量削減の要請等を行っています。

大気汚染緊急時対策要綱の概要は、表4-3のとおりです。

イ 大気環境計画の推進

大気環境計画(昭和48年2月策定)は、環境基本条例に定める大気汚染の防止に関する個別計画であり、大気環境を保全するための基本となる方向を示すものです。

県では、30年3月に改定した計画に基づき、安全で健康的な大気環境の確保と次世代につなぐよりよい大気環境づくりのため、大気汚染常時観測局における汚染状況の監視、有害大気汚染物質等に関する調査、工場・事業場に対する大気汚染物質の排出削減の指導・助言など、大気環境保全施策を推進しました。

また、県民の関心の高い自動車排

ガス対策として、自動車から排出される窒素酸化物等の大気汚染物質を削減するため、県民・事業者によるエコドライブの実践を推進するとともに、低公害車の普及啓発や公用車への率先導入等を実施しました。

大気環境計画の概要は、表4-4のとおりです。

ウ 監視測定体制の整備

(ア) 大気汚染常時観測局等の整備状況

a 大気汚染常時観測局の概要

・一般環境観測局
一般環境の大気汚染を常時測定するため、県や市により一般環境観測局16局が設置されています。

・自動車排出ガス観測局
自動車排出ガスによる大気汚染を常時測定するため、県や富山市により主要幹線道路近傍に自動車排出ガス観測局3局が設置されています。

b 大気汚染監視テレメータシステムの整備状況

大気汚染の状況を的確に把握

表4-3 大気汚染緊急時対策要綱の概要

適用地域	県内全域			
対象物質	硫黄酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化窒素			
区分	情報、注意報、警報、重大警報			
発令基準	情報	注意報	警報	重大警報
	硫黄酸化物	0.2ppm 2時間	0.2ppm 3時間 0.3ppm 2時間 0.5ppm	0.5ppm 2時間
光化学オキシダント	0.1ppm	0.12ppm	0.24ppm	0.4ppm
浮遊粒子状物質	2.0mg/m ³	2.0mg/m ³ 2時間	—	3.0mg/m ³ 3時間
二酸化窒素	0.4ppm	0.5ppm	—	1.0ppm

注1 発令基準欄中の時間は、当該濃度が継続した時間を表します。
 注2 発令は対象地域ごとに1局以上の常時観測局において、対象物質の濃度が発令基準のいずれかに該当し、かつ、気象条件からみて汚染の状況が継続すると認められる場合に行います。

表4-4 大気環境計画の概要

計 画 の 目 標	安全で健康的な大気環境の確保と次世代につなぐよりよい大気環境づくり					
指 標 と 具 体 的 な 目 標	指標ごとに具体的な目標（2021年度）を設定					
	1 大気環境の状況の把握及び 大気汚染の未然防止			2 多様な主体の参加による 大気環境保全活動の推進		
	指標	現況	目標	指標	現況	目標
	石綿除去作業現場 の濃度基準達成率	100%	100%	エコドライブ 宣言者数	113,979人	140,000人
	水銀排出基準の 達成率	—	100%	揮発性有機化合物 の排出量	8,998トン	現況より 減少させる
3 快適な大気環境の実現に向けた体制の整備						
指標	現況	目標	* 全20項目のうち主なものを記載			
里山林の整備面積	2,381ha	3,600ha				
以前より空気がきれい になったと感じる人の割合	18%	35%				
計 画 期 間	2017（平成29）年度から概ね5年間					
対 象 地 域	県内全域					
計 画 の 推 進 施 策	1 大気環境の状況の把握及び大気汚染の未然防止					
	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の監視及び調査 ・規制基準の順守指導 ・事故の未然防止対策 ・公害苦情処理及び紛争解決 					
	2 多様な主体の参加による大気環境保全活動の推進					
計 画 の 推 進 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・県民による自主的な取組みの推進 ・事業者による自主的な取組みの推進 ・自動車排出ガスの低減に向けた取組みの推進 ・地球温暖化防止につながる取組みの推進 ・大気環境保全のための県の率先行動 					
	3 快適な大気環境の実現に向けた体制の整備					
	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の向上に向けた環境整備 ・大気環境保全に取り組む人づくり ・快適な大気環境実現のための調査研究の推進 ・国際的な環境問題に対する貢献 					
<ul style="list-style-type: none"> ・県民、事業者、関係団体等の理解を得て、国及び市町村の協力のもと計画を推進 ・事業者、関係団体、関係行政機関等で構成する「環境とやま県民会議」や「エコドライブとやま推進協議会」等を活用しながら、関係者が意見・情報交換を行い、計画に定める施策の推進に反映 						

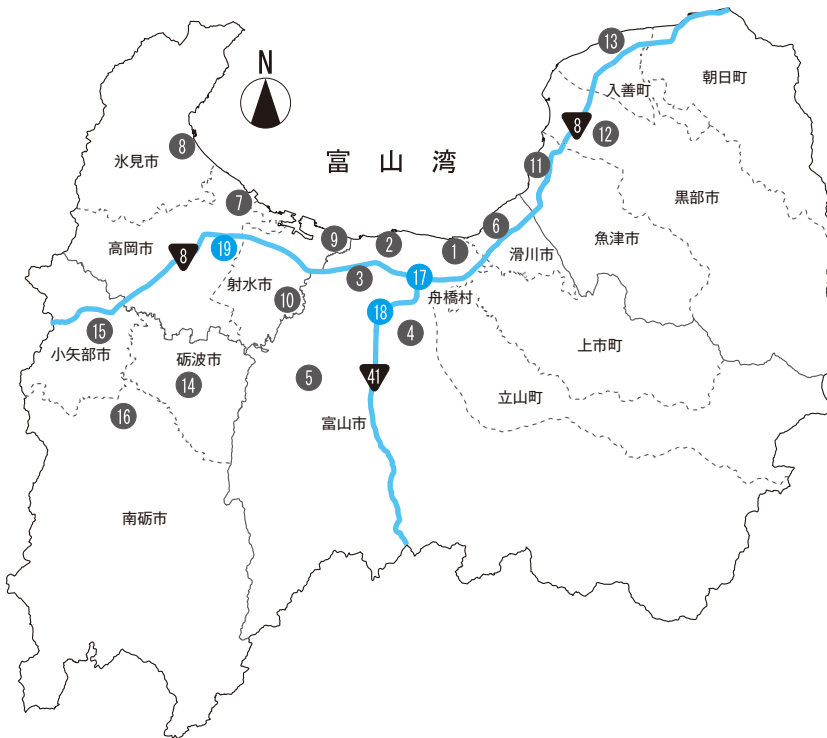
し、光化学オキシダント等の大気汚染緊急時に迅速に対応するため、図4-7のとおり、インターネットを利用し、一般環境観測局16局、自動車排出ガス観測局3局及び緊急時一斉指令システム等からなる大気汚染監視テレメータシステムを整備しています。

また、県内の大気汚染状況を

県民に広く知ってもらうため、ウェブサイトにより光化学オキシダント等の濃度をリアルタイムで情報提供するほか、注意報発令等の情報を関係者に一斉メール配信するシステムへの参加機関を拡大し、本格運用を開始しました。

図4-7 大気汚染監視テレメータシステムの状況

(4年4月1日現在)



一般環境観測局	
①	富山水橋
②	富山岩瀬
③	富山芝園
④	富山蛭川
⑤	婦中速星
⑥	滑川上島
⑦	高岡伏木
⑧	氷見
⑨	新湊海老江
⑩	小杉太閤山
⑪	魚津
⑫	黒部植木
⑬	入善
⑭	砺波
⑮	小矢部
⑯	福野

自動車排出ガス観測局	
⑰	富山豊田
⑱	富山城址
⑲	高岡大坪

(イ) 花粉常時観測体制の整備

国と連携して富山市と魚津市に整備した花粉観測システム(愛称: はなこさん)により、花粉飛散時期に飛散情報の提供を行いました。

工 監視指導

大気汚染防止法及び公害防止条例に基づき、延べ78工場・事業場(中核市である富山市の区域を除く。)を対象に立入検査を実施し、うち10工場・事業場に対して、改善を指導しました。

また、水銀排出施設等に対し、排ガスの測定を実施し、基準の適合状況を確認しました。

オ 光化学オキシダント対策の推進

光化学オキシダントの注意報を想定した発令訓練を実施するとともに、主要な原因物質である揮発性有機化合物(VOC)の大気中への排出を抑制するため、排出量削減に向けた

監視指導を実施しました。

カ 微小粒子状物質の監視及び対策の検討

微小粒子状物質の高濃度時の注意喚起に備えた監視体制を確保しました。

微小粒子状物質の注意喚起の判断基準は、表4-5のとおりです。

キ アスベスト対策の推進

大気汚染防止法に基づき届出されたレベル1・2建材(吹付け石綿、石綿含有断熱材等)に加え、新たに規制対象となったレベル3建材(石綿含有成形板等)の除去等作業(中核市である富山市の区域を除く。)86件について作業基準の確認を行うとともに、一定規模以上の作業現場21件について立入検査を実施し、アスベストの飛散防止対策の徹底について指導・助言を行いました。

また、県内の一般大気環境中にお

表4-5 微小粒子状物質の注意喚起の判断基準

(1) 午前中の早めの時間帯での判断

区 分		判断基準
A	日平均値70 μ g/m ³ 超過を予想	3時間平均値（午前5時、6時、7時の1時間値を局別に平均）の2番目に大きい値が85 μ g/m ³ を超過
B	日平均値70 μ g/m ³ 超過のおそれ	3時間平均値が1局でも85 μ g/m ³ を超過

(2) 午後からの活動に備えた判断

区 分		判断基準
A	日平均値70 μ g/m ³ 超過を予想	8時間平均値（午前5時から12時の1時間値を局別に平均）が1局でも80 μ g/m ³ を超過
B	日平均値70 μ g/m ³ 超過のおそれ	8時間平均値が1局でも70 μ g/m ³ を超過

注1 「日平均値が70 μ g/m³を超えると予想される場合（A）」とは、国が示す判断基準を超過した場合をいいます。

注2 「日平均値が70 μ g/m³を超えるおそれがある場合（B）」とは、国が示す判断基準には達していないが、県独自の基準（国の基準よりも厳しく、より安全側に立ったもの）を超過した場合をいいます。

(3) 注意喚起の解除の方法

①	注意喚起を実施した後に、すべての一般環境観測局で午後7時まで1時間値が2時間連続して50 μ g/m ³ 以下に改善した場合、注意喚起を解除
②	①の解除基準に満たない場合、翌日の午前0時をもって自動的に解除

けるアスベスト濃度の実態を把握するため、住宅地域や工業地域等7地点で実施した環境調査では、アスベスト濃度が0.11~0.22本/Lで、環境省が実施した全国の一般環境調査結果と同程度でした。

ク 環境放射能調査等の実施

県内における環境放射能の実態を把握するため、原子力規制庁の委託を受けて、日常生活に関係のある大気や水道水など各種環境試料中の放射能を調査しました。

また、志賀原子力発電所によるUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）圏内の環境放射線の状況についてモニタリングを実施しました。

調査項目等は、表4-6及び表4-7のとおりです。

② 水質

ア 法令等に基づく規制の概要

水質汚濁防止法では、公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、工場・

事業場からの排水に全国一律の排水基準を設定し、規制しています。

規制の対象は、法の特定施設を設置している工場・事業場であり、現在、政令で102業種等の施設が指定されています。3年度末時点では、3,356工場・事業場において届出がなされており、地域別では、富山市が884工場・事業場（構成比26%）、高岡市が449工場・事業場（構成比13%）を占めています。また、業種別では、旅館業が591工場・事業場（構成比18%）、食料品製造業が494工場・事業場（構成比15%）となっています。

また、国の一律基準では水質汚濁の防止が不十分と認められる水域については、条例でより厳しい排水基準を設定できることになっており、本県では、上乗せ条例により、主要な公共用水域について上乗せ排水基準を設定しています。

さらに、本県では、公害防止条例により、法の規制対象外の施設を対

表4-6 環境放射能調査の概要（3年度）

調査項目	試料名	調査地点	調査回数 (回/年)	測定方法
空間放射線量率	空気	富山市 高岡市 砺波市 小矢部市 射水市	連続	モニタリングポスト
		(県独自調査) 氷見市 入善町		
全ベータ放射能	降水	射水市	降雨ごと	ベータ線測定装置
核種分析	大気浮遊じん	//	4	ゲルマニウム半導体 核種分析装置
	降水物	//	12	
	水道水	//	1	
	精米	//	1	
	野菜(ほうれん草)	富山市	1	
	//(大根)	射水市	1	
	牛乳	砺波市	1	
土壌(上層、下層)	射水市	1		

表4-7 UPZ 圏内における環境放射線モニタリングの概要（3年度）

調査項目	試料名	調査地点	調査回数 (回/年)	測定方法
空間放射線量率	空気	上余川局 八代局 女良局 宇波局 懸札局 余川局 上庄局 触坂局	連続	モニタリングポスト
積算線量	空気	上余川局	4 (3か月積算線量)	積算線量計
全アルファ放射能 全ベータ放射能	大気浮遊じん	//	連続	ダストモニタ
放射性ヨウ素	空気	//	12	ヨウ素モニタ
核種分析	降水物 (雨水・ちり)	//	12	ゲルマニウム半導体 核種分析装置
	陸水 (上水、湧水)	氷見市鞍川 氷見市磯辺	1	ゲルマニウム半導体 核種分析装置
	土壌 (表層)	上余川局 八代局	1	ゲルマニウム半導体 核種分析装置 低バックグラウンド 放射能自動測定装置
	農産物 (精米、白菜、大根)	氷見市論田 氷見市中波	1	ゲルマニウム半導体 核種分析装置 低バックグラウンド 放射能自動測定装置

象として、特定施設を追加指定するとともに、排水基準を設定し、水質汚濁の未然防止を図っています。

イ 水質環境計画の推進

水質環境計画(昭和62年2月策定)は、環境基本条例に定める水質汚濁の防止に関する個別計画であり、河川、湖沼、海域及び地下水の水環境を保全するための基本となる方向を示すものです。

県では、この計画に基づき、公共用水域における水質の常時監視、工場・事業場に対する排水基準の遵守状況の確認など、水質環境保全施策を推進しており、令和4年3月には、水環境に関する新たな課題を踏まえ、計画を改定しました。

また、富山湾の水質については、窒素、りん起因する植物プランクトンの増殖(内部生産)の影響を受けるため、表4-8のとおり富山湾海域における窒素、りんの水質環境目標を設定しています。

水質環境計画の概要は、表4-9のとおりです。

ウ 監視測定体制の整備

水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の水質測定計画を作成し、27河川、3湖沼、2海域の97地点で水質を監視しています。

エ 監視指導

水質汚濁防止法及び公害防止条例に基づき、延べ90工場・事業場(中

核市である富山市の区域を除く。)を対象に立入検査を実施し、排水基準の適合状況や汚水処理施設の管理状況等について確認を行いました。

オ 富山湾水質保全対策の推進

富山湾の水質保全を図るため、事業者、行政等で構成する「富山湾水質改善対策推進協議会」において、工場・事業場の窒素・りん等の削減対策を促進するとともに、工場・事業場による自主的な清掃・植樹活動などの「プラスワンアクション」を推進しました。

また、工場等から富山湾へ流入する汚濁物質の実態を調査しました。

カ 水質環境の各種調査

(ア) 窒素・りん環境調査

河川や海域における全窒素及び全りんの実態を把握するため、河川51地点、海域28地点で調査を実施しました。

その結果、河川的全窒素及び全りんの濃度は一般的に人為的汚濁源の多い河川で高く、有機汚濁の状況とほぼ類似した傾向を示しました。

また、富山湾においては、水質環境計画で設定した水質環境目標の適合率が、全窒素で12%、全りんで88%であったものの、全窒素は環境基準のⅠ類型(0.2mg/L以下)～Ⅱ類型(0.3mg/L以下)、全りんは環境基準のⅠ類型(0.02mg/L以下)に相当する水質でした。

表4-8 富山湾海域における窒素・りんの水質環境目標

水 域 名	窒 素	り ん
小矢部川河口海域(乙)	0.17mg/L以下	0.016mg/L以下
神通川河口海域(乙)	0.23mg/L以下	0.017mg/L以下
その他の富山湾海域	0.14mg/L以下	0.010mg/L以下

表4-9 水質環境計画の概要

<p>計画の目指す姿</p>	<p>SDGsの達成や「魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水」*の実現を目指す。 * 「魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水」は、具体的には「きれいな水」と「うるおいのある水辺」とする。</p> <p>○「きれいな水」とは 公共用水域及び地下水において、水質汚濁に係る環境基準が達成されていること さらに、公共用水域の生活環境項目については、河川は環境基準のB類型相当以上の水質、湖沼は環境基準のA類型相当以上の水質、海域は環境基準のB類型相当以上の水質であること</p> <p>○「うるおいのある水辺」とは 周辺の景観と調和が図られ、水や緑、魚などの自然とふれあうことができ、散策など憩いの場が、県民一人ひとりの取組みにより確保されていること</p>
<p>計画の指標</p>	<p>○水質環境基準達成率：河川100%、湖沼100%、海域100% (県内の環境基準点の全地点数に対する環境基準適合地点数の割合(河川：BOD、湖沼・海域：COD))</p> <p>○水環境保全活動への参加人数：9,000人 (令和4年度から8年度まで5年間の累計)</p> <p>○水質汚濁事故件数：25件以下</p>
<p>計画期間</p>	<p>令和4年度から概ね5年間</p>
<p>計画の対象</p>	<p>県下全域の公共用水域及び地下水</p>
<p>計画の推進施策</p>	<p>1 水質環境の調査及び評価 公共用水域における水質の常時監視、気候変動による水質環境への影響把握等</p> <p>2 水質汚濁の防止 生活系・産業系排水対策、化学物質対策、水質汚濁事故対策の推進等</p> <p>3 水環境保全活動の推進 水環境保全活動の促進、「とやまの名水」の保全・利活用の推進、水環境に関する情報発信等</p> <p>4 水域の保全等 水域の浄化、水辺の整備等</p>
<p>計画の推進体制</p>	<p>県民、事業者、関係団体等の理解と協力を得て、国及び市町村等の関係機関との連携・協力のもと、計画を推進 事業者、関係団体、関係行政機関等で構成する「環境とやま県民会議」等を活用しながら、関係者間において意見・情報交換を行い、計画に掲げた各種施策を実施</p>

(イ) 要監視項目環境調査

公共用水域における要監視項目の実態を把握するため、河川及び海域53地点で7項目について調査を実施しました。

その結果、一部の地点でニッケル、モリブデン及び全マンガンが検出され、うち1地点で自然的原因により全マンガンが環境省の定

める指針値を超過しました。

(ウ) 湖沼水質調査

主要な湖沼の水質の現況を把握し、水質汚濁の未然防止に資するため、子撫川ダム貯水池で水質調査を実施しました。

その結果、有機汚濁の指標であるCODについては、環境基準の

B 類型（5 mg /L以下）に相当する水質でした。

(イ) 海水浴場水質調査

海水浴場の水質の状況を把握するため、主要海水浴場について調査を実施しました。

その結果、開設した海水浴場の6か所すべてが、海水浴場として適当な水質でした。

(ロ) 神一ダム水質調査

神岡鉱業(株)との「環境保全等に関する基本協定」に基づき、カドミウムについて神一ダムで毎月調査を実施しました。

その結果は、不検出（0.0001 mg /L未満）～0.0001mg/Lであり、環境基準値（0.003mg/L以下）と比べて極めて低い値でした。

(ハ) 底質調査

公共用水域における底質の重金属の状況を把握するため、河川及び港湾の13地点で調査を実施しました。

その結果、総水銀については暫定除去基準（河川25ppm、港湾・運河30ppm）を超える地点はみられませんでした。

(ニ) 立山環境調査

立山地区の水質環境の保全を図るため、発生源5事業場及び常願寺川上流部の河川等の環境6地点の水質調査を実施しました。

その結果、発生源についてはいずれも排水基準に適合しており、環境についても著しい水質悪化は認められませんでした。

キ 漁場環境保全対策

漁場環境の保全を図るため、漁場環境の監視を行うとともに漁業被害に関する情報の収集、定置網漁場の

水質調査等を実施しました。

魚津市地先から氷見市地先に至る定置網漁場を中心とする29地点において、年12回の計画で調査地点ごとに、水温、pH、塩分、濁度、CODを測定するとともに、海況及び漁獲量もあわせて調査し、その結果をとりまとめ、関係者に報告しました。

主な調査結果を年間の最小値・最大値でみると、pHについては7.6～8.5、CODは検出下限未満(<0.1)～4.8mg /Lとなっています。

③ 騒音・振動

ア 騒音の防止対策

(ア) 法令等に基づく規制の概要

騒音規制法では、法で指定された規制地域内における工場・事業場の敷地境界での工場騒音、特定建設作業騒音及び自動車交通騒音を規制することにより、騒音の防止を図っています。

規制地域は、10市4町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域であり、工場騒音は、金属加工機械、織機等31種類の施設、特定建設作業騒音は、くい打機を使用する作業等8種類の作業について、区域及び時間帯ごとに規制基準が定められています。

3年度末の特定施設の届出状況は、1,721工場・事業場、19,388施設となっています。

また、自動車交通騒音は、定常走行時及び加速走行時について許容限度を定め規制されているほか、公安委員会への要請限度等が定められています。

さらに、公害防止条例では、法の指定地域以外の地域及び規制対象外の施設を対象として、県下全域にわたって規制を行っています。規制基準は、法に準じて、区域及び時間帯ごとに定められています。

(イ) 監視指導

騒音による生活環境への影響を防止するため、各市町では、工場・事業場等の監視を実施するとともに、必要に応じて施設の改善や維持管理の徹底等について指導を行っています。

騒音規制法及び公害防止条例の対象工場・事業場等について、5市町が延べ49工場・事業場の立入検査を実施し、規制基準の適合状況及び対象施設の維持管理状況を調査するとともに技術指導を行いました。

(ウ) 騒音の各種調査

一般地域の環境騒音については、道路に面する地域以外の地域において7市町が実態を調査しました。このうち、昼間及び夜間とも測定が実施された61地点における環境基準の達成状況は、表4-10のとおり、すべての地点において昼間及び夜間とも達成していました。

また、自動車交通騒音については、道路に面する地域において県及び10市町が101地点で実態を調査しました。このうち、面的評価（環境基準を超過する住居等の戸数及び割合について評価）を行っている地点の環境基準の達成状況は、表4-11のとおり、達成戸数は5,842戸数中5,713戸数（98%）でした。

さらに、県では、航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、四季ごとに1回（7日間）4地点で調査を実施しました。その結果、すべての地点において環境基準を達成しました。航空機騒音の年度別推移は表4-12のとおりです。

このほか、北陸新幹線の鉄道騒音の状況を把握するため、県内沿線において鉄道騒音の実態調査を

実施しました。その結果、表4-13のとおり、I類型は2地点、II類型は1地点で環境基準を達成しました。



自動車交通騒音の調査

(エ) その他の対策

高度道路交通システムの整備や道路構造の改善等により、交通流の円滑化、交通渋滞の解消等を促進し、自動車交通騒音の防止を図っています。

イ 振動の防止対策

(ア) 法令等に基づく規制の概要

振動規制法では、法で指定された規制地域内における工場・事業場の敷地境界での工場振動、特定建設作業振動及び道路交通振動を規制することにより、振動の防止を図っています。

規制地域は、10市4町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域であり、工場振動は金属加工機械、織機等20種類の施設、特定建設作業振動はくい打機を使用する作業等6種類の作業について、区域及び時間帯ごとに規制基準が定められています。

3年度末の特定施設の届出状況は、943工場・事業場、9,575施設となっています。

また、道路交通振動については、

表4-10 一般地域の環境騒音の環境基準達成率（3年度）

測定地点数	全部達成地点数 (%)	一部達成地点数 (%)	未達成地点数 (%)
61	61 (100)	0 (0)	0 (0)

表4-11 自動車騒音の環境基準達成状況（3年度）

道路種別 (道路に面する地域)	調査 区間数	評価対象 戸数 (A)	達成区間数	達成戸数 (B)	環境基準達成率 (%) (B ÷ A × 100)
国 道	9	1,797	5	1,716	95
県 道	12	2,476	9	2,436	98
市 道	4	1,569	2	1,561	99
計	25	5,842	16	5,713	98

注 環境基準達成率は、当該地域内のすべての住居等のうち環境基準に適合している戸数の割合を把握して面的評価したものです。

表4-12 航空機騒音の年度別推移

(単位：dB)

調査地点名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
富山市萩原	54	54	54	47	46
富山市塚原	51	51	52	46	45
富山市新保	50	48	49	46	45
富山市婦中町萩島	53	51	52	46	47
環 境 基 準	62以下（類型Ⅱ）				

注 評価指標はL_{den}（時間帯補正等価騒音レベル）です。

表4-13 北陸新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況（3年度）

地域類型	主な用途	環境基準	調査地点数	環境基準達成数
I	住居地域など	70dB 以下(騒々しい街頭と同程度)	10	2
Ⅱ	商業地域など	75dB 以下(電車の車内と同程度)	2	1
計			12	3

公安委員会への要請限度等が定められています。

(イ) 監視指導

振動による生活環境への影響を防止するため、各市町では、工場・事業場等の監視を実施するとともに、必要に応じて施設の改善や維持管理の徹底等について指導を行っています。

振動規制法の対象工場・事業場等については、3市町が34工場・

事業場の立入検査を実施し、規制基準の適合状況及び対象施設の維持管理状況を調査するとともに技術指導を行いました。

また、道路交通振動については、7市町が54地点において調査を実施したところ、いずれの地域においても、道路交通振動に係る公安委員会への要請限度と比較して低い値でした。

(ウ) その他の対策

騒音の防止対策と同様、高度道路交通システムの整備や道路構造の改善等により、交通流の円滑化、交通渋滞の解消等を促進し、道路交通振動の防止を図っています。

④ 悪臭

ア 悪臭防止法等による規制

悪臭防止法では、法で指定された規制地域内における工場・事業場の敷地境界での悪臭物質の濃度や気体排出口及び排水からの悪臭物質の排出等を規制することにより、悪臭の防止を図っています。

規制地域は、10市4町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域であり、アンモニア、メチルメルカプタン等22物質について、工業専用地域とその他の用途地域に区分し、事業場の敷地境界、気体排出口及び排水について規制基準が設定されています。

また、公害防止条例では、悪臭に係る特定施設の届出を義務付けています。

イ 畜産環境保全対策

畜産農家の実態調査、巡回指導を行うとともに、健全な畜産経営の育成を図りました。

(ア) 調査及び巡回指導

県、市町村及び農業団体の連携による総合的な指導体制のもとに、畜産農家の実態調査、巡回指導、水質検査、悪臭調査等を実施しました。このうち、実態調査については、108戸の畜産農家を調査しました。

その結果、ふん尿処理施設の設置及び利用状況は、各畜種とも発酵処理施設による利用が最も多い状況でした。

また、畜産農家付近住民から寄せられる苦情を未然に防ぐため、

家畜排せつ物法に基づき86戸の畜産農家で定期巡回指導を行うとともに、水質検査を6戸、悪臭調査を3戸で実施しました。

(イ) 健全な畜産経営の育成

家畜の飼養に伴って生ずる衛生環境阻害要因の除去、施設の改善及び畜舎周辺の美化運動等を推進するとともに、地域社会と調和した清潔で快適な畜産環境の維持を推進しました。

また、家畜ふん尿を適正に処理した堆肥づくりを積極的に指導しました。

⑤ 発生源対策

大気汚染防止法等に基づく工場・事業場への立入検査による監視指導のほか、環境保全技術講習会の開催等による環境保全に関する知識や技術の普及、ウェブサイトなど各種普及啓発資材による環境汚染事故の未然防止対策や応急措置等に関する情報提供等により、事業者のより効果的な環境管理体制の再構築に向けた支援を行いました。

2 環境改善対策等の推進

(1) 現況

① 水質汚濁事故対策

県内では、図4-8のとおり、有害物質や油等の河川等への流出や地下への浸透等の水質汚濁事故が年間40件程度発生しており、県、市町村等からなる「水質汚濁事故対策連絡会議」において、事故の未然防止の推進及び事故時の関係者間の連携体制の強化を図っています。

② 土壌・地下水汚染対策

土壌や地下水は、一旦汚染されるとその影響が長期にわたり持続するという特徴があり、土壌では土壌環境機能（水質浄化・地下水涵養機能、食料を生産する機能）を保全する観点から、地下水では人の健康を保護する観点から、それぞれ重金属や有機塩素化合物等について環境基準が定められています。

ア 農用地の土壌環境の状況

農用地については、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、カドミウム、銅及びヒ素が特定有害物質として定められています。

県内には、カドミウムによって汚染された農用地として、表4-14、図4-9に示すように神通川流域で

1,500.6ha、黒部地域で129.5haを農用地土壌汚染対策地域に指定し、表4-15の農用地土壌汚染対策計画に基づき、汚染を除去するための工事（土壌復元工事）を実施してきた結果、神通川流域は23年度に、黒部地域は26年度に土壌復元事業が完了しました。

土壌復元事業が完了した地域について指定を解除した結果、3年度末の時点での指定面積は、神通川流域で17.5ha、黒部地域で0.3haとなっています。

イ 市街地等の土壌環境の状況

土壌汚染対策法では、鉛やヒ素などの特定有害物質を取り扱う特定施設の使用の廃止時等に、土地所有者等による土壌汚染状況調査の実施を義務付けており、その結果、指定基準に適合しない汚染が判明した場合は、知事（富山市内の場合は市長）がその区域を指定することとされています。県では、3年度末時点で要措置区域1か所、形質変更時要届出区域4か所を指定しています。

図4-8 水質汚濁事故発生件数の推移

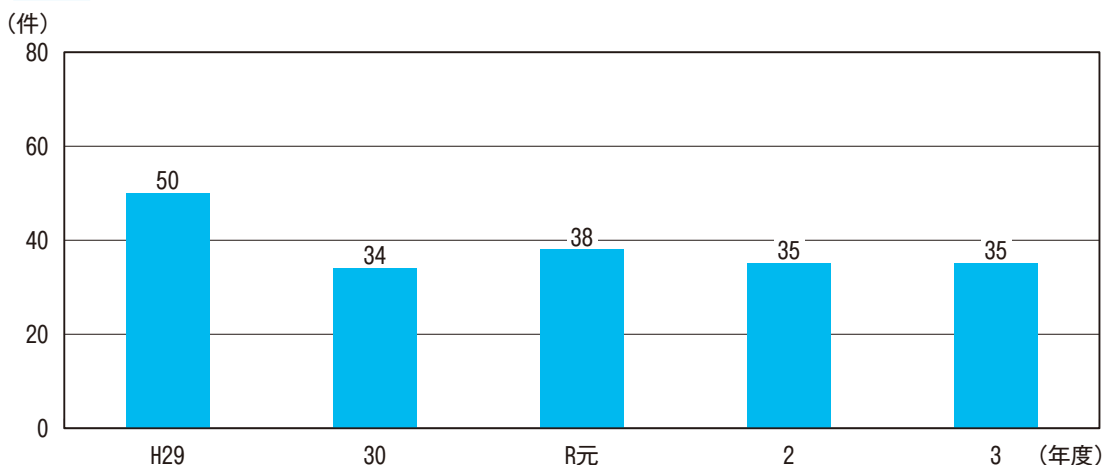


表4-14 農用地土壌汚染対策地域の指定及び解除の状況

(単位：ha)

地域名	対策地域の指定面積①	指定解除した面積											残る指定面積①-②	指定及び解除の年月日			
		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回			計②		
神通川流域	左岸地域	旧富山市	21.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.6	6.3	0.0	0.0	20.9	0.2	指定 S49年8月27日 50年10月17日 区域変更 52年1月28日 52年11月30日
		旧婦中町	912.0	12.5	42.4	130.9	123.8	192.2	184.4	69.8	51.6	88.4	0.0	0.0	896.0	16.0	
		旧八尾町	85.3	0.0	4.2	80.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.0	0.0	85.3	0.0	
	小計	1,018.4	12.5	46.6	211.6	123.8	192.2	184.4	69.8	66.3	95.0	0.0	0.0	1,002.2	16.2	指定解除 第1回 S62年6月9日 第2回 H3年6月18日 第3回 6年4月25日 第4回 9年8月11日 第5回 12年8月11日 第6回 15年7月30日 第7回 18年8月18日 第8回 21年8月3日 第9回 24年8月17日 第10回 26年3月10日 第11回 31年3月25日	
	右岸地域	旧富山市	437.6	54.2	129.2	1.0	23.6	12.0	73.5	61.3	67.3	0.7	12.6	1.4	436.8		0.8
		旧大沢野町	44.6	28.5	14.1	0.5	0.4	0.0	0.1	0.0	0.1	0.4	0.0	0.0	44.1		0.5
	小計	482.2	82.7	143.3	1.5	24.0	12.0	73.6	61.3	67.4	1.1	12.6	1.4	480.9	1.3		
計	1,500.6	95.2	189.9	213.1	147.8	204.2	258.0	131.1	133.7	96.1	12.6	1.4	1,483.1	17.5			
黒部地域	黒部市	129.5	61.0	52.7	15.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	129.2	0.3	指定 S48年8月9日 49年11月28日 区域変更 指定解除 第1回 H12年8月11日 第2回 27年8月26日 第3回 31年3月25日	

注 面積は台帳面積です。地域名は指定当時の名称です。

表4-15 神通川流域及び黒部地域における農用地土壌汚染対策計画策定状況

地区	神通川流域				黒部地域
	第1次地区	第2次地区	第3次地区	計	
計画の内容					
告示年月日	S55年2月6日	S59年1月20日 H3年9月4日変更	H4年2月3日 15年6月26日変更	—	H3年11月19日 8年9月30日変更 20年3月28日変更
計画面積(ha)	96.4(108.0)	450.5(481.1)	953.7(1,055.3)	1,500.6(1,644.4)	129.5(132.1)

注 実数は台帳面積、()内は実測面積です。

ウ 地下水汚染の状況

水質汚濁防止法に基づき、県内平野部で地下水の水質を定期的に監視しており、一部の地点で自然的原因により環境基準を超過することはあるものの、概ね環境基準を達成しています。また、過去に汚染が判明した地域において、汚染範囲の拡大は認められていません。

地下水汚染が判明した場合には、直ちに汚染範囲の確認と原因の特定を行い、原因者に対し浄化の措置等を講ずるよう指導・助言を行うとともに、関係機関と連携し地下水利用について周辺住民へ注意喚起することとしております。

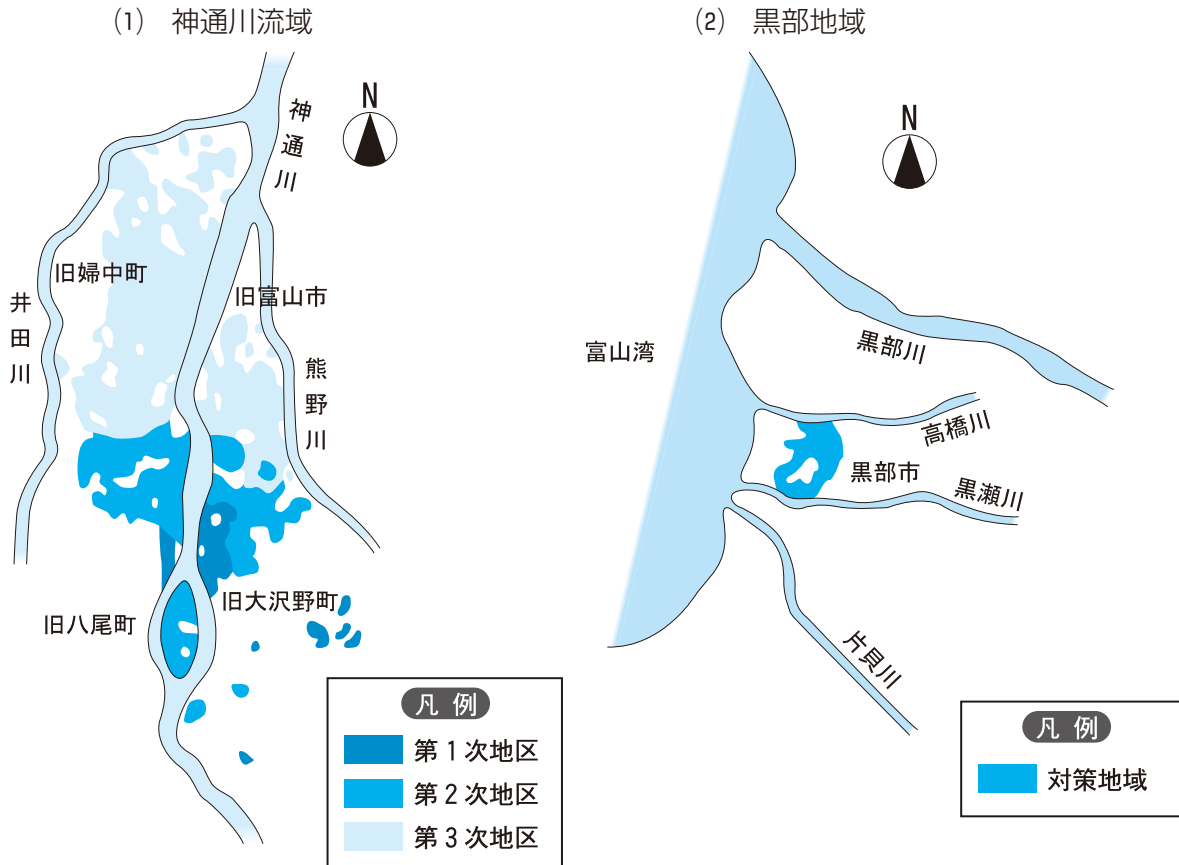
また、地下水汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法等により、有害物質を含む水の地下浸透を禁止

するとともに、有害物質を使用・貯蔵する施設の設置者には、定期的な施設の点検等が義務付けられています。

③ 化学物質対策

有害性が指摘されている化学物質については、近年、法令による規制が進み、環境リスク（環境の保全上の支障を生じさせる可能性）の低減が図られていますが、使用や排出の実態、環境濃度等の知見が不足しており、今後、実態の把握に努めることが必要となっています。このため、国では、11年7月に、多数の化学物質に係る環境リスクを適切に管理することを目的として「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化学物質排出把握管理促

図4-9 農用地土壌汚染対策地域



進法」という。)を制定し、13年4月からPRTR制度が運用されています。

化学物質による環境汚染については、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき対策を推進しており、特に環境基準が設定されたベンゼン、ダイオキシン類等については、環境濃度、排出状況等の把握に努めています。

また、工場・事業場における化学物質の適正管理の徹底を指導するとともに、地下水や土壌の汚染がみられる場合には、地下水の浄化、汚染土壌の除去等の措置を講じさせるなど、汚染の拡散による健康被害の防止を図っています。

一方、ゴルフ場の農薬については、平成2年4月に定めた「ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」に基づく取組みを推進し、農薬の安全かつ適正な使用及び管理の確保と農薬による被害防止を図っています。

また、農業分野においては、環境にやさしい農業の推進のため、「第2期とやま「人」と「環境」にやさしい農業推進プラン」（4年3月）を策定し、化学肥料・農薬の使用の低減、有機物資源の有効活用等、環境への負荷の少ない農業の重要性を啓発する運動を展開しています。

さらに、「みどりの食料システム戦略」（3年5月）に基づき、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う持続性の高い農業生産方式を導入する農業者（エコファーマー）を育成するため、積極的な啓発活動を展開しています。

④ 生活排水対策

本県では、全国に先駆けて「全県域下水道化構想」（平成2年度）を策定し、県と市町村が一体となり積極的に汚水処理施設整備を進めてきており、現在は、30年度に策定した「全県域下水道

ビジョン2018」に基づき、污水处理施設未普及地域での整備を実施するとともに、より効果的、経済的な污水处理整備を進めるため、更新時期を迎える処理場について、統廃合を推進しています。

また、浄化槽の設置については、昭和62年度から国が市町村に対して補助を行っており、県も63年度から市町村への補助を行っています。

⑤ 公害苦情・紛争

公害紛争処理法に基づき本県の公害審査会に係属した公害紛争処理事件は、3年度までで12件となっています。

また、県又は市町村が受理した大気汚染、水質汚濁等の典型7公害についての苦情件数は、図4-10のとおり、昭和47年度の545件をピークに減

少しており、3年度は173件となっています。その内訳は、水質汚濁に関するものが53件と最も多く、また、発生源別では、図4-11のとおり、家庭生活48件、発生源不明31件、生産工場26件の順となっています。

なお、人口100万人当たりの苦情件数は、図4-12のとおり、本県は全国に比べて苦情の少ない県となっています。

公害健康被害者に対しては、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、原因者負担により、公害によって生じた健康被害の損失に対する補償が行われており、医療費、療養手当等の給付がなされています。本県では、昭和44年12月に神通川下流区域のイタイタイ病が指定を受けています。3年度末現在、カドミウム汚染に起因す

図4-10 苦情件数の推移（典型7公害）

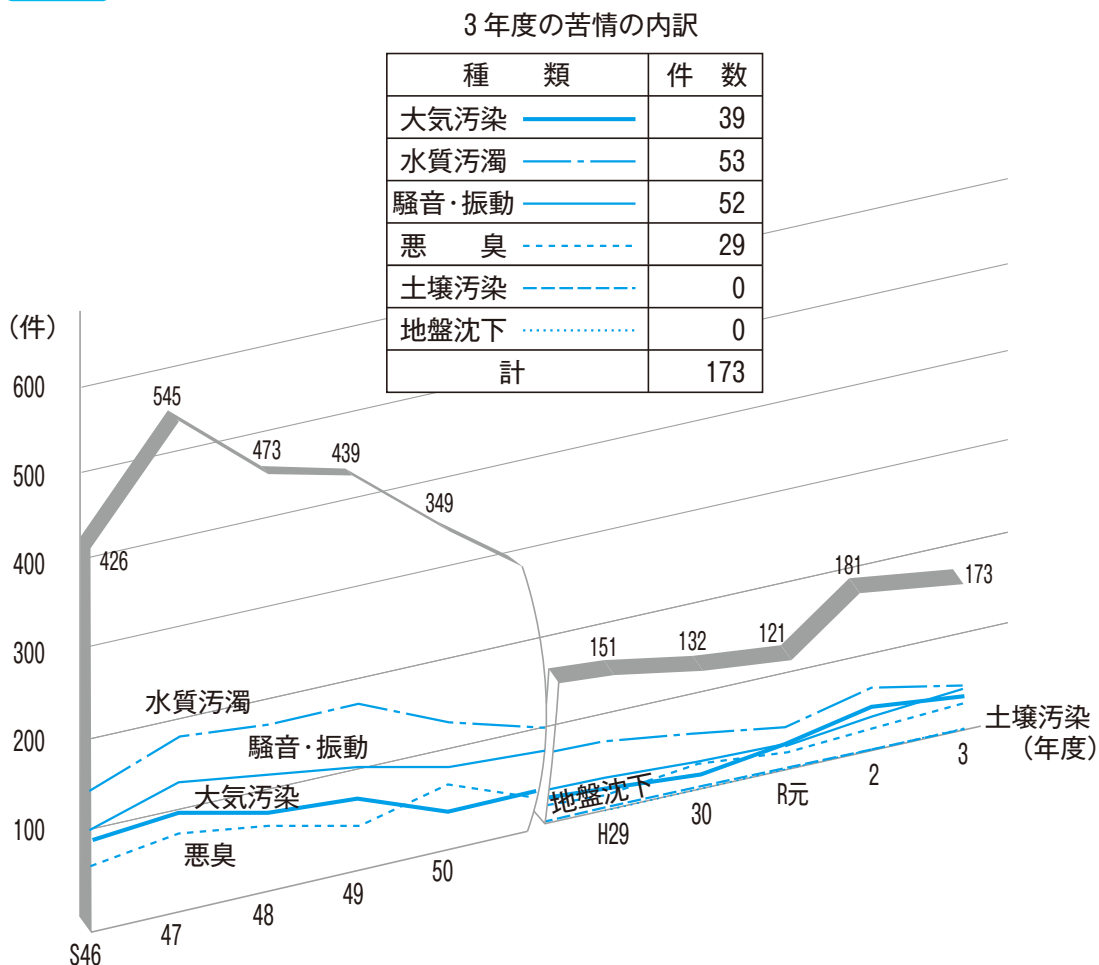


図4-11 苦情の発生源別の推移（典型7公害）

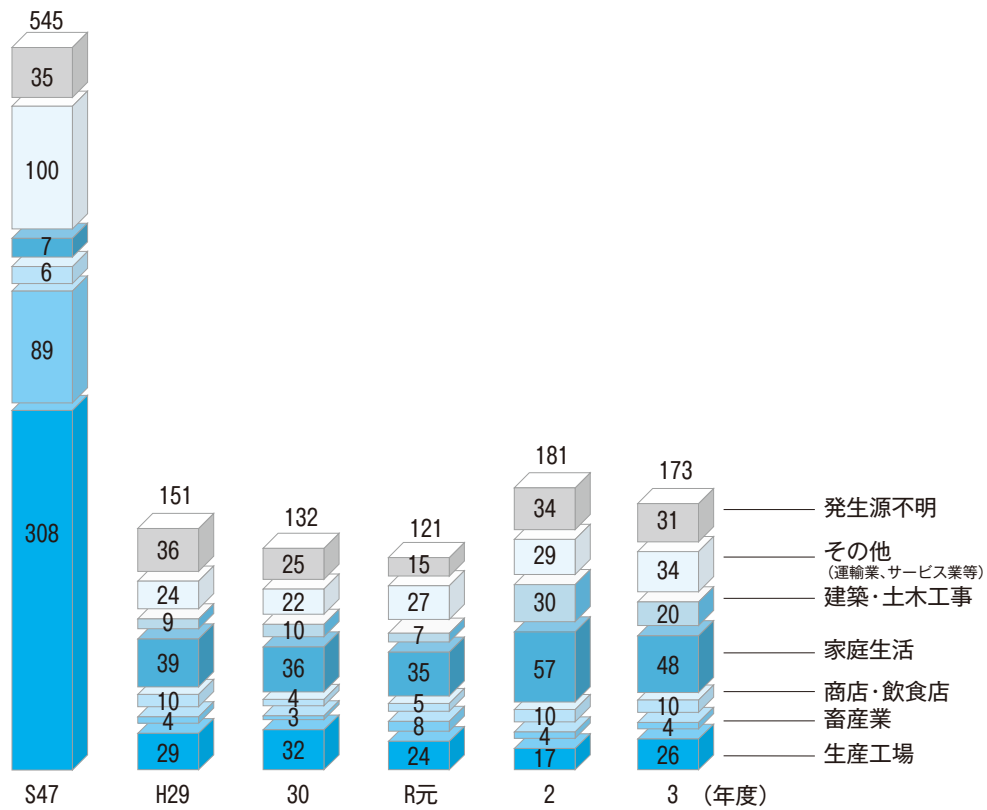
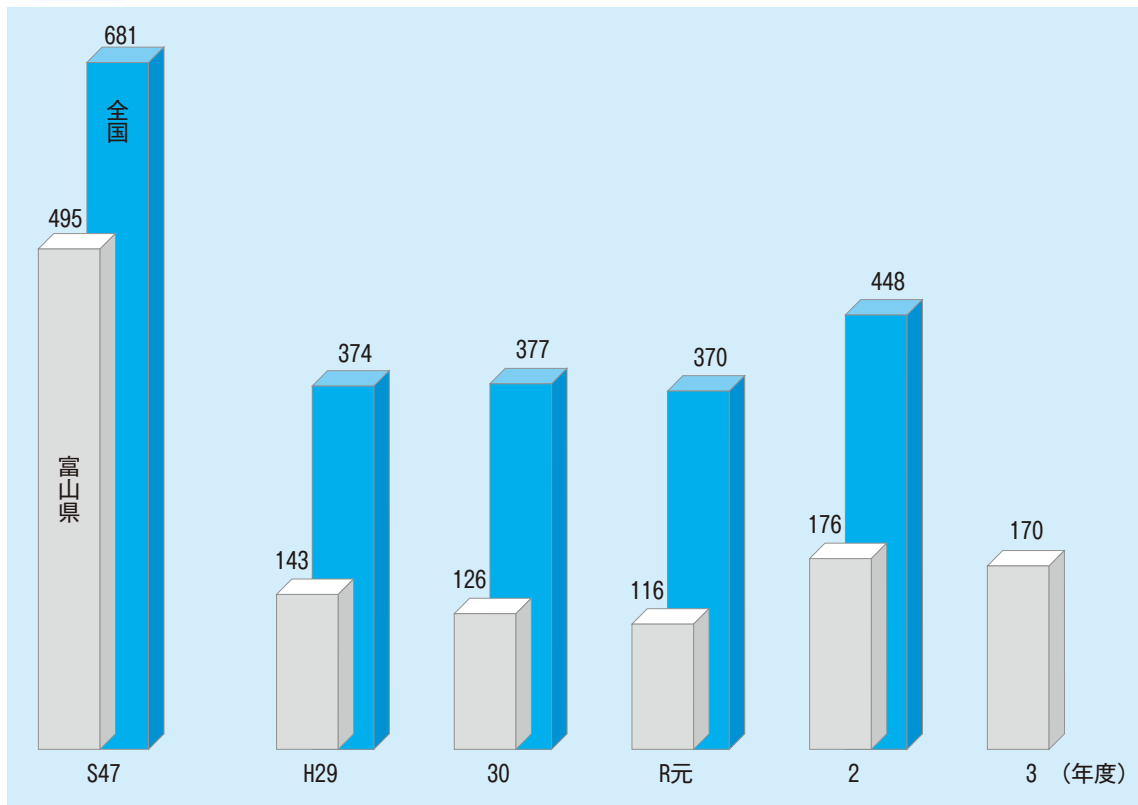


図4-12 人口100万人当たりの苦情件数の推移（典型7公害）



注 人口100万人当たりの苦情件数 = (苦情件数/人口) × 100万人

る公害病であるイタイイタイ病に認定された患者は200人、要観察者は344人となっています。

(2) 講じた施策

① 水質汚濁事故対策

水質汚濁事故対策連絡会議において事故発生時の連絡体制の確保を図るとともに、事故時に迅速に対応するための訓練を行ったほか、事業者や一般家庭に事故防止を呼びかけるチラシを配布しました。

② 土壌・地下水汚染対策

ア 農用地の土壌汚染対策

(ア) 神通川流域

神通川流域では、昭和46年に「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」が施行されたことに伴い、同年農用地におけるカドミウム汚染調査を開始しました。

46～51年度の6年間にわたって、両岸の農用地約3,130haを対象に、玄米2,570点、土壌1,667点について調査した結果、表4-16のとおり、カドミウムによる玄米及び土壌の汚染が確認されました。

このうち、玄米中のカドミウム濃度が1.0ppm以上の汚染米が検出された地点は230地点で、汚染米発生地域の面積は約500haとなっています。

また、この調査結果に基づき、汚染米発生地域とその近傍地域のうち汚染米が発生するおそれがある地域をあわせた1,500.6haを農用地土壌汚染対策地域（以下「対策地域」という。）として指定しました。対策地域内の汚染状況は、表4-17のとおりでした。

神通川流域の対策地域面積は1,500.6haと広大な地域に及ぶことから、対策計画を上流部から順次分割して策定し、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に

基づき、第1次地区の96.4haについては55年2月、第2次地区の450.5haについては59年1月（平成3年9月に変更）、残る第3次地区の953.7haについては平成4年2月（15年6月に変更）に、それぞれ対策計画を策定しました。

対策計画に係る事業費は、第1次地区が1,783,000千円、第2次地区が10,940,000千円（3年9月の変更後は9,054,856千円）、第3次地区が19,291,900千円（15年6月の変更後は24,232,000千円）であり、第1～3次地区に係る公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画により負担がなされました。

対策計画が策定されると、土地改良法等に基づき、公害防除特別土地改良事業（以下「公特事業」という。）が実施されることになり、第1次地区については、昭和55年10月に公特事業として事業計画が確定し、58年度に面工事が完成、第2次地区については、59年6月に事業計画が確定し、平成4年度に面工事が完成、第3次地区については、4年9月に事業計画が確定しました。また、18年からは市街化区域内に残っている汚染農用地の土壌復元にも取り組みました。公特事業は23年度をもって完了し、第1～3次地区において、763.3haが水田に復元されました。

(イ) 黒部地域

黒部地域では、昭和45年に黒部市の旧日本鉱業(株)三日市製錬所周辺地域の農用地が、カドミウム環境汚染要観察地域に指定されました。このため、46～48年度の3年間にわたって同工場周辺の農用地約250haを対象に、玄米316点、土壌（作土）225点についてカドミウム濃度を調査した結果、表4

表4-16 玄米及び土壌中カドミウム濃度（神通川流域）（昭和46～51年度調査）

玄米中カドミウム濃度（ppm）	点数	比率（%）	土壌中カドミウム濃度（ppm）	点数	比率（%）
0.40未満	1,589	62	0.50未満	185	11
0.40～0.99	751	29	0.50～0.99	725	44
1.00～1.99	198	8	1.00～1.99	500	30
2.00以上	32	1	2.00以上	257	15
計	2,570	100	計	1,667	100

表4-17 対策地域内玄米及び土壌中カドミウム濃度（神通川流域）

玄米中（ppm）		土 壌 中（ppm）			
		作 土		次 層 土	
点数	平均	点数	平均	点数	平均
544	0.99	544	1.12	304	0.70

- 18のとおり、カドミウムによる玄米及び土壌の汚染が確認されました。

玄米中カドミウム濃度が1.0ppm以上の汚染米が検出された地点は7地点で、汚染米発生地域の面積は約8haとなっています。

この調査結果に基づき、汚染米発生地域と近傍地域をあわせた129.5haを対策地域として指定しました。対策地域内の玄米及び土壌の汚染状況は、表4-19のとおりでした。

黒部地域の対策地域面積は129.5haで、当該地域については、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、平成3年11月（8年9月、20年3月に変更）に対策計画を策定しました。対策計画に係る事業費は、2,936,000千円（変更後は4,005,700千円、5,307,927千円）であり、対策地域に係る公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画によって費用負担がなされました。

また、公特事業については、4年1月に県営公特事業として事業計画が確定したため、2月から工

事に着手し、9年度には農業振興地域内の土壌復元が完了しました。20年度からは黒部市用途地域内に残っている汚染農用地の土壌復元にも取り組みました。公特事業は26年度をもって完了し、黒部地区、黒部2次地区において61.2haが復元されました。

(ウ) 産米流通対策地域

農用地土壌汚染対策地域周辺に位置する地域で、玄米中カドミウム濃度が0.4ppm以上1.0ppm未満の米が産出された地域を産米流通対策地域としました。

神通川流域では9年2月に対策計画を策定し、23年度をもって復元事業を完了しました。

黒部地域では9年11月に対策計画を策定し、復元事業は26年度に完了しました。

イ 市街地等の土壌汚染対策

(ア) 一定の規模以上の土地の形質変更

土壌汚染対策法では、3,000㎡以上（有害物質を使用する水質汚濁防止法の特定施設を設置又は一

表4-18 玄米及び土壤中カドミウム濃度（黒部地域）

（昭和46～48年度調査）

玄米中カドミウム濃度 (ppm)	点 数	比 率 (%)	土壤中カドミウム濃度 (ppm)	点 数	比 率 (%)
0.40未満	80	25	2.00未満	29	13
0.40～0.99	229	73	2.00～5.99	130	58
1.00～1.99	7	2	6.00～9.99	45	20
2.00以上	0	0	10.00以上	21	9
計	316	100	計	225	100

表4-19 対策地域内玄米及び土壤中カドミウム濃度（黒部地域）

玄 米 中 (ppm)		土 壤 中 (ppm)			
		作 土		次 層 土	
点 数	平 均	点 数	平 均	点 数	平 均
44	0.79	44	7.57	19	0.85

時的に調査を免除されている場合は900㎡以上)の土地の形質変更を行う場合、知事(富山市内の場合)は市長)に届出を行うことが義務付けられているほか、土壤汚染のおそれがあると認めるときは、調査命令が発出されます。

3年度における土地の形質変更の届出件数は99件(中核市である富山市の区域を除く。)であり、いずれも調査命令は発出されませんでした。

(イ) 法の周知等

土壤汚染対策法の確実な運用を図るため、法の内容等について周知を図りました。

また、事業者等からの土壤汚染に関する相談や具体的な事案に対しては、人の健康被害防止の観点から適切な対策の指導・助言を行ったほか、必要に応じて周辺地下水の汚染状況等の確認調査を実施しています。

ウ 地下水汚染対策

水質汚濁防止法に基づき、地下水の水質測定計画を作成し、地下水質

を調査しました。平野部76地点のうち一部の地点で自然的原因により環境基準を超過していたものの、概ね環境基準を達成していました。また、過去に汚染が判明した3地域(9地点)では、汚染範囲の拡大は認められませんでした。

また、水質汚濁防止法に基づく工場・事業場への立入検査の結果、有害物質を使用・貯蔵する施設の点検を実施していない設置者は確認されませんでした。

③ 化学物質対策

ア PRTR制度の運用

(ア) PRTRデータの集計公表

4年3月に国から公表された化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTRデータの集計結果によると、本県における2年度の届出事業所数は489件で、その化学物質の排出・移動量の合計は6,464 tであり、全国の1.8%を占めていました。その内訳は、表4-20のとおり、大気や公共用水域への排出量が1,445 t (22%)、廃棄物等への移動量は5,019 t (78%)でした。

また、排出・移動量の推移は図4-13のとおり、元年度と比較すると、全体としては268 t 増加しました。

届出排出量の内訳を物質別にみると、表4-21のとおり、塗料等に使用されているトルエン（512 t）及びキシレン（242 t）、化学工場で溶媒に使用されるジクロロメタン（154 t）が大きな割合を占めていました。

なお、届出排出量と届出外排出量（小規模事業所、田、家庭、自動車等からの排出量を国が推計）を合計した総排出量は、表4-22のとおり、3,178 tと全国の1.0%を占めており、全国順位は39位でした。

(イ) 事業者による自主的な化学物質の排出削減の促進

事業者に対し、化学物質管理計画の策定や化学物質による環境影響の把握、削減対策等の検討に関し、技術的な支援又は助言を行うとともに、優良な取組事例等を紹介するウェブサイト「よくわかる！化学物質（環境リスク改善への道しるべ）」を活用した普及啓

発を実施しました。

イ ダイオキシン類への対応

(ア) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制の概要

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を図るため、工場・事業場から排出される排出ガスや排水について、排出基準を設定し、規制を行っています。また、規制の対象となる特定施設を設置する工場・事業場に対しては、毎年1回以上のダイオキシン類の測定及びその結果を知事(富山市の工場・事業場にあつては市長)へ報告することを義務付けています。

現在、廃棄物焼却炉等24種類の施設が特定施設とされており、3年度末の特定施設の届出状況は、総施設数が189施設（109工場・事業場）となっています。

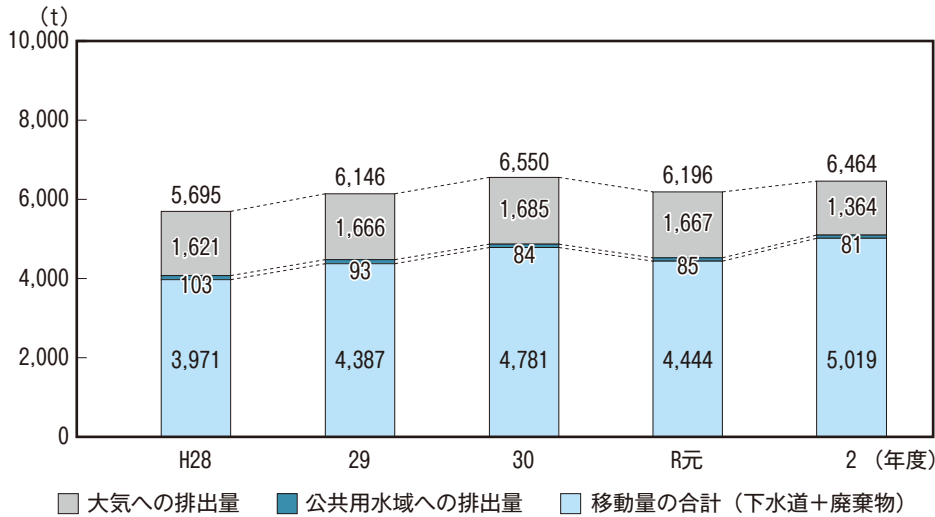
種類別にみると、大気基準適用施設（137施設）では、廃棄物焼却炉が90施設（構成比66%）と最も多く、次いでアルミニウム合金製造用溶解炉が45施設（構成比33%）となっています。水質基準

表4-20 届出排出・移動量の集計結果（2年度）

区 分		排 出 ・ 移 動 量 (t)	
		富 山 県	全 国
排 出 量	大 気	1,364 (21)	112,481 (32)
	公 共 用 水 域	81 (1)	6,527 (2)
	土 壌	— (—)	24 (0)
	埋 立	— (—)	5,081 (1)
	小 計	1,445 (22)	124,114 (35)
移 動 量	廃 棄 物	5,019 (78)	228,830 (65)
	下 水 道	0 (0)	782 (0)
	小 計	5,019 (78)	229,612 (65)
合 計 (t)		6,464 (100)	353,725 (100)

注1 ()内は届出排出・移動量の割合(%)です。
2 四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

図4-13 届出排出・移動量の経年変化



注 四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

表4-21 物質別届出排出量 (2年度)

物質	届出排出量 (集計値) (t/年)	
	富山県	全国
トルエン	512 (35)	41,790 (34)
キシレン	242 (17)	20,975 (17)
ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	154 (11)	8,287 (7)
その他	537 (37)	53,062 (43)
計	1,445 (100)	124,114 (100)

注1 ()内は届出排出量の割合 (%) です。
2 四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

表4-22 届出排出量及び届出外排出量 (2年度)

区分	届出排出量 (t/年)	届出外排出量 (t/年)					排出量合計 (t/年)
		対象業種	非対象業種	家庭	移動体	小計	
富山県	1,445 (45)	402 (13)	498 (16)	290 (9)	543 (17)	1,732 (55)	3,178 (100)
全国比 (%)	1.2	1.1	0.8	0.8	1.0	0.9	1.0
全国	124,114 (39)	38,012 (12)	65,470 (21)	35,236 (11)	54,782 (17)	193,500 (61)	317,614 (100)

注1 ()内は排出量の割合 (%) です。
2 四捨五入により、合計が一致しない場合があります。
3 届出外排出量は、現在、推計手法が改善されているところであり、手法が安定するまでは単純に推計値を比較することはできません。
4 「対象業種」とは、届出対象となる業種を営む事業者のうち、従業員数や化学物質の年間取扱量が届出要件未滿のものをいいます。
5 「非対象業種」とは、届出対象となっていない業種 (建設業、農林漁業、サービス業等) をいいます。
6 「移動体」とは、自動車、二輪車、船舶、鉄道車両、航空機等をいいます。
7 「家庭」とは、防虫剤、塗料、除草剤、殺虫剤、洗浄剤等の使用に伴う排出をいいます。

対象施設（52施設）では、廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設等が34施設（構成比65%）と最も多く、次いで特定施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設6施設（構成比12%）、アルミニウム又はその合金製造の用に供する廃ガス洗浄施設等4施設（構成比8%）となっています。

ダイオキシン類の汚染の状況を調査しており、3年度は、大気、河川水質、河川底質、海域水質、海域底質、地下水質及び土壌について、延べ74地点で調査を実施しました。

調査結果は、表4-23のとおり、河川底質について、富山市の富岩運河1地点で環境基準を超えていましたが、その他の地点では環境基準を達成していました。

- (イ) ダイオキシン類環境調査
ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、国、市町村と連携して、

表4-23 ダイオキシン類の調査結果（3年度）

区 分		調 査 地点数	調 査 結 果	環 境 基 準	環 境 基 準 超 過 地 点 数
大 気	住居地域	9	0.0038~0.024pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³	0
	工業地域	2	0.011~0.012pg-TEQ/m ³		0
	廃棄物焼却施設周辺	1	0.042pg-TEQ/m ³		0
水域水質 公用	河川	20	0.044~0.56pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L	0
	海域	4	0.042~0.062pg-TEQ/L		0
水域底質 公用	河川	11	0.099~430pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g	1
	海域	4	0.25~6.6pg-TEQ/g		0
地下水質		14	0.041~0.080pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L	0
土 壌	一般環境	8	0.022~0.73pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g	0
	発生源周辺	1	0.011pg-TEQ/g		0

注 大気（各地点年2回測定）及び河川水質（各地点年1~4回測定）の調査結果については、年平均値です。

表4-24 特定施設の設置者によるダイオキシン類測定結果の概要（3年度）

- (1) 大気基準適用施設

区 分	報 告 対 象 施 設 数	報 告 施 設 数	事 業 者 の 測 定 結 果
排 出 ガ ス	87 (49)	87 (49)	0~3.6ng-TEQ/m ³ N
ばいじん等	47 (35)	47 (35)	0~2.7ng-TEQ/g

注1 ()は工場・事業場数です。
2 中核市である富山市分を除きます。

- (2) 水質基準対象施設

区 分	報 告 対 象 施 設 数	報 告 施 設 数	事 業 者 の 測 定 結 果
事業場の排水	31 (10)	31 (10)	0.00016~9.5pg-TEQ/L

注1 ()は工場・事業場数です。
2 中核市である富山市分を除きます。

(ウ) ダイオキシン類発生源の監視指導

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置者による測定結果の概要は、表4-24のとおりであり、排出基準を超過している事例はみられませんでした。

(エ) 富岩運河等のダイオキシン類対策の推進

ダイオキシン類による水質や底質の汚染が明らかになっている富岩運河等の対策について、13年度に学識経験者等からなる「富岩運河等ダイオキシン類対策検討委員会」を設置し、汚染原因の調査や対策工法の検討等を進めています。26年度からは、検討結果を踏まえて中島閘門上流部の対策工事を実施しており、この工事費の一部については、公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画により負担がなされています。

なお、国土交通省においては、15年3月に「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針」、19年7月に港湾・河川事業共通の新たな技術基準や処理工法に関する「底質ダイオキシン類対策の基本的考え方」を取りまとめ、17年3月には富岩運河の底質を材料として行った実験結果を「港湾における底質ダイオキシン類分解無害化処理技術データブック」として取りまとめて公表するなど、ダイ

オキシン類汚染底質の無害化処理技術の開発に取り組んでいますが、大量の汚染土の処理技術としては経済性、施工性、安全性等において課題が多いことから、さらなる安全で低コストな無害化処理技術の確立を国に要望しているところです。

富岩運河のしゅんせつ土砂を搬入した富山新港東埋立地については、15年5月に汚染土を遮水シートと土砂で覆う対策を完了しており、周辺環境の監視を継続して行っています。

ウ 有害大気汚染物質への対応

住居地域や工業地域等において、大気中のベンゼンやトリクロロエチレン等の有害大気汚染物質の環境調査を実施しました。

環境基準が設定されているベンゼン等の調査結果は、表4-25のとおり、ベンゼンは0.50~0.83 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (地点別年平均値、以下同じ。)、トリクロロエチレンは<0.1~3.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンは0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満、ジクロロメタンは0.91~4.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、4物質ともすべての地点で環境基準を達成していました。

また、その他の優先取組物質であるアクリロニトリル等の調査結果は、表4-26のとおり、指針値が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びニッケル化合物等については、すべての地点で

表4-25 ベンゼン等環境基準設定物質の調査結果及び環境基準の達成状況（3年度）

区分	項目 環境基準 物質 調査地点	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				環境基準の適 (○)、否 (×)				調査機関
		3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 であること	130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 であること	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 であること	150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 であること	ベンゼン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロ メタン	
		ベンゼン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロ メタン	ベンゼン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロ メタン	
一般環境	富山芝園	0.50	<0.1	<0.1	0.91	○	○	○	○	富山市
	小杉太閤山	0.58	<0.1	<0.1	1.7	○	○	○	○	
固定発生源周辺 及び沿道	高岡大坪	0.83	3.0	<0.1	4.0	○	○	○	○	富山県

表4-26 アクリロニトリル等その他の優先取組物質の調査結果（3年度）（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

項 目	地点別平均値	指針値	2年度全国調査結果（環境省）		
			平均	最小	最大
アクリロニトリル	<0.1	2	0.050	0.0014	0.95
塩化ビニルモノマー	<0.1	10	0.035	0.0019	1.1
塩化メチル	1.3 ~1.4	94	1.4	0.32	4.1
クロロホルム	0.18 ~1.0	18	0.27	0.0040	13
1,2-ジクロロエタン	0.10 ~0.13	1.6	0.16	0.017	4.0
1,3-ブタジエン	<0.1	2.5	0.074	0.0018	1.4
水銀及びその化合物	0.0016 ~0.0020	0.04	0.0017	0.00017	0.0057
ニッケル化合物	<0.004 ~0.0084	0.025	0.0025	0.00013	0.014
ひ素及びその化合物	<0.0006 ~0.0011	0.006	0.0015	0.000075	0.050
マンガン及びその化合物	<0.014	0.14	0.020	0.0012	0.13
アセトアルデヒド	0.71 ~1.6	120	2.0	0.64	14
トルエン	1.6 ~7.2	—	5.8	0.33	180
ベリリウム及びその化合物	<0.0002	—	0.000018	0.0000019	0.00010
クロム及びその化合物	<0.005 ~0.016	—	0.0039	0.00019	0.026
ベンゾ（a）ピレン	<0.00003 ~0.000034	—	0.00016	0.0000081	0.0031
ホルムアルデヒド	1.1 ~2.2	—	2.4	0.92	11
酸化エチレン	0.036 ~0.038	—	0.070	0.016	0.72

注 富山市分を含みます。

指針値を下回っていました。

エ 農薬等への対応

(ア) ゴルフ場農薬への対応

ゴルフ場農薬については、「ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」の対象となる県内15か所のゴルフ場において事業者による排水の自主測定が実施されており、その結果、一部のゴルフ場において環境省の定める水産指針値を超えていたため、農薬の適正使用について指導を行いました。

また、県が8か所のゴルフ場において実施した排水の水質調査結果については、すべて環境省の指針値以下でした。

(イ) 農薬・化学肥料への対応

農業分野においては、農薬の適用農作物・適用病害虫等の対象、

使用目的や効果、使用上の注意点に対する十分な理解の徹底を図り、適正な使用について指導しました。

また、農薬の飛散を原因とする住民・農作物・周辺環境への影響が生じないように、農薬の適正使用や化学合成農薬のみに依存しない総合的な防除方法の普及啓発に努めました。

このほか、27年3月に策定した「とやま「人」と「環境」にやさしい農業推進プラン」に基づき、化学肥料・農薬の使用の低減に取り組むエコファーマーの延べ認定者数を3年までに4,000人を目標に育成しており、3年度の認定者数は4,118人でした。

オ 食品等の汚染対策

水銀、PCB等の有害物質による汚染状況を把握するため、魚介類中

表4-27 毒劇物業務上取扱者の監視状況（3年度）

区 分	電気めっき業	金属熱処理業	運送業	その他 (届出不要)	計
工場・事業場	27	1	24	—	52
立 入 件 数	9 (3)	1 (1)	5 (0) [1 (1)]	0	15 (4) [1 (1)]

注1 ()内は指導件数です。

2 []内は、県警察本部の依頼により実施した路上取締件数です。

の水銀及び食品中のPCB調査を実施しました。

その結果、魚介類中の水銀については、いずれも暫定規制値（総水銀0.4ppm、メチル水銀0.3ppm）以下でした。

また、食品中のPCBについては、暫定規制値（0.1～3ppm）以下でした。

カ 毒物劇物の監視指導

毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物業務上取扱者延べ15工場・事業場を対象に立入検査を実施し、毒物劇物の飛散や流出等の防止措置及び保管管理の状況等について調査を行い、うち4工場・事業場に対し、法に基づく届出等を指導しました。監視状況は表4-27のとおりです。

また、講習会を開催し、適正な毒物劇物の保管管理について指導しました。

④ 生活排水対策

ア 下水道の整備

流域下水道のうち、高岡市等5市を対象とした小矢部川流域下水道事業は、昭和62年度から供用を開始し、射水市等3市を対象とした神通川左岸流域下水道事業は、平成9年度から供用を開始しています。

また、公共下水道については全市町村で、特定環境保全公共下水道については富山市等10市4町で事業を実施しています。

なお、3年度末の下水道処理人口

普及率は86.7%（全国第8位、全国平均普及率80.6%）となっています。

イ 農村下水道の整備

農村下水道の整備は、農業集落排水事業や漁業集落排水事業等により実施しています。

3年度末現在、農業集落排水事業については13市町156地区（対象人口118,355人）で、漁業集落排水事業については2市町3地区（対象人口2,138人）で実施しています。

ウ コミュニティ・プラントの整備

コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）は、郊外型ミニ下水道ともいうべき生活雑排水とし尿をあわせて処理する施設で、整備や適正な維持管理が図られています。

3年度末現在で、1市で2施設（計画処理人口1,690人）が供用されています。

エ 浄化槽の整備

3年度は、11市町において浄化槽設置推進事業が進められた結果、116基の合併処理浄化槽が設置され、3年度末現在での設置数は、14市町において10,536基となっており、13年4月以降新たな設置が禁止された単独処理浄化槽の設置数は25,688基となっています。

⑤ 公害苦情・紛争

ア 公害紛争処理対策

公害紛争処理制度は、公害に関す

る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため設けられたものであり、県では公害審査会や公害苦情相談員を設けて、迅速かつ適切な解決に努めています。

イ 苦情対策

県では、工場・事業場の監視等により施設の適正な維持管理を指導し、苦情の未然防止に努めています。

また、苦情が発生した場合は、市町村等と連携して、速やかな現地調査を実施し、苦情の原因について改善等を指導するとともに、関係者の調整を図るなど、円滑な解決に努めています。

ウ 公害健康被害対策

県では、患者等の救済を図るため、昭和42年に「イタイイタイ病患者及び疑似患者等に関する特別措置要綱」を制定し、43年1月から公費に

よる医療救済を実施しました。

また、44年12月に公布された「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」の施行以降、県では、関係法令に基づき、平成13年5月の環境省環境保健部長通知等の国の示す基準に従い、県公害健康被害認定審査会に諮ったうえで、イタイイタイ病患者等の認定を行っています。

さらに、患者及び要観察者の治療の促進と発病の予防を図るため、保健師等による家庭訪問等による保健指導を実施したほか、要観察者に対して管理検診を実施し、健康管理に努めています。

このほか、神通川流域で患者の発生のおそれのある地域の住民に対し、検診を実施しています。

一方、黒部市の旧日本鉱業(株)三日市製錬所周辺地域は、昭和45年5月に国がカドミウム環境汚染要観察地域として指定した地域であり、県では、45年から平成30年まで毎年住民の健康調査を実施しました。

3 県土美化活動の推進

(1) 現況

うるおいとやすらぎのある住みよい郷土をつくるためには、県民の美化意識やモラルの高揚のほか、身近にある散乱ごみを減らしていく取組みが必要です。

このため、「県土美化推進県民会議」が中心となり、「まちやむらを美しくする運動」など地域住民等と協力して県民総ぐるみの清掃美化活動が行われているほか、沿岸、上流エリアの市町村や関係団体等と連携して清掃美化活動を行う「みんなできれいにせんまいけ大作戦」を展開しています。

また、「道路愛護ボランティア制度」や「ふるさとリバーボランティア支援制度」により、清掃美化活動への支援を行っています。

(2) 講じた施策

ア 県土美化推進運動等の推進

地域住民等が主体となり、継続的な清掃美化活動が期待できるアダプト・プログラム事業により、地域住民と行政との協働体制づくりが推進されてい

ます。3年度は7市164団体等が登録し、行政の後押しを受けながら、率先して地域環境美化活動を進めました。

その活動を通して地域への愛着心や美化意識、住民意識が高まり、さらにサインボードの設置等により、ポイ捨ての抑止効果にもつながっています。

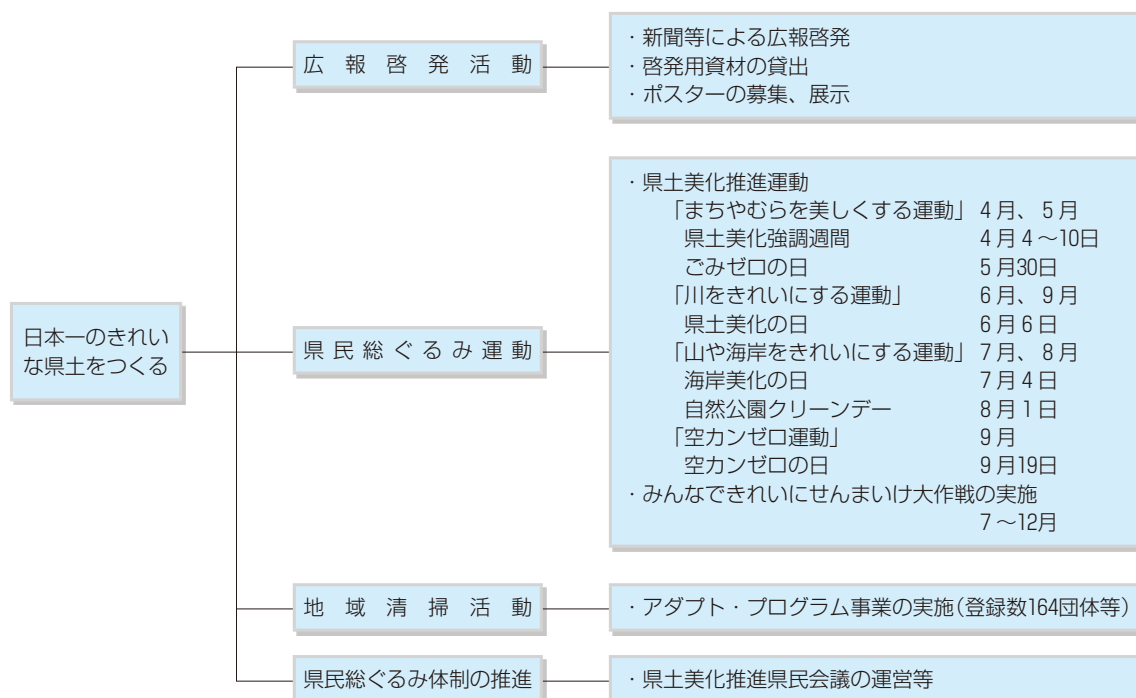
また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「新しい生活様式」を踏まえながら、15市町村で約20,200人の参加により「みんなできれいにせんまいけ大作戦」を展開しました。

イ 県民や団体との連携による清掃美化活動の推進

県管理道路における継続的・積極的な美化推進を図るため、「道路愛護ボランティア」活動が14市町90団体4,368人の参加により行われました。

このほか、県管理河川においては、「ふるさとリバーボランティア支援制度」を活用して、河川愛護ボランティア団体（115団体登録）等により、河川環境の美化保全等が行われました。

図4-14 県土美化推進運動の概要（3年度）



4 海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進

(1) 現況

海岸漂着物は県内のすべての海岸で確認されており、個数で見ると、人工物の中ではプラスチック類の割合が高く、飲料用ペットボトルや食品容器、弁当がら等日常生活に伴って発生するものが多くなっています。漂着量は、台風や大雨等の出水の状況によって毎年変動しています。また、大きさ5mm以下の微細な「マイクロプラスチック」が、調査した県内10海岸のすべてで確認され、食品容器や生活雑貨、肥料に用いる被覆材等の原材料となっているポリエチレンやポリスチレン、ポリプロピレンの割合が高くなっています。

県では、海岸漂着物対策推進地域計画を策定し、海岸管理者等、市町村、地域住民及び民間団体などの連携のもと、海岸漂着物の円滑な回収・処理を進めるとともに、3Rの取組みなど海岸漂着物の発生抑制を推進しています。また、上流域を含めた県内全域の市町村や関係団体等と連携して海岸の清掃美化活動を行う「みんなできれいにせんまいけ大作戦」を展開しています。

海岸漂着物対策推進地域計画の概要は、表4-28のとおりです。

(2) 講じた施策

ア 海岸漂着物対策推進地域計画の推進

海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、関係団体・行政機関等と連携した回収・処理を実施するとともに、上流・下流の幅広い地域の関係団体及び行政機関が連携した発生抑制対策等を推進しました。

また、清掃活動にスポーツを掛け合わせ、チーム競技としての楽しさを加えて拾ったごみの量等を競う「スポーツごみ拾い大会」を開催する団体を支援し、普及に努めました。

さらに、スマートフォンアプリを活用した県民による自主的な清掃美化活動を促進しました。

イ 発生抑制対策の推進

海岸漂着物の発生源となる街なかの散乱ごみに関する住民参加型調査を実施し、その結果を踏まえて県民に海岸漂着物の発生抑制対策や清掃活動の実践を働きかけました。

また、本県の代表的な海岸において、漂着物の量や組成等を調査するとともに、県内河川や富山湾においてマイクロプラスチックの流出・漂流に関する調査を行うなど、漂流・漂着ごみの実態を把握しました。



街なかの散乱ごみ住民参加型調査 in 砺波

表4-28 海岸漂着物対策推進地域計画の概要

趣旨・位置づけ	①富山県における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための計画 ②海岸漂着物処理推進法第14条第1項の規定及び国の基本方針に基づき定める計画																
計画期間	2021（令和3）～2025（令和7）年度の5年間 （必要がある場合は速やかに見直し）																
目指す姿	県民一人ひとりが、海岸における良好な景観や環境、さらには海洋環境を守り・育てる心を持ち、より美しく豊かな海岸を目指してごみの発生抑制や清掃美化活動などに県民一体となって取り組む。																
目標を達成するための指標（抜粋）	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">①円滑な回収・処理の実施</th> <th colspan="2">②幅広い地域が連携した発生抑制対策の推進</th> </tr> <tr> <th>指標</th> <th>7年度(目標)</th> <th>指標</th> <th>7年度(目標)</th> </tr> <tr> <td>利用シーズン前の回収作業回数</td> <td>2回以上</td> <td>地域の環境美化活動の参加者数</td> <td>13万人</td> </tr> <tr> <td>海岸清掃活動に取り組む団体数</td> <td>120団体</td> <td>海岸漂着物の発生源の認知度</td> <td>60%</td> </tr> </table>	①円滑な回収・処理の実施		②幅広い地域が連携した発生抑制対策の推進		指標	7年度(目標)	指標	7年度(目標)	利用シーズン前の回収作業回数	2回以上	地域の環境美化活動の参加者数	13万人	海岸清掃活動に取り組む団体数	120団体	海岸漂着物の発生源の認知度	60%
①円滑な回収・処理の実施		②幅広い地域が連携した発生抑制対策の推進															
指標	7年度(目標)	指標	7年度(目標)														
利用シーズン前の回収作業回数	2回以上	地域の環境美化活動の参加者数	13万人														
海岸清掃活動に取り組む団体数	120団体	海岸漂着物の発生源の認知度	60%														
海岸漂着物等の対策	<p>① 円滑な処理の推進 海岸管理者等、沿岸市町、地域住民及び民間団体などの連携のもと、その円滑な処理を推進</p> <p>② 効果的な発生抑制の推進と流域が連携した取組みの拡大 上流域を含めた幅広い地域における清掃活動の展開、漂着の状況や発生源の把握に向けた調査の実施、刈草の河川・用水への流出防止の推進</p> <p>③ 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進 海岸漂着物について理解を深めるための環境教育の推進</p> <p>④ 美しい富山湾を守る取組みの国内外への情報発信 県民の海岸保全意識の醸成と活動への参加促進、国内外への情報提供</p> <p>⑤ 国際協力の推進 環日本海地域の自治体との交流を通じた地域レベルの連携の促進</p> <p>⑥ 多様な主体の役割分担と連携の確保 県民・事業者がボランティアとして自発的に参加しやすい体制づくり</p>																
海岸漂着物等の回収・処理	<p>●海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）の回収・処理における役割分担</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <td>人力では回収が困難な重さや量の海岸漂着物等、回収に危険な作業を伴う海岸漂着物等</td> <td>左記以外の海岸漂着物等</td> </tr> <tr> <th>回収</th> <td>海岸管理者等</td> <td>市町^{※1}、地域住民、民間団体など</td> </tr> <tr> <th>収集・運搬</th> <td>海岸管理者等</td> <td>市町</td> </tr> <tr> <th>処分</th> <td>海岸管理者等</td> <td>市町^{※2}</td> </tr> </table> <p>※1 海岸漂着物処理推進法及び基本方針に基づき、必要に応じ、海岸管理者等に協力する義務あり。 ※2 海岸管理者等からの協力依頼を受けて、廃棄物処理施設の処理能力の範囲内で実施するものを含む。</p> <p>●漂流ごみ等の処理について 漁業者が操業時に回収した漂流ごみ等について、陸揚げされた漁港等の漁港管理者等から協力依頼を受けた市町が、そのごみ処理施設等の処理能力の範囲内で運搬・処分を実施。当該処理施設等で処分できないものは、漁港管理者等が廃棄物処理法に基づき適正に運搬・処分を実施。</p>	区分	人力では回収が困難な重さや量の海岸漂着物等、回収に危険な作業を伴う海岸漂着物等	左記以外の海岸漂着物等	回収	海岸管理者等	市町 ^{※1} 、地域住民、民間団体など	収集・運搬	海岸管理者等	市町	処分	海岸管理者等	市町 ^{※2}				
区分	人力では回収が困難な重さや量の海岸漂着物等、回収に危険な作業を伴う海岸漂着物等	左記以外の海岸漂着物等															
回収	海岸管理者等	市町 ^{※1} 、地域住民、民間団体など															
収集・運搬	海岸管理者等	市町															
処分	海岸管理者等	市町 ^{※2}															

コラム

とやま海ごみボランティア部を設立！

富山県内の海岸では、依然としてほぼ全域で海岸漂着物が確認されており、その約8割は県内河川を通じて海に流出したものと考えられています。海岸漂着物対策を推進するためには、沿岸部だけでなく上流域を含む県内全域でのボランティアによる清掃活動や県民の海岸漂着物の問題への理解の促進が重要です。

このため、県では、海岸漂着物の原因となるごみの発生抑制や、日常的な清掃活動・ごみ拾いなどにみんなで取り組むことを目的として、県内の企業やグループ、ボランティア団体等が参加する「とやま海ごみボランティア部」を令和4年7月3日に設立しました。

各メンバーがそれぞれ活動を行っているほか、メンバーがワンチームとなった清掃活動の実施、海岸漂着物の現況や清掃活動の方法等を学び、メンバー同士の情報交換を行う講座「学びの場」を開催しています。



海岸清掃 in 岩瀬浜



学びの場

美しい富山湾を未来へつなぐ活動を一緒にしませんか？
とやま海ごみボランティア部への皆さんの入部をお待ちしております。

入部方法やこれまでの活動についてはとやま海ごみボランティア部のウェブサイトに掲載していますので、ぜひご覧ください。

<https://www.pref.toyama.jp/1705/kurashi/kankyoushizen/kankyou/toyamaumigomiboranthiabu.html>



5 イタイイタイ病の教訓の継承と発信

(1) 現況

本県で発生した日本の四大公害病の一つであるイタイイタイ病を知らない子どもたちの増加や関係者の高齢化等により、その教訓や克服の歴史の風化と関係資料の散逸が懸念されていることから、24年4月に開館した県立イタイイタイ病資料館において、イタイイタイ病の貴重な資料や教訓等を後世に継承するための各種事業を行っています。



県立イタイイタイ病資料館外観

(2) 講じた施策

イタイイタイ病の克服の歴史や教訓等を後世に継承するため、県立イタイイタイ病資料館において、特別企画展（報道がとらえたイタイイタイ病）、語り部事業、資料館に来て・見て・学ぼう事業を実施しました。

また、貴重な資料の収集・保存、小中学校の課外学習等の積極的な受入れ、5か国語に対応したウェブサイトや8か国語のリーフレット等の活用により、国内外への情報発信等を実施しました。



県立イタイイタイ病資料館展示室

指標の達成状況

環境基本計画に掲げる指標の達成状況は、表4-29のとおりです。

表4-29 指標の達成状況

指標名及び説明	概ね5年前	現 状	目 標 2030年度 (R12)
大気環境基準の達成率 一般環境観測局のうち、環境基準を達成している観測局の割合	二酸化硫黄 ：100% 二酸化窒素 ：100% 微小粒子状物質 ：100% 2016年度 (H28)	二酸化硫黄 ：100% 二酸化窒素 ：100% 微小粒子状物質 ：100% 2021年度 (R3)	二酸化硫黄 ：100% 二酸化窒素 ：100% 微小粒子状物質 ：100%
石綿除去作業現場における石綿濃度基準の達成率 石綿除去作業現場で測定した濃度の基準(10f/l以下)の達成率	100% 2016年度 (H28)	100% 2021年度 (R3)	100%
水銀排出基準の達成率 電気炉、廃棄物処理施設等の水銀排出施設における排出基準の達成率	— 2016年度 (H28)	100% 2021年度 (R3)	100%
水質環境基準の達成率 水質測定地点のうち、環境基準(河川：BOD、海域：COD)に適合している地点の割合	河川：100% 海域：100% 2016年度 (H28)	河川：100% 海域：100% 2021年度 (R3)	河川：100% 海域：100%
水質汚濁事故発生件数 油や化学物質の公共用水域への流出など水質汚濁事故の発生件数	49件 2016年度 (H28)	35件 2021年度 (R3)	25件以下 (R8)
汚水処理人口普及率 下水道や農村下水道、浄化槽等の汚水処理人口の普及割合	96.3% 2016年度 (H28)	97.6% 2021年度 (R3)	99%
県内市町村が実施した清掃美化活動の参加者数 県内市町村が実施した公園や道路、河川、海岸などの地域の清掃美化活動への参加者数	24万人 2016年度 (H28)	8.6万人 2021年度 (R3)	25万人以上